

山東鐵道車輛表

(大正四年二月十四日遺留品調査ニ據ル)

臨時鐵道聯隊

種類	品名	数量	備註	備考
貨車	平車	100		
	棚車	50		
	罐車	20		
	敞車	10		
	其他	5		
客車	普通車	5		
	餐車	1		
機車	1			
其他	1			
合計		182		

山東臨時鐵道聯隊
大正四年三月二十三日

客貨車一覽表

番 號	車 種	車 數		數	計	合 計	備 考
		制 動 機 有 ス ヲ ル モ ノ	制 動 機 有 セ ヲ ル モ ノ				
	(客 車)						
1	貴 賓 車	1		1	1		
2	食 堂 寢 台 車	3		3	3		
3	一 二 合 造 客 車	7	7	15	15		
4	二 等 客 車	2	3	5	5		
5	二 三 等 合 造 客 車		8	8	8		
6	三 等 客 車	20	4	24	46		
	貨 物 型 三 等 車	5	17	22			
7	事 務 車	1		1	1		
8	司 廚 車		1	1	1		
	計	39	41				
	(郵便及手荷物車)					80	
	郵便手荷物合造車	4		4	4		
9	ボキ一郵便車	3		3	6		
	普通郵便車		3	3			
10	手荷物緩急車	22			22		
	計	29	3				
	(貨 車)					32	
11	有蓋貨物車	76	179	246	346		
12	"	37	63	100			
13	木材運搬車	27	73	100	100		
14	石 炭 車	154	396	550	500		
15	四軸石炭車	13	27	40	40		
16	コークス車	21	53	74	74		
17	無蓋貨車(鋸湖)	4		4	4		
18	石 灰 車	6	14	20	20		
19	家 畜 車		5	5	5		
20	油 槽 車		12	12	12		
	計						
	(特種車輛)						
21	起重機車		3	3	3		
22	工具材料車	1		1	1		
23	標準秤量車		1	1	1		
	計	1	4				
						5	
	客 車				80		

	(客 車)					
1	貴 賓 車	1		1	1	
2	食 堂 寢 台 車	3		3	3	
3	一 二 合 造 客 車	7	7	15	15	
4	二 等 客 車	2	3	5	5	
5	二 三 等 合 造 客 車		8	8	8	
6	三 等 客 車	20	4	24	46	
	貨 物 型 三 等 車	5	17	22		
7	事 務 車	1		1	1	
8	司 廚 車		1	1	1	
	計	39	41			80
	(郵便及手荷物車)					
	郵便手荷物合造車	4		4	4	
9	ボキ一郵便車	3		3	6	
	普通郵便車		3	3		
10	手荷物緩急車	22			22	
	計	29	3			32
	(貨 車)					
11	有蓋貨物車	76	179	246	346	
12	"	37	63	100		
13	木 材 運 搬 車	27	73	100	100	
14	石 炭 車	154	396	550	500	
15	四 軸 石 炭 車	13	27	40	40	
16	コ ー ク ス 車	21	53	74	74	
17	無蓋貨車(輕調)	4		4	4	
18	石 灰 車	6	14	20	20	
19	家 畜 車		5	5	5	
20	油 槽 車		12	12	12	
	計					
	(特種車輛)					
21	起 重 機 車		3	3	3	
22	工 具 材 料 車	1		1	1	
23	標 準 秤 量 車		1	1	1	
	計	1	4			5
a	客 車				80	
b	郵便及手荷物車				32	
c	貨 車				1151	
d	特 種 車 輛				5	
	計				1268	1268
	共 他					
	保 線 用 台 車				24	
	ハ ン ド カ ー				14	
	軌 道 自 轉 車				2	
	計				40	40

客 車

1 番 號	2 車 種	3 車 號	4 略符號	5 幅 員			8 面 積	9 容 積	10 軸 距 間 離	11 積 重 載 量	12 車 數	13 制 動 機 種 類	14 備 考
				長	巾	側板高							
				m	m	m							
1	貴賓車	1	ab	13.64	2.82	2.35	4.07		11.30		1	貫手	
2	食堂寢台車	678	a	13.30	2.69	1.90	5.57		16.65		3	全上	
3	一、二等合造客車	11—17. 52	BC	13.78	2.82	2.174	38.86		11.28		8	全上	
		51.53—58	abt BC								7		
4	二等客車	112. 113	cdlabt	12.06	2.82	2.24	34.01		11.40		2	全上	
		155. 156. 160	cabt								3		
5	二、三等合造客車	157—159. 180—184	cdabt	12.06	2.82	2.24	34.01		11.50		8		制動機管ハ
6	三等客車 貨車 三等車	101—122	cab cd	12.06	2.82	2.24	34.01		11.50		20	全上	121. 122. 小面 積427. ニシテ 新造中 司厨装置喫ス
		151. 152. 143. 154.	cd	12.06	2.82	2.24	34.01		11.50		4		
		254. 255. 256. 257. 261. 263. 312. 316. 320 324. 325. 326. 329. 332. 333. 334. 335. 318. 301. 303. 305. 308	d dh	6.96	2.70	2.08	18.80		5.48		5 17		
7	事務車	506		9.57	2.82	2.334	29.7		6.00		1	全上	
8	司厨車	303		6.96	2.70	2.08	18.80		5.48		1		

計 80

2021-2022	木料製車	13
1921-1922	車製木	14
1821-1822	車製木	15
1721-1722	車製木	16
1621-1622	車製木	17
1521-1522	車製木	18
1421-1422	車製木	19
1321-1322	車製木	20
1221-1222	車製木	21
1121-1122	車製木	22
1021-1022	車製木	23
921-922	車製木	24
821-822	車製木	25
721-722	車製木	26
621-622	車製木	27
521-522	車製木	28
421-422	車製木	29
321-322	車製木	30
221-222	車製木	31
121-122	車製木	32

3001-3002	車製木	31
3003-3004	車製木	32
3005-3006	車製木	33

24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		

車製木

13	車製木	13
14	車製木	14
15	車製木	15
16	車製木	16
17	車製木	17
18	車製木	18
19	車製木	19
20	車製木	20
21	車製木	21
22	車製木	22
23	車製木	23
24	車製木	24
25	車製木	25
26	車製木	26
27	車製木	27
28	車製木	28
29	車製木	29
30	車製木	30
31	車製木	31
32	車製木	32
33	車製木	33
34	車製木	34
35	車製木	35
36	車製木	36
37	車製木	37
38	車製木	38
39	車製木	39
40	車製木	40
41	車製木	41
42	車製木	42
43	車製木	43
44	車製木	44
45	車製木	45
46	車製木	46
47	車製木	47
48	車製木	48
49	車製木	49
50	車製木	50
51	車製木	51
52	車製木	52
53	車製木	53
54	車製木	54
55	車製木	55
56	車製木	56
57	車製木	57
58	車製木	58
59	車製木	59
60	車製木	60
61	車製木	61
62	車製木	62
63	車製木	63
64	車製木	64
65	車製木	65
66	車製木	66
67	車製木	67
68	車製木	68
69	車製木	69
70	車製木	70
71	車製木	71
72	車製木	72
73	車製木	73
74	車製木	74
75	車製木	75
76	車製木	76
77	車製木	77
78	車製木	78
79	車製木	79
80	車製木	80
81	車製木	81
82	車製木	82
83	車製木	83
84	車製木	84
85	車製木	85
86	車製木	86
87	車製木	87
88	車製木	88
89	車製木	89
90	車製木	90
91	車製木	91
92	車製木	92
93	車製木	93
94	車製木	94
95	車製木	95
96	車製木	96
97	車製木	97
98	車製木	98
99	車製木	99
100	車製木	100

貨 車

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
番 号	車 種	車 號	略 符 號	幅 員			面 積	容 積	軸距 間離	積重 載量	車 數	制 動 機 種 類	備 考
				長	巾	側板高							
				m	m	m	qm	ebm	m	kg			
	有蓋貨物車	257. 252. 253. 255 256. 260. 264. 304. 306. 307. 309 310. 311. 313. 314 315. 317. 319. 321 322. 323. 327. 328 330. 331.	D _{Dg} ⁶⁹	6.96	2.70	2.08	18.80		5.48	15000	25	手用	
11	有蓋貨車	601 — 653 815 — 987	Hb. Hbj H	7.92	2.74	1.95	21.70	45032	4.50	15000	57	手用	
				7.92	2.74	2.10	21.70	45700	4.50	15000	138		
	有蓋貨車	654 — 658 836 — 850	Hbj Hnj Hnbj H	7.10	2.60	2.10	18.50		4.00	15000	15 8	手用	
12	有蓋貨車	701 — 715 716 — 737 1001 — 1025 1026 — 1065	Hgbj Hnj Hgj				29.01				15	手用	
				10.55	2.75	1.99		69.68	6.50	15000	22 25 38		
							28.40						
											計 346		

		1026—1065	Hgj								38	
--	--	-----------	-----	--	--	--	--	--	--	--	----	--

計 346

13	木材運搬車	6051—6077	Jb	10.15	2.70	0.40	27.04		6.50	15000	27	手用	
		6101—6174	Jbj Ji	10.15	2.70	0.40	27.04		6.00	15000	73		
14	石炭車	1301—1422	Kb,Kbj	5.30	2.89	1.30	15.30	19.89	3.30	15000	114	手用	父、符号補 スル記号、 モノアリ
		1501—1831	K	5.30	2.89	1.30	15.30	19.89	3.00	15000	329		
		4001—4038	Kbj	5.30	2.89	1.30	14.79	19.20	3.30	15000	40		
		4201—4266	Kj	5.30	2.89	1.30	14.79	19.20	3.30	15000	67		
15	四軸石炭車	5101—5113	KKbj	10.35	2.79	1.20	28.88	34.66	8.160	30000	13	手用	
		5301—5327	KKj								27		
16	コーリス車	2101—2105									5	手用	
		2151—2170									20		
		4501—4517	Lbj	7.72	2.834	1.50	21.88	32.82	4.50	15000	16	手用	
		4551—4583	L-j-								33		
17	無蓋貨車 (重量品用)	5001—5002	sbj	9.72	2.67	1.20	25.95	31.14	8.16	30000	2	手用	
		5003—5004		14.22	2.67	1.20	25.95	45.56	11.80	30000	2		

計 768

18	石灰車	2201—2203									3	手用
		2204—2206	M	5.29	2.89	1.25	15.30	22.50	3.30	15000	3	
		2251—2264									14	
19	家蓄車	2352. 2353. 2354. 2356 2362.	N	7.10	2.60	2.10	37.00	39.80	4.00	15000	5	
20	油槽車 角型 円筒型	2501—2505	O	6.666	25.98	1.085	17.30	19.00			5	外=一輛 新造中
		2506—2511	Oj	7.056	19.0	—	—	17.20			6	

計 36

特別車輛

21	起重機車	3001. 3002. 3003									3	
22	工具材料車	3011.		7.10	2.75	1.95	19.53		5.50		1	
23	標準秤量車 (衡橋等) 檢定用)	3020		5.27	2.60	0.46	13.70		3.30		1	

計 5

車 輛 簿

計 5

山東省南河鐵路局 車一覽表(甲)

番	所	備考
005	四方工場	
105	濟南	
205	坊子	
305	高密	
405	張店	
505	四方工場	
605	坊子	
705	四方工場	
805	青島	
905	濟南	
1005	坊子	
1105	濟南	
1205	坊子	
1305	濟南	
1405	坊子	
1505	濟南	
1605	坊子	
1705	濟南	
1805	坊子	
1905	濟南	
2005	坊子	
2105	濟南	
2205	坊子	
2305	濟南	
2405	坊子	
2505	濟南	
2605	坊子	
2705	濟南	
2805	坊子	
2905	濟南	
3005	坊子	
3105	濟南	
3205	坊子	
3305	濟南	
3405	坊子	
3505	濟南	
3605	坊子	
3705	濟南	
3805	坊子	
3905	濟南	
4005	坊子	
4105	濟南	
4205	坊子	
4305	濟南	
4405	坊子	
4505	濟南	
4605	坊子	
4705	濟南	
4805	坊子	
4905	濟南	
5005	坊子	

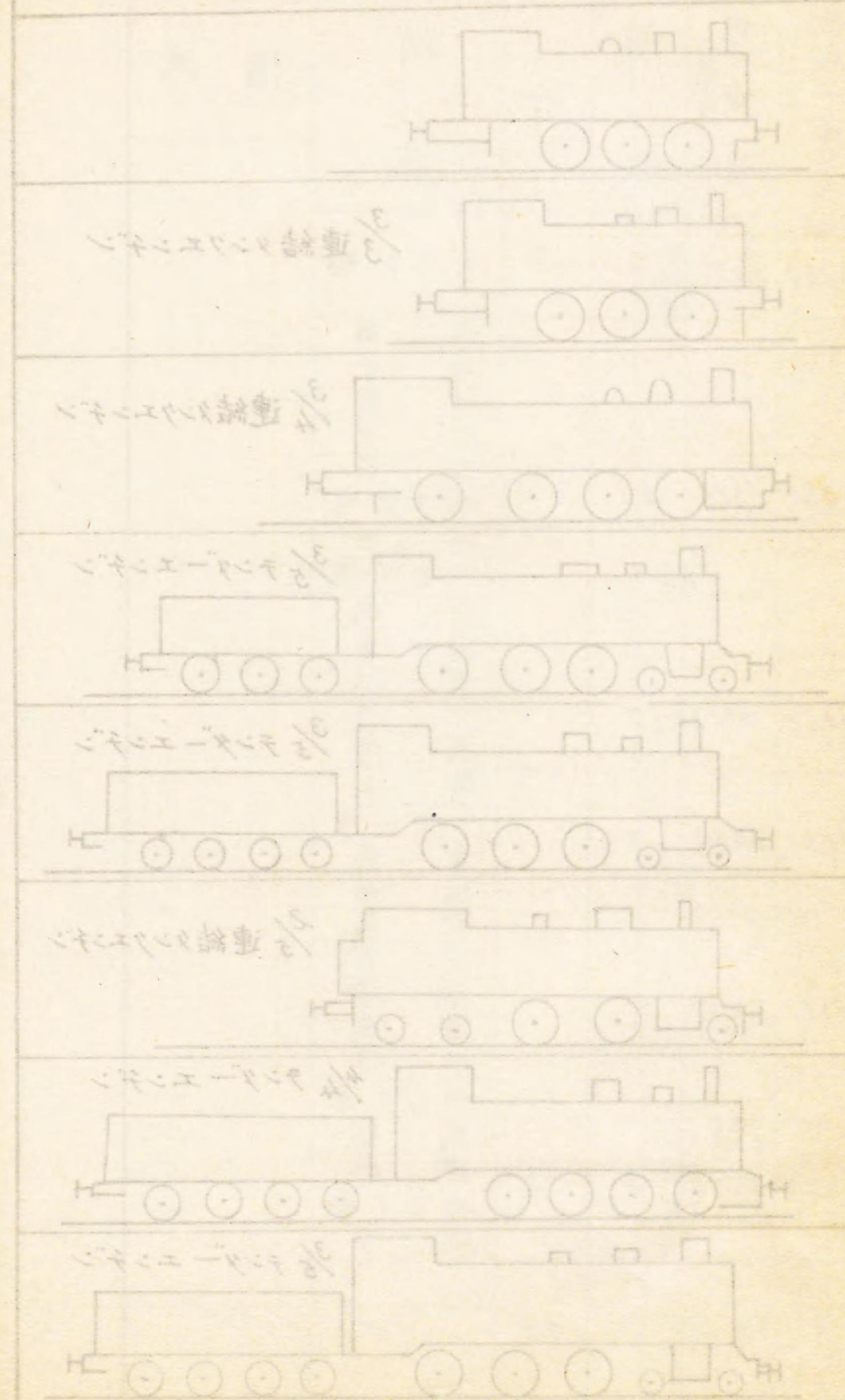
番	所	備考
001	四方工場	
002	濟南	
003	坊子	
004	高密	
005	張店	
006	四方工場	
007	坊子	
008	四方工場	
009	青島	
010	濟南	
011	坊子	
012	濟南	
013	坊子	
014	濟南	
015	坊子	
016	濟南	
017	坊子	
018	濟南	
019	坊子	
020	濟南	
021	坊子	
022	濟南	
023	坊子	
024	濟南	
025	坊子	
026	濟南	
027	坊子	
028	濟南	
029	坊子	
030	濟南	
031	坊子	
032	濟南	
033	坊子	
034	濟南	
035	坊子	
036	濟南	
037	坊子	
038	濟南	
039	坊子	
040	濟南	
041	坊子	
042	濟南	
043	坊子	
044	濟南	
045	坊子	
046	濟南	
047	坊子	
048	濟南	
049	坊子	
050	濟南	
051	坊子	
052	濟南	
053	坊子	
054	濟南	
055	坊子	
056	濟南	
057	坊子	
058	濟南	
059	坊子	
060	濟南	
061	坊子	
062	濟南	
063	坊子	
064	濟南	
065	坊子	
066	濟南	
067	坊子	
068	濟南	
069	坊子	
070	濟南	
071	坊子	
072	濟南	
073	坊子	
074	濟南	
075	坊子	
076	濟南	
077	坊子	
078	濟南	
079	坊子	
080	濟南	
081	坊子	
082	濟南	
083	坊子	
084	濟南	
085	坊子	
086	濟南	
087	坊子	
088	濟南	
089	坊子	
090	濟南	
091	坊子	
092	濟南	
093	坊子	
094	濟南	
095	坊子	
096	濟南	
097	坊子	
098	濟南	
099	坊子	
100	濟南	

山東鐵道(青島濟南間)機關車一覽表(甲)

種類	制式	番號	働輪上ノ重量 噸	總(炭水車ヲ含ム)重量 噸	員數	計	所在	備考		
八輪聯結	テ ン ダ ー	200.	5260	98.97	3	3	四方工場			
		201.								
		202								
六輪連結	テ ン ダ ー	51. 53. 55. 65.	42.80	93.24	23	28	濟南			
		52. 57. 59. 66.					坊子			
		54. 60. 63.					高密			
		64.					坊子			
		67.					張店			
		56. 58. 61. 62.					四方工場			
		68. 69.					坊子			
		70. 73.					四方工場			
		72.					青島			
		71.					濟南			
	301.	青島								
	302. 305	濟南								
	303. 304.	濟南								
	タ ン ク	タ ン ク	A B	30.80	30.80	7		嶧山		
			1. 4. 5.					四方工場		
			2.					青島		
		ク	ク	3.	53.82	53.82	7		濟南	
				16.					青島	
				17.					高密	
18. 20.				張店						
21.				濟南						
22.				坊子						
19.	四方工場									
四輪聯結	タ ン ク	101.	26.67	65.72	4	4	高密			
		102.					張店			
		103.					四方工場			
		104.					坊子			
合計						49				

Handwritten table with columns for locomotive details, including numbers and locations. The text is faint and partially illegible.

(山) 東山遊園地開業一覽表

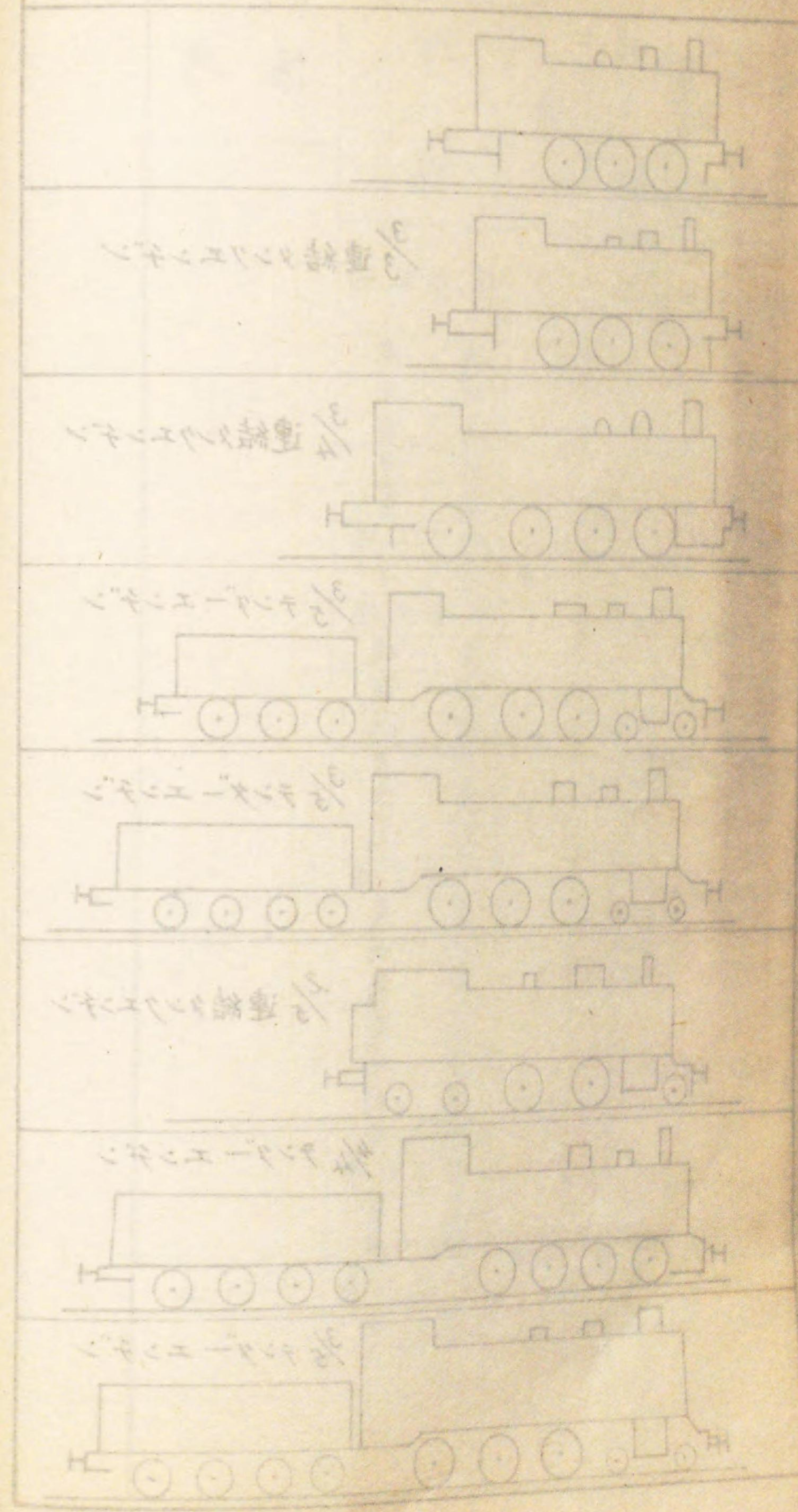


表

機関種別	車軸配置	全長	全高	全重	牽引力	速度	消費量	
							水	油
1/2 変換型	2-2-2	22.0	3.5	20.0	1.0	10	24	
1/2 変換型	2-2-2	22.0	3.5	20.0	1.0	3	30	
1/2 変換型	2-2-2	22.0	3.5	20.0	1.0	3	418	
1/2 変換型	2-2-2	22.0	3.5	20.0	1.0	3	48	
1/2 変換型	2-2-2	22.0	3.5	20.0	1.0	3	396	
1/2 変換型	2-2-2	22.0	3.5	20.0	1.0	3	475	
1/2 変換型	2-2-2	22.0	3.5	20.0	1.0	2	439	

機番 車號	連番 轉號	最速 大度 km/h	円中 筒径 mm	衝 程 mm	蒸氣 機式 kg cm	貯 水量	貯 炭量	空重 車量	動重 務量	總 輪重 kg	最 輪 大 壓	計 算 引 力	消 炭 費 量	消 水 費 量	消 油 費 量
-C- TRC	1 乃至 5	40	350	550	12	4	1500	23500	30800	30800	5150	4410	981	0.09	24
-C- J9L	16 乃至 22	60	430	636	12	52	2000	47025	53825	53825	7168	6212	9.76	0.13	30
28- 9L	51 乃至 67	55	500	630	12	12	500	50925	53425	48800	7400	3400	1866	0.23	418
28- 9S	68 乃至 73	55	500	630	12	16	500	50125	53425	42800	7400	8400	1866	0.23	48
132 J.J.L	107 乃至 104	75	450	560	12	8	3000	49675	65726	26675	6750	4979	10.8	0.13	396
10- 9L	200 乃至 202	45	520	530	12	16	5000	46600	52600	52600	1300	9812	1335	0.23	475
28- H.J.L	301 乃至 306	85	480	630	12	215	6500	54460	60420	41220	6900	4877	9385	0.12	439

(5) 秀蘭一車機燃直原東山



東山機關車性能一覽表

型號	68	100	200	300
貨物列車用				
旅客列車用				
貨物列車用				
旅客列車用				
0 4-6-0	24-4	0-8-0	4-6-0	
3.080	3.000	3.000	3.020	
0 4.220	4.210	4.200	4.250	
25 50925	49675	46600	54560	
25 58425	65728	52600	60420	
5 25375		25375	20500	
5 46375		46375	49000	
20 14800	13776	13900	13800	
43 14543	8800	13090	15650	
2 16	8	16	27.5	
0 8340	4380	8340	10850	
20 500	450	520	480	
10 630	560	630	630	
0 1.350	1.640	1.250	1.750	
2 12	12	12	12	
79 156.79	109.53	151.366	171.0	
3 2.43	1.98	2.289	2.46	
0 1.030	1.050	1.050	1.085	
0 8400	4979	9812	4777	
55	75	45	85	

型號	68	100	200	300
貨物列車用				
旅客列車用				
貨物列車用				
旅客列車用				
0 4-6-0	24-4	0-8-0	4-6-0	
3.080	3.000	3.000	3.020	
0 4.220	4.210	4.200	4.250	
25 50925	49675	46600	54560	
25 58425	65728	52600	60420	
5 25375		25375	20500	
5 46375		46375	49000	
20 14800	13776	13900	13800	
43 14543	8800	13090	15650	
2 16	8	16	27.5	
0 8340	4380	8340	10850	
20 500	450	520	480	
10 630	560	630	630	
0 1.350	1.640	1.250	1.750	
2 12	12	12	12	
79 156.79	109.53	151.366	171.0	
3 2.43	1.98	2.289	2.46	
0 1.030	1.050	1.050	1.085	
0 8400	4979	9812	4777	
55	75	45	85	

山東鐵道機關車性能一覽表

區 分	型 式	1	1	10	50	68	100	200	300
種 別		入換用水櫃附	貨物列車用水櫃附	貨物列車用水櫃附	貨物列車用水櫃附	貨物列車用水櫃附	旅客列車用水櫃附	貨物列車用水櫃附	旅客列車用水櫃附
車 輪 配 別		0-6-0	0-6-2	4-6-0	4-6-0	4-6-0	2-4-4	0-8-0	4-6-0
製 造 所 名									
製 造 年									
全 長	m								
全 幅	m	2690	2940	3.080	3.080	3.080	3.000	3.000	3.020
全 高	m	4150	4.165	4.220	4.220	4.220	4.210	4.200	4.250
機 關 車 重 量 空	Kg	23500	47025	50925	50925	50925	49675	46600	54560
同 上 實	Kg	30800	53825	58425	58425	58425	65728	52600	60420
炭 水 車 重 量 空	"			17825	25375			25375	20500
同 上 實	"			34825	46375			46375	49000
最 大 軸 壓	"	10300	14335	14800	14800	14800	13776	13900	13800
機 關 車 炭 水 車 全 輪 軸 距	m	3000	6100	13443	14543	14543	8800	13090	15650
容 水 量	Kl	4.	5.2	12.	16.	16.	8.	16.	27.5
載 炭 量	斤	2500	3340	8340	8340	8340	4380	8340	10850
汽 筒 中 徑	m	.350	.430	.800	.500	.500	.450	.520	.480
衡 程	"	.550	.630	.630	.630	.630	.560	.630	.630
働 輪 中 徑	"	1.100	1.340	1.350	1.350	1.350	1.640	1.250	1.750
蒸 氣 壓 力	Kg	12	12	12	12	12	12	12	12
傳 熱 面	Sq.m	60.053	107.9354	156.79	156.79	156.79	109.353	151.366	171.0
爐 格 面	"	1.352	1.53	2.43	2.43	2.43	1.98	2.289	2.46
聯 結 機									
緩 衝 機 中 心 高	m	1.050	1.040	1.030	1.030	1.030	1.050	1.050	1.085
制 動 機									
牽 引 力	Kg	4410	6212	8400	8400	8400	4979	9812	4777
每 時 間 最 大 速 力	Km	40	60	55	55	55	75	45	85

由	水	炭	水	機	機	機	機	機	機
製	製	製	製	製	製	製	製	製	製
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
m	m	m	m	m	m	m	m	m	m
2690	2940	3.080	3.080	3.000	3.000	3.020			
4150	4.165	4.220	4.220	4.210	4.200	4.250			
Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
23500	47025	50925	50925	49675	46600	54560			
30800	53825	58425	58425	65728	52600	60420			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
17825	25375								
34825	46375								
46375	49000								
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
10300	14335	14800	14800	13776	13900	13800			
m	m	m	m	m	m	m	m	m	m
3000	6100	13443	14543	8800	13090	15650			
Kl	Kl	Kl	Kl	Kl	Kl	Kl	Kl	Kl	Kl
4.	5.2	12.	16.	8.	16.	27.5			
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
2500	3340	8340	8340	4380	8340	10850			
m	m	m	m	m	m	m	m	m	m
.350	.430	.800	.500	.450	.520	.480			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
.550	.630	.630	.630	.560	.630	.630			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
1.100	1.340	1.350	1.350	1.640	1.250	1.750			
Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
12	12	12	12	12	12	12			
Sq.m	Sq.m	Sq.m	Sq.m	Sq.m	Sq.m	Sq.m	Sq.m	Sq.m	Sq.m
60.053	107.9354	156.79	156.79	109.353	151.366	171.0			
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
1.352	1.53	2.43	2.43	1.98	2.289	2.46			
m	m	m	m	m	m	m	m	m	m
1.050	1.040	1.030	1.030	1.050	1.050	1.085			
Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg	Kg
4410	6212	8400	8400	4979	9812	4777			
Km	Km	Km	Km	Km	Km	Km	Km	Km	Km
40	60	55	55	75	45	85			

山東鐵路機關車掛號一覽表

號數	型號	製造廠	製造年	重量	馬力	備註
300	300
301	301
302	302
303	303
304	304
305	305
306	306
307	307
308	308
309	309
310	310
311	311
312	312
313	313
314	314
315	315
316	316
317	317
318	318
319	319
320	320
321	321
322	322
323	323
324	324
325	325
326	326
327	327
328	328
329	329
330	330
331	331
332	332
333	333
334	334
335	335
336	336
337	337
338	338
339	339
340	340
341	341
342	342
343	343
344	344
345	345
346	346
347	347
348	348
349	349
350	350

山東鐵路機關車掛號一覽表(其二)

號數	型號	製造廠	製造年	重量	馬力	備註
301	301
302	302
303	303
304	304
305	305
306	306
307	307
308	308
309	309
310	310
311	311
312	312
313	313
314	314
315	315
316	316
317	317
318	318
319	319
320	320
321	321
322	322
323	323
324	324
325	325
326	326
327	327
328	328
329	329
330	330
331	331
332	332
333	333
334	334
335	335
336	336
337	337
338	338
339	339
340	340
341	341
342	342
343	343
344	344
345	345
346	346
347	347
348	348
349	349
350	350

328	西	南	西
327	北	南	西
326	東	南	西
325	西	南	西
324	東	南	西
323	北	南	西
322	東	南	西
321	西	南	西
320	東	南	西
319	北	南	西
318	東	南	西
317	西	南	西
316	東	南	西
315	北	南	西
314	東	南	西
313	西	南	西
312	東	南	西
311	北	南	西
310	東	南	西
309	西	南	西
308	東	南	西
307	北	南	西
306	東	南	西
305	西	南	西
304	東	南	西
303	北	南	西
302	東	南	西
301	西	南	西
300	東	南	西
299	北	南	西
298	東	南	西
297	西	南	西
296	東	南	西
295	北	南	西
294	東	南	西
293	西	南	西
292	東	南	西
291	北	南	西
290	東	南	西
289	西	南	西
288	東	南	西
287	北	南	西
286	東	南	西
285	西	南	西
284	東	南	西
283	北	南	西
282	東	南	西
281	西	南	西
280	東	南	西
279	北	南	西
278	東	南	西
277	西	南	西
276	東	南	西
275	北	南	西
274	東	南	西
273	西	南	西
272	東	南	西
271	北	南	西
270	東	南	西
269	西	南	西
268	東	南	西
267	北	南	西
266	東	南	西
265	西	南	西
264	東	南	西
263	北	南	西
262	東	南	西
261	西	南	西
260	東	南	西
259	北	南	西
258	東	南	西
257	西	南	西
256	東	南	西
255	北	南	西
254	東	南	西
253	西	南	西
252	東	南	西
251	北	南	西
250	東	南	西
249	西	南	西
248	東	南	西
247	北	南	西
246	東	南	西
245	西	南	西
244	東	南	西
243	北	南	西
242	東	南	西
241	西	南	西
240	東	南	西
239	北	南	西
238	東	南	西
237	西	南	西
236	東	南	西
235	北	南	西
234	東	南	西
233	西	南	西
232	東	南	西
231	北	南	西
230	東	南	西
229	西	南	西
228	東	南	西
227	北	南	西
226	東	南	西
225	西	南	西
224	東	南	西
223	北	南	西
222	東	南	西
221	西	南	西
220	東	南	西
219	北	南	西
218	東	南	西
217	西	南	西
216	東	南	西
215	北	南	西
214	東	南	西
213	西	南	西
212	東	南	西
211	北	南	西
210	東	南	西
209	西	南	西
208	東	南	西
207	北	南	西
206	東	南	西
205	西	南	西
204	東	南	西
203	北	南	西
202	東	南	西
201	西	南	西
200	東	南	西
199	北	南	西
198	東	南	西
197	西	南	西
196	東	南	西
195	北	南	西
194	東	南	西
193	西	南	西
192	東	南	西
191	北	南	西
190	東	南	西
189	西	南	西
188	東	南	西
187	北	南	西
186	東	南	西
185	西	南	西
184	東	南	西
183	北	南	西
182	東	南	西
181	西	南	西
180	東	南	西
179	北	南	西
178	東	南	西
177	西	南	西
176	東	南	西
175	北	南	西
174	東	南	西
173	西	南	西
172	東	南	西
171	北	南	西
170	東	南	西
169	西	南	西
168	東	南	西
167	北	南	西
166	東	南	西
165	西	南	西
164	東	南	西
163	北	南	西
162	東	南	西
161	西	南	西
160	東	南	西
159	北	南	西
158	東	南	西
157	西	南	西
156	東	南	西
155	北	南	西
154	東	南	西
153	西	南	西
152	東	南	西
151	北	南	西
150	東	南	西
149	西	南	西
148	東	南	西
147	北	南	西
146	東	南	西
145	西	南	西
144	東	南	西
143	北	南	西
142	東	南	西
141	西	南	西
140	東	南	西
139	北	南	西
138	東	南	西
137	西	南	西
136	東	南	西
135	北	南	西
134	東	南	西
133	西	南	西
132	東	南	西
131	北	南	西
130	東	南	西
129	西	南	西
128	東	南	西
127	北	南	西
126	東	南	西
125	西	南	西
124	東	南	西
123	北	南	西
122	東	南	西
121	西	南	西
120	東	南	西
119	北	南	西
118	東	南	西
117	西	南	西
116	東	南	西
115	北	南	西
114	東	南	西
113	西	南	西
112	東	南	西
111	北	南	西
110	東	南	西
109	西	南	西
108	東	南	西
107	北	南	西
106	東	南	西
105	西	南	西
104	東	南	西
103	北	南	西
102	東	南	西
101	西	南	西
100	東	南	西
99	北	南	西
98	東	南	西
97	西	南	西
96	東	南	西
95	北	南	西
94	東	南	西
93	西	南	西
92	東	南	西
91	北	南	西
90	東	南	西
89	西	南	西
88	東	南	西
87	北	南	西
86	東	南	西
85	西	南	西
84	東	南	西
83	北	南	西
82	東	南	西
81	西	南	西
80	東	南	西
79	北	南	西
78	東	南	西
77	西	南	西
76	東	南	西
75	北	南	西
74	東	南	西
73	西	南	西
72	東	南	西
71	北	南	西
70	東	南	西
69	西	南	西
68	東	南	西
67	北	南	西
66	東	南	西
65	西	南	西
64	東	南	西
63	北	南	西
62	東	南	西
61	西	南	西
60	東	南	西
59	北	南	西
58	東	南	西
57	西	南	西
56	東	南	西
55	北	南	西
54	東	南	西
53	西	南	西
52	東	南	西
51	北	南	西
50	東	南	西
49	西	南	西
48	東	南	西
47	北	南	西
46	東	南	西
45	西	南	西
44	東	南	西
43	北	南	西
42	東	南	西
41	西	南	西
40	東	南	西
39	北	南	西
38	東	南	西
37	西	南	西
36	東	南	西
35	北	南	西
34	東	南	西
33	西	南	西
32	東	南	西
31	北	南	西
30	東	南	西
29	西	南	西
28	東	南	西
27	北	南	西
26	東	南	西
25	西	南	西
24	東	南	西
23	北	南	西
22	東	南	西
21	西	南	西
20	東	南	西
19	北	南	西
18	東	南	西
17	西	南	西
16	東	南	西
15	北	南	西
14	東	南	西
13	西	南	西
12	東	南	西
11	北	南	西
10	東	南	西
9	西	南	西
8	東	南	西
7	北	南	西
6	東	南	西
5	西	南	西
4	東	南	西
3	北	南	西
2	東	南	西
1	西	南	西

山東鐵路機車性能一覽表 (其二)

備考	運區	機	遷	轉	貯	通
	博山間	博山間	車	車	水	信
					有	
					有	
					有	

3392	3392	40	Maximilian Anhalt
3400	3400	40	
3400	3400	40	Patentmaschinenfabrik
3271	3271	64	Patentmaschinenfabrik
3218	3218	64	
3200	3200	64	Patentmaschinenfabrik
3200	3200	64	Patentmaschinenfabrik
3222	3222	41	
3100	3100	23	Val Can
3102	3102	38	
3034	3034	28	Sole Maschinenfabrik
3027	3027	32	Sole Maschinenfabrik
3000	3000	32	
3010	3010	30	
3300	3300	21	
3880	3880	20	
3000	3000	22	Höpfer & Sohn
3420	3420	48	
3147	3147	42	
3415	3415	22	Patentmaschinenfabrik
3377	3377	22	

山東鐵路機車性能一覽表 (其二)

Three Alton der sch. E.G. - No. 2

山東鐵道一覽表

停車場 名稱	實測 兩場 車間	程米吉突		線路 / 單復	特 避 側 線	各 個 有 効 延 長	通 信 設 備	貯 水 設 備	轉 車 臺 數	遷 車 臺 數	機 運 區 轉 域	備 考	
		發 起 點	發 起 點										
*青島		0.00	0.00	單復		440 352	○	有			青島	一、停車場名ノ左肩ニ※ヲ附スルハ機關車庫ノ在ルヲ示ス 二、通信設備ノ區畫中ニ○ヲ記スルハ現字機ノアルヲ示シ○ヲ記スルハ電話機アルヲ示ス	
大碼頭	2.87	2.87	3.00			398	○						
四方	4.00	6.87	8.00			727 540	○						
滄口	10.51	1.738	18.00			552	○						
女姑口	8.31	25.62	28.00			547	○						
城陽	5.30	30.99	33.00			478	○						
南泉	11.88	42.37	47.00			513	○	有					
藍村	9.48	52.35	57.00		單	505	○						
李哥莊	5.04	57.39	62.00			0							
大荒	7.44	64.83	73.00			478	○						
*膠州	8.37	73.20	81.00			523 404	○	有					
臺子	7.34	80.54	88.00			0	○						
芝蘭莊	5.02	85.56	93.00			473							
姚哥莊	5.61	91.17	99.00			497	○						
*高密	7.70	98.37	101.00		576 476 328	○	有	一					
蔡哥莊	15.88	114.75	112.00		552	○							
塔耳埠	6.53	121.10	129.00		483	○							
大嶺	6.25	127.35	135.00		480	○							
大堡庄	7.26	134.61	142.00		535	○							
咋山	5.97	140.58	148.00		508	○	有						
黃旂堡	5.74	146.32	157.00		488	○							
南流	3.83	150.15	153.00		497								
蝦蟆屯	10.45	160.60	173.00		494	○							
*坊子	9.23	169.83	183.00		283 273 273	○	有						
二十里埠	8.50	178.33	191.00		457								
*維縣	5.25	183.50	196.00		524 323	○	有						
大圩河	8.90	192.48	205.00		499	○							

七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

大五四五三三二二日 濰州鐵路資料

第二項 運輸

山東鐵道占領後我軍ノ手ニ依リテ初メテ列車ヲ運輸シタルハ既述ノ通り大正三年九月二十八日膠州太姑河間ニシテ尋テ膠州岫山間ノ試運輸ヲナシ爾來太姑河以西ニ於テ隨時軍用列車ヲ運輸シテ人馬及軍需品ノ輸送ヲナシタルモ運輸ノ主動力タル機關車ハ總數四十七輛中數輛ヲ殘ス外概ネ破損又ハ部分品ヲ奪取ラレアリタルヲ以テ運輸ニ堪ヘス加フルニ線路ハ濰河鐵橋ノ破壞ニ依リテ兩斷セラレタル爲彼此融通ノ便ナク運輸計畫上種々ノ困難ニ遭遇セルモ十月二十二日應急運輸列車ニ關スル規定ヲ設ケ膠州、濟南間ヲ三運輸區ニ分チ各區ニ運輸主任將校ヲ置キ毎日一回ノ往復運輸ヲ開始シ鐵道沿線守備隊間ノ連絡及所要糧秣竝鐵道補修用品ノ輸送ヲ行ヒ十一月一日列車ノ運行ヲ改メ膠州以西本線各區間一日一往復博山淄川二往復ノ定期列車ノ運輸ヲナスニ至リタルカ十一月五日旅客ノ便乘開始ト共ニ一部之ヲ改正シ次テ十一月二十六日城陽河ノ迂回線竣成シ二十七日ヨリ全線ニ互リテ旅客便乘ノ範圍ヲ擴張スルニ至リタルヲ以テ運輸時間ノ改正ヲ行ヒ十二月七日電信發信權規定及各驛行電報傳送規定ヲ設ケ十日貨車車票取扱方ヲ定メ十五日ヨリ貨物運送取扱開始サルニ至リ列車回數ヲ增加シテ張店以西四往復以東三往復(一往復ヲ旅客一往復ニ混合其ノ他ヲ不定期貨物車トス)トナシ大正四年一月一日列車組立驛ヲ青島、高密、濰縣、張店、濟南トセリ

然レトモ工場ノ車輛修繕準備未タ成ラス機關庫亦殆ト修繕力ナキ状態ナルヲ以テ機關車ノ供給意ノ如ク

ナラス折角企畫セラレタル貨物列車ノ運轉モ時々休止ノ已ムナキニ至レリ乗務員ノ如キモ亦少數ニシテ不足ヲ訴フルヲ以テ舊獨逸時代ノ支那機關手、火夫ヲ採用シタリ

當時支那人中ニハ我カ軍ニ對シ不滿ヲ抱クモノアリ其ノ他獨人ノ使噓等ニ依リテ往々鐵道線路ニ妨害ヲ加ヘ危險ノ虞アルヲ以テ列車ノ運轉ハ總テ晝間ノミトシテ線路狀態不安ナルト機關車乘務員ノ習熟セサルトニ依リ各列車ハ總テ舊貨物列車ノ速度ヲ標準トシ假修理ヲ施セル區間ハ一層其ノ速度ヲ遲緩ナラシメタリ然レトモ斯ノ如キハ貨客輸送ノ敏活ヲ缺クヲ以テ二月五日運轉時間及列車系統ヲ改正シ旅客列車ハ舊旅客列車ノ速度ニ依リテ運轉シ貨物列車ノ速度ハ舊來ノ通りナルモ從來青島、濟南間最小四日間ヲ要シタルヲ二日間ニ短縮セシメタリ然レトモ青島、濟南間ノ旅客ハ依然濰縣ニ於テ一泊セサルヘカラサル不便アリシヲ三月十五日更ニ最後ノ改正ヲナシ十二時間餘ヲ以テ同區間直通スルヲ得ルニ至リ輸送上一般ノ進歩ヲ示セリ

十一月以來降列車運行時間改正中ノ重要旅客列車ノ主要區間ノ運轉及所要時間ヲ摘録スレハ左表ノ如シ

改正月日	運轉區間	所要時分	運轉區間	所要時分	記事
大正三年十一月五日	膠州、濰縣、濟南、西間	七時間〇〇分	濟南、西、濰縣、膠州間	九時間三十分	
	濰縣、濟南、西間	九時間〇〇分	濰縣、膠州間	七時間〇〇分	
	計	三十三時間	計	三十六時間四十分	
				三十三時間	

十一月十八日	濰縣、濟南、西間	八時間五十五分	濟南、西、濰縣、膠州間	八時間五十五分	
	濰縣、濟南、西間	五時間五十五分	濰縣、膠州間	五時間五十五分	
	計	三十七時間	計	三十三時間	
				三十三時間	
十二月十五日	青島、濰縣、濟南、西間	八時間四十五分	濟南、西、濰縣、青島間	八時間四十五分	
	濰縣、濟南、西間	八時間四十五分	濰縣、青島間	八時間四十五分	
	計	三十三時間	計	三十三時間	
				三十三時間	
大正四年二月五日	青島、濰縣、濟南、西間	八時間三十分	濟南、西、濰縣、青島間	七時間四十分	從來ノ貨物速度ヲ變更シテ旅客速度トナス
	濰縣、濟南、西間	七時間三十分	濰縣、青島間	七時間三十分	
	計	二十四時間	計	三十二時間	
				三十二時間	
三月十五日	青島、濰縣、濟南、西間	六時間〇七分	濟南、西、濰縣、青島間	六時間〇七分	
	濰縣、濟南、西間	六時間〇七分	濰縣、青島間	六時間〇七分	
	計	十二時間	計	十二時間	
				十二時間	

臨時鐵道聯隊ハ第一大隊本部ヲ張店、第二大隊本部ヲ青島二、六箇ノ中隊本部ヲ濟南、張店、濰縣、坊子、高密及青島ニ配置シ現業ノ監督及委任事項遂行ニ當ラシメ運轉上ニ關シテハ初メ鐵道聯隊ノ定メタル輕便鐵道運轉服務心得及同信號規程ニ依リタルカ十二月中左ニ提出ノ車輛換算率表機關車牽引定數表及列車制動軸數表ノ外車輛開結手續、軍隊軍需品輸送手續、有貨貨物輸送及貨車配給手續、山東鐵道運轉規程及運轉ニ關スル報告取扱手續ヲ制定シ混沌タル時代ヨリ漸次光明ノ域ニ進ミ秩序正シキ運轉ヲナスニ至レリ

山東鐵道車輛換算率表 大正三年十二月臨時鐵道聯隊

10頁

區分	機關車		區分	客貨車	
	空車	盈車		空車	盈車
1型及A型	1.5	2.1	食堂寢臺	2.2	1.7
10型	3.2	3.6	寶式等客車	1.0	1.3
50型及68型	3.5	3.8	寶三等客車	0.5	0.8
100型	3.5	4.4	貨物郵便車	0.8	1.0
200型	3.3	3.6	手普有木石油	0.5	1.0
300型	3.6	4.2	荷務郵便貨		

山東鐵道機關車牽引定數表 大正三年十二月臨時鐵道聯隊
(注意) 牽引車輛×車輛換算率=牽引定數以下

機關車型式	機關車番號	牽引車數	
		本線	混合及貨物列車博山及巖山支線 農村天橋地間下り其ノ他上下列車下り列車 入換用時トシテ短距離ノ區間ニ用テ
1型	1. A		
2型	2. B		

10型 貨物用水櫃附機關車	16. 17. 18. 20. 21. 22.	13	18	20	36	20
50型 貨物用水櫃附機關車	51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67.	20	22	28	45	24
68型 貨物用水櫃附機關車	68. 69. 70. 71. 72. 73.	20	22	28	45	24
100型 旅客用水櫃附機關車	101. 102. 103. 104.	12	12	13	18	12
200型 貨物用水櫃附機關車	200. 201. 202.	28	28	35	50	28
300型 急行用水櫃附機關車	301. 302. 303. 304. 305. 306.	20	20	20		

備考 1. 0—4—0 機關車二輛ヲ重聯スルヲ禁ス
2. 一列車ノ車輛數ハ盈車ト空車トヲ問ハス常ニ現車輛五十輛ヲ起ユヘカラス

山東鐵道列車制動軸數表 大正三年十二月臨時鐵道聯隊

區分	制動軸數											
	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
旅客列車	2 乃至 8	10 乃至 16	18 乃至 24	26 乃至 32	24 乃至 40	42 乃至 48	50 乃至 56	58 乃至 64	66 乃至 72	74 乃至 80	82 乃至 88	90 乃至 96
混合列車	2 乃至 2	12 乃至 12	24 乃至 24	34 乃至 34	46 乃至 46	56 乃至 56	68 乃至 68	78 乃至 78	80 乃至 80	—	—	—
貨物列車	2 乃至 10	12 乃至 20	22 乃至 30	32 乃至 40	42 乃至 50	52 乃至 60	62 乃至 70	72 乃至 80	82 乃至 90	92 乃至 100		

備考	1 機關車ノ働輪軸ハ一軸ヲ以テ二軸ニ換算シ炭水車ニアリテハ一軸ヲ以テ一軸半ニ換算ス
	2 貨車ノ空車ナルモノニアリテハ其ノ一軸ヲ以テ半軸ニ換算ス
	3 各列車ノ制動機ニ要スル軸數ハ其ノ機關車及炭水車ニ備フルモノヲ除キ二箇ヨリ少ナカルヘカラス

添附規程類

- 一 應急運轉ニ關スル規定
- 二 山東鐵道運轉規程
- 三 電信發信權規定
- 四 各驛行電報傳送規定
- 五 車輛解結手續
- 六 有貨貨物輸送及貨車配給手續
- 七 機關車假履歷簿編纂竝檢查假規程

- (一) 應急運轉列車ニ關スル假規程 (大正三、一〇、二二)
- 一 應急運轉列車ハ鐵道沿線各守備隊間ノ連絡及所要糧秣竝鐵道補修用品ノ輸送ヲ行フモノトス
- 二 列車ハ左ノ運轉區ニ分チ概ネ毎月一回往復運轉ヲ行フモノトス

第一區 膠州濰河間

第二區 濰河朱劉店間

第三區 朱劉店濟南間

各運轉區ニハ運轉主任將校ヲ左ノ各地ニ置キ其ノ運轉區内ノ輸送ヲ掌ラシム

第一區 膠州 兒玉工兵大尉

第二區 濰縣 岸 工兵中尉

第三區 濟南 戶澤工兵中尉

四 各部隊ニ於テ軍隊及軍需品ヲ輸送セムトスルトキハ前項運轉主任將校ヲ請求スヘシ

五 運轉勤務員ハ左腕ニ綠色ノ布片ヲ纏フ

六 列車ニ便乗ヲ許スモノ左ノ如シ

一 日本帝國及英國陸、海軍准士官以上、但制服着用ノモノニ限ル

二 臨時鐵道聯隊所屬軍人、憲兵、野戰郵便局員

三 鐵道聯隊及警備隊長以上ノ許可セル便乘證攜帶ノモノ

四 前諸項規定以外ノモノニシテ運轉主任將校ニ於テ特ニ必要ト認メ便乘證ヲ交付セルモノ

(二) 山東鐵道運轉規程

第一節 線路

第一線路ハ常ニ第八節ノ速度ヲ以テ危険ナク列車ヲ運轉セシメ得ヘキ状態ニアラシメ尙列車運轉上危険ノ虞ナキ様常ニ之ヲ監視セシメ特ニ注意ヲ要スル位置ニハ監視者ヲ置クヘシ
第二 本線路内ニアル對向轉轍器ハ列車又ハ車輛通過ノ際其ノ取柄ヲ支持スヘシ
第三 建築定規ノ限界内ニ障害物ヲ置クヘカラス又其ノ以外ニ在リテモ崩壞スルノ虞アル物ハ之ヲ置クヘカラス

第二節 輪轉材料

第四 輪轉材料ハ常ニ安全ニ轉運スルヲ得ヘキ状態ニアラシムル爲別ニ定ムル所ニ據リ定期検査ヲ施行ス

第五 輪轉材料ハ其ノ種類ニ應シ左ノ事項ヲ標記ヘシ

一 番號

二 積載重量及容積自重

三 最近検査年月日

第三節 列車ノ編成

第六 列車牽引數ハ機關車牽引定數表ニ據ルヘシ

第七 列車ヲ組成スルニ當リ成ルヘク制動機ヲ平等ニ分配スヘシ制動軸數ハ別ニ示ス

第八 運轉ニ堪ユヘキ毀損セル空車又ハ機關車ハ貨物列車ニ聯結運轉スルコトヲ得

第九 各列車ハ其ノ後部ニ緩急車ヲ連結シ推進ノ場合ニハ其ノ前部ニ連結スヘシ

第十 列車ヲ組成スルニハ中間停車場ニ於テ開放ヲ要スル車輛ハ其ノ手數ヲ省キ得ル如ク順序良ク聯結スルコトニ注意スヘシ

第十一 火藥類ヲ積載セル車輛ハ機關車ノ次位ニ聯結セス相當隔離車ヲ中間ニ挿入シ聯結スヘシ但覆ヲ施シ防火ノ設備十分ナル場合ハ此ノ限ニアラス

第十三 動物ヲ積載シタル貨車ハ機關車ノ次位ニ聯結スヘカラス

第十四 列車ノ螺旋聯結器ハ十分之ヲ締結スヘシ

第十五 車輛ヲ聯結セシムルトキハ聯結器ヲ締結シタル後制動機管汽管等ヲ接續スヘシ

第四節 時刻通報

第十六 全線ニ於ケル勤務上ノ時刻ヲ一定スル爲毎日時刻通報ヲ行フ其ノ方法ハ別ニ定ムル所ニ據ルヘシ

第十七 時刻ヲ受ケタル際ハ之ニ依リ各停車場ノ備付時計ヲ規正シ各勤務員ハ其ノ勤務時計ヲ規正スヘシ

第五節 列車運轉

第十八 列車ハ定時刻前ニ出發セシムヘカラス

但貨物列車ニ限り必要ニ應シ五分以内早發セシムルコトヲ得

第十九 貨物列車遲延シタル時ハ停車スヘキ停車場ニ於テモ必要ナキ場合ニハ通過セシムルコトヲ得

第二十 列車ノ運轉ハ兩停車場間同一軌道上同時ニ一列車ノ外運轉スヘカラス

第二十一 停車場内ニ於テ列車ハ常ニ本線ニ進入スルヲ法トス

但行違ヲナス場合ニ在リテハ左ノ各項ニ依リ取扱フヘシ

一 同種ノ列車カ互ニ行違フ時ハ何レモ左方ノ本線ニ進入セシム

二 旅客列車ト貨物列車ト行違フトキハ旅客列車ヲ本家寄線ニ進入セシム

三 旅客列車又ハ貨物列車ト其ノ他ノ列車ト行違フ時ハ旅客列車又ハ貨物列車ヲ本家寄線ニ進入

セシム

第二十二 列車ハ左ノ場合ニ限り後部ニ補助機關車ヲ推進スルコトヲ得但此ノ場合ニ於テハ前部ノ車

ニ適當ナル職員ヲ乗込マシムヘシ

一 停車場内ノ運轉

二 放障若ハ線路破損シタル時

三 建築列車及監視列車ヲ運轉スルトキ

四 近傍ノ鑛山若ハ工場等ニ列車ヲ出入スル時

第二十三 列車ハ左ノ場合ニ限り後部ニ補助機關車ヲ聯結スルコトヲ得

一 急勾配ヲ登ル時

二 列車ヲ發セシムル時若ハ故障アリタルトキ

三 避クヘカラサル場合ニ於テ勾配アル線路ヲ下ル時

第二十四 二列車以上著發スルニ際シ相互ニ其ノ運轉線路ヲ支障スル虞アル場合ニハ同時ニ進入若ハ

出發セシムヘカラス

第二十五 車輛ハ側面ノ車扉ヲ閉鎖スルニアラサレハ運轉スルコトヲ得ス

但特種ノ目的ニ供スル場合及車扉ノ外方ニ開カサルモノヲ入換スルトキハ此ノ限ニアラス

第二十六 勾配アル線路ニ於テ列車停止中ハ機關車ヲ聯結シタル時ト雖手用制動機ヲ緊縮スヘシ

第二十七 列車勾配アル線路ヲ下ル時ハ必要ニ應シ適度ニ制動機ヲ緊縮スヘシ

第二十八 列車乗務員ハ列車出發ノ際ハ勿論運轉中屢々列車竝其ノ前後兩方ヲ注視スヘシ

第二十九 單行機關車ノ運轉ハ總テ列車ニ準ス

第六節 列車運轉ニ關スル保安

第三十 列車ノ運轉ハ通常列車通報ニ據ル

但電氣通信不通トナリタル場合ニハ指導法ヲ用ユ其ノ區間及取扱ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第三十一 列車通報ハ左ノ通トシ通常電話ヲ以テ之ヲ行フ

一 列車ヲ發車セシメントスルトキハ之ヲ前方停車場ニ通報シ承諾ヲ得ルニアラサレハ發車セシムヘカラス

二 列車到着シタル時ハ之ヲ後方停車場ニ通報ス

第七節 運轉速度

第三十二 停車場間ニ於ケル列車運轉速度ハ運行表ノ定ムル所ニ據ル

第三十三 列車ヲ推進スルトキハ隣接停車場間ニ於ケル平均速度ハ如何ナル場合ト雖一時間二十吉米ヲ超ユルコトヲ許サス

第三十四 炭水車ヲ有スル機關車ヲ逆行シテ運轉スルトキハ隣接停車場間ニ於ケル平均速度一時間二十五吉米ヲ超過スルコトヲ許サス

第三十五 列車カ對向轉轍器ヲ通過スル時ハ其ノ速度一時間三十吉米ヲ超ユルコトヲ得ス轉轍器ニ附帶スル曲線ヲ通過スル時ハ如何ナル場合ト雖其ノ速度一時間十五吉米ヲ超ユルコトヲ許サス

第三十六 停車場ニ於ケル車輛入換ヲナス時ハ其ノ速度一時間十二吉米ヲ超ユルコトヲ許サス

第三十七 停車場外ニ於テ注意信號ヲ現示シタル時ハ列車ノ速度ヲ一時間十五吉米以内ニ減スヘシ但特ニ速度ヲ指定シタル場合ハ其ノ速度ニ據ルヘシ

第八節 操車

第三十八 列車若ハ車輛ノ入換ヲ爲スニハ之カ爲支障スヘキ線路上ニハ必要ニ應シ相當防護ノ處置ヲナシタル後ニアラサレハ施行スルコトヲ得ス

第三十九 已ムヲ得サル場合ノ外車輛ノ入換ノ爲到着列車ヲ停車場外ニ停止セシムヘカラス

第四十 適當ナル制動手又ハ適任者ヲ附シ制動ヲ備フルニアラサレハ機關車ヲ前後ニ聯結シ又ハ機關車ニテ突放シ車輛ノ入換ヲ爲スコトヲ得ス

第四十一 列車若ハ列車入換ノ際機關手ハ操車手ノ合圖ヲ受クルニアラサレハ機關車ヲ運轉スルコトヲ得ス

第四十二 車輛解結ノ際機關車ノ移動ヲ要スル時操車手ハ豫メ其ノ要旨ヲ機關手ニ通告シタル上合圖ヲナスヘシ

第四十三 列車若ハ車輛ノ入換ヲナサムトスル時ハ操車手ハ豫メ其ノ順序ヲ機關手、信號手、轉轍手ニ通告シタル上機關手ノ見易キ位置ニ於テ合圖ヲ現示スヘシ

第四十四 車輛ノ入換ヲ爲ス時ハ成ルヘク激突ヲ避クヘシ

車轉ノ手押入換ヲ爲ス時驛長又ハ操車手之ヲ監視スヘシ

第四十五 解放車輛ニ對シテハ必要ニ應シ自動防護ノ處置ヲナスヘシ

第九節 運轉上ノ事故

第四十六 停車場員若ハ保線員等ニシテ列車通過ノ際危険ノ状態ヲ認メタル時ハ列車ヲ停止シ其ノ旨乗務員ニ通告スヘシ

第四十七 車軸發熱其ノ他運轉上危険ヲ生スル虞アリト認ムル時ハ列車ヨリ該車輛ヲ解放スヘシ

第四十八 列車運轉中暴風雨ニ遭遇シタル場合ハ乗務員ハ特ニ列車竝線路ノ前後ヲ注視シ且左ノ條件ヲ遵守スヘシ

一 風力烈シキ箇所ハ成ルヘク列車ノ速度ヲ均一ナラシムヘシ又急ニ節汽弁ヲ開キ又ハ急ニ制動機ヲ締結スルコトハ努メテ之ヲ避クヘシ

二 前途見透シ難キ線路若ハ故障ノ疑アル線路ハ努メテ徐行スヘシ

三 運轉上危険ト認メタル時ハ成ルヘク切取其ノ他安全ナル場所ニ避難スヘシ若シ風力ヲ障蔽スヘキ掩蔽物ナク或ハ線路ノ状態ニシテ進行上危険ノ虞アルヲ認ムルトキハ機關手ハ短急汽笛三聲ノ合圖ヲ以テ制動機ノ緊締ヲ促シ列車ヲ緊張シテ徐々停止セシムヘシ

第四十九 列車運轉中線路上ニ人畜ノ死傷アリタル時ハ乗務員ハ列車ヲ停止シ保線員ヲ召集シテ之ヲ

引渡スヘシ但保線員ヲ召集スルコト能サル時ハ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第五十 運轉中列車ニ出火アル時ハ直ニ停車シ消防ノ手段ヲ盡スヘシ若シ容易ニ消火スルコト能ハスト認ムル時ハ出火ノ車輛ノ次位ノ車輛ヨリ解放シ少クモ五十米ノ距離ニ進メタル後前部ヨリ解放シテ消防スヘシ

第五十一 運轉中機關車故障ノ爲列車ノ停止スル時ハ乗務員ハ應急修理ヲナシ若ハ關係ノ向ニ急報シ救援列車ヲ要求スル等臨機ノ處置ヲ執リ成ルヘク他ノ列車ニ影響ヲ及ホササルコトニ努力スヘシ

第五十二 運轉中列車分離シタル時ハ速ニ各項ニ隨ヒ其ノ後部ヲ停止スルノ處置ヲナスヘシ

一 前部ハ後部停止スルカ若ハ其ノ速度遲緩ナルニ至ラサレハ停止セシムヘカラス

二 上リ勾配アル線路ニ於テ後部逆行スル時ハ機關手ハ短急汽笛數聲ノ合圖ヲナシツツ追行スルカ若ハ近距離ニ停車場アルトキハ該停車場ニ進行シ其ノ逆行シタル方向ニ於テ次ノ停車場ニ急報スヘシ

三 前項ノ場合ニ於テ後部補助機關車アルトキハ前部機關車ハ追行セサルコトヲ得後部補助機關車ノ機關手ハ直ニ之ヲ停止シ何時ニテモ逆行シ得ルノ準備ヲナシ前方ヲ注視スヘシ若シ停止シ能ハスシテ逆行スル時ハ短急汽笛數聲ノ合圖ヲナシツツ成ルヘク速度ヲ減スルコトニ努ムヘシ

四 遺留車輛聯結ノ爲前部逆行セムトスル場合ニ於テ分離ノ部分カ停止セルコトヲ見透シ得サル時

ハ後方約一吉米ノ距離ヲ保チ適任者ヲ走ラシメ必要ニ應シ相當ノ合圖ヲ現示セシメ機關手ハ短急汽笛數聲ノ合圖ヲナシツツ逆行スヘシ

第五十三 列車分離シ其ノ前部前進スル場合ニハ停車場ニ到着スル迄ハ尾側燈ヲ掲クヘカラス

第五十四 救援列車ヲナクシテ故障ノ列車若ハ遺留ノ車輛ヲ推進セシムルトキハ該列車ノ前方一吉米ノ距離ヲ保チ適任者ヲ走ラシメ必要ニ應シ相當合圖ヲ現示スヘシ

事故アリタル時其ノ他危急ノ場合列車カ途中ヨリ逆行スルトキモ亦前項ニ同シ但機關手ハ短急汽笛數聲ノ合圖ヲナシツツ逆行シ後方停車場外ニ停車シ驛長ニ通告シタル後相當合圖ニ依リ進入スヘシ

第五十五 事故其ノ他ノ事由ニ依リ一時列車ヲ徐行セシメムトスル場合ハ保線員ニ於テ徐行區域ノ兩端ニ注意合圖ヲ現示スヘシ又一時列車ヲ停止シ若ハ一時線路ヲ閉鎖スル場合ニハ保線員ニ於テ停止區域ノ兩端ニ危害合圖ヲ現示スヘシ

第五十六 故障ノ爲途中ニ列車ヲ停止シ若ハ車輛ヲ留置スル場合ニハ乗務員ハ速ニ制動機ヲ緊締シ尚必要ニ應シ齒止ヲ用ヒ自轉ヲ防クヘシ

第五十七 前項ノ場合ニ於テハ晴雨晝夜ヲ論セス停車場ノ位置ヨリ前後一吉米以上ニ危害合圖ヲ現示セシメ尙前後兩停車場ニ通報スヘシ但機關車運轉ニ堪ユル時ハ前方停車場若ハ後方停車場ニ進行シ通報セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ牽引シ得ヘキ車輛ハ之ヲ聯結スルコトヲ得

第五十八 故障ノ爲列車停止セル場合ニ於テ列車ヨリ汽笛合圖ニテ防護解除ヲ報スル時ハ防護ニ從事セルモノハ危害合圖ヲ現示シツツ列車ニ歸著スヘシ

第五十九 列車運轉中事故アルニ當リ救援列車ヲ要求シタル時ハ該列車ノ到着スル迄列車ヲ移動セシムヘカラス

第六十 救援列車ヲ運轉スル時ハ始發停車場ノ驛長ハ關係驛長ニ之ヲ通告スヘシ

第六十一 列車定時ヲ過クルモ到着セシテ其ノ事由ヲ確知スルノ途ナキ時ハ適任者ヲ派遣シ同時ニ後方停車場ニ之ヲ通報スヘシ此ノ場合ニ於テ後方停車場ニ於テモ亦適任者ヲ派遣スヘシ

第六十二 列車若ハ車輛逸走シタルトキハ其ノ逸走シタル方面ニ於ケル次ノ停車場ニ急報スヘシ前項ノ通報ヲ受ケタル停車場ニ於テハ逸走シ來ル車輛ヲ停止シ且他ニ危害ヲ及ホササル様處置ヲ施シ尚必要ニ應シ前方停車場ニ通報スル等臨機ノ處置ヲナスヘシ

第六十三 暴風雨ノ時ハ停車場ニ於テハ左ノ條件ヲ遵守スヘシ

一 風雨強暴ニシテ運轉危險ナリト認ムル時ハ列車ヲ出發セシムヘカラス又到着列車アル時ハ隣接停車場驛長ト協議シ該停車場ニ停車セシムル如クスヘシ

二 列車ノ車數ハ成ルヘク減少シ且空車ハ聯結スヘカラス

三 二車跨以上ノ貨物其ノ他輕量ニシテ巨大ナル物品積載貨車ヲ連結スヘカラス

四 現在車輛ハ嚴重ニ自動防護ノ處置ヲ施スヘシ

第六十四 車輛脫線等ノ事故アリタル時ハ検査ノ上ニアラサレハ該車輛又ハ線路ヲ使用スヘカラス

(三) 電信發信權規定(大正三、一二、七)

第一條 電信發信權ヲ有スルモノ勤務上特ニ定メラレタルモノ及特ニ發信ヲ許可セラレタルモノニ限
リ山東鐵道各驛電信ニ依リ發信スルコトヲ得

第二條 鐵道業務ニ關スル電報ノ發信權ヲ有スルモノ左ノ如シ

1 各種電報

聯隊長、大隊長、技術部長、通信課長

2 至急報以下

聯隊本部各部長、聯隊副官、聯隊本部各課長

3 通常報

將校同相當官、高等文官、驛長、各驛營業主任、保線班長、大隊通信主任下士、通信課下士、技
手

第三條 必要已ムヲ得スシテ發信ヲ要スルモノハ聯隊本部若ハ大隊本部ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 第二條第一項ノ發信權ヲ有スルモノハ必要已ムヲ得スト認メタルトキハ至急報以下ノ電報發

信ヲ許可スルコトヲ得

第五條 官報ノ發信ニ關シテハ軍用電報規則ニ據ル(陣中要務令附錄第九參照)

(四) 各驛行電報傳送規定(大正三、一二、七)

第一 各驛或ハ某大隊、某中隊擔任管區内ノ各驛電報ノ傳送ヲ要スル時ハ第四、第五ノ要領ニ依リ傳
送スヘシ

第二 各驛行電報分配驛ヲ青島、高密、坊子、張店及濟南西站ノ五驛トス

第三 各驛行電報傳送順序表ハ該電報傳送ノ順序及系統ヲ示ス

第四 傳送ハ左ノ要領ニ依ル

1 分配驛ニテ各驛行電報ヲ受付ケタルトキ

先ツ隣接分配驛ニ傳送シ傳送ヲ受ケタル驛ハ遞次隣接分配驛ニ傳送ス

各分配驛ハ更ニ傳送順序表ニ據リ其ノ直下ノ驛ニ傳送シ以下各驛ハ遞次驛ニ傳送ス

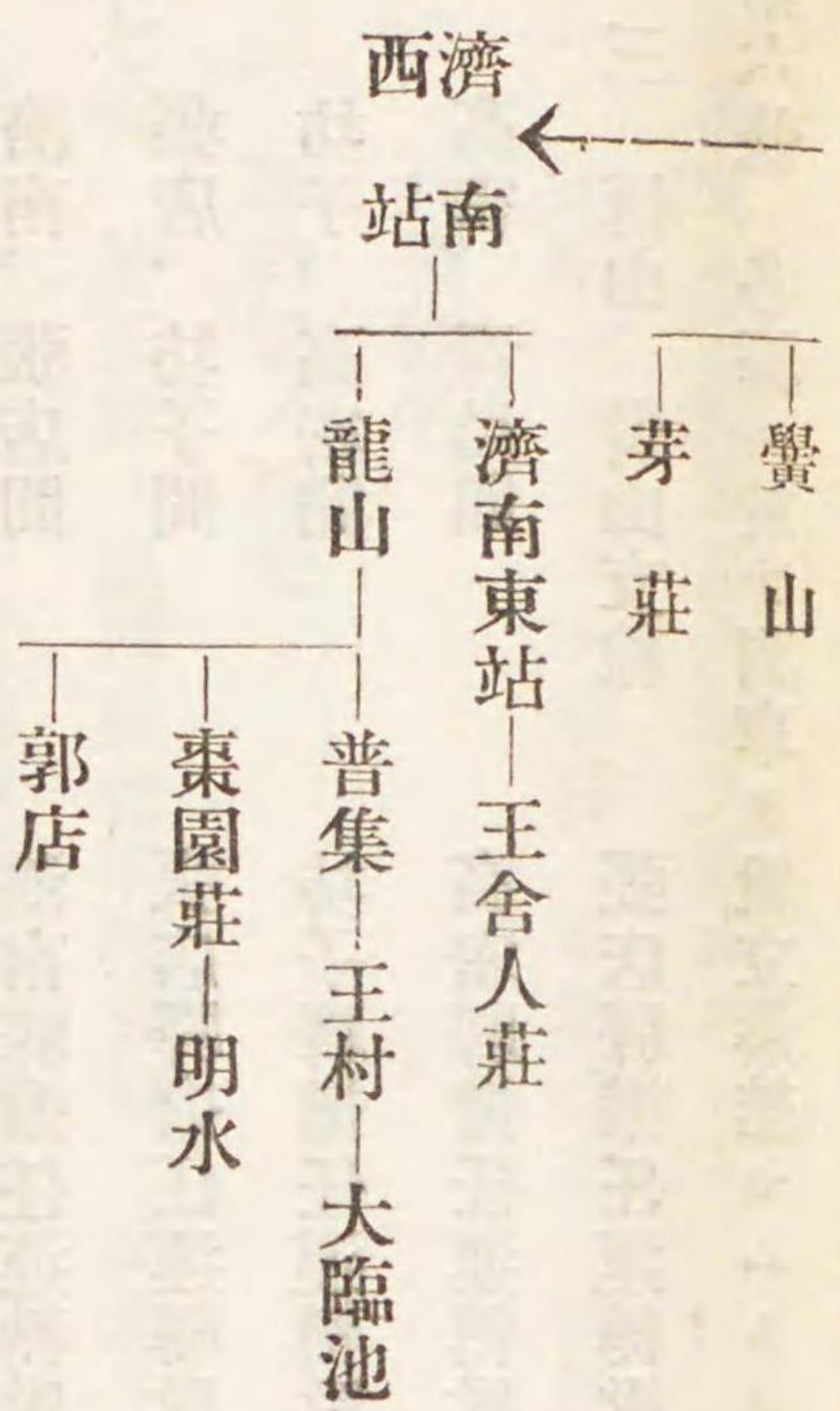
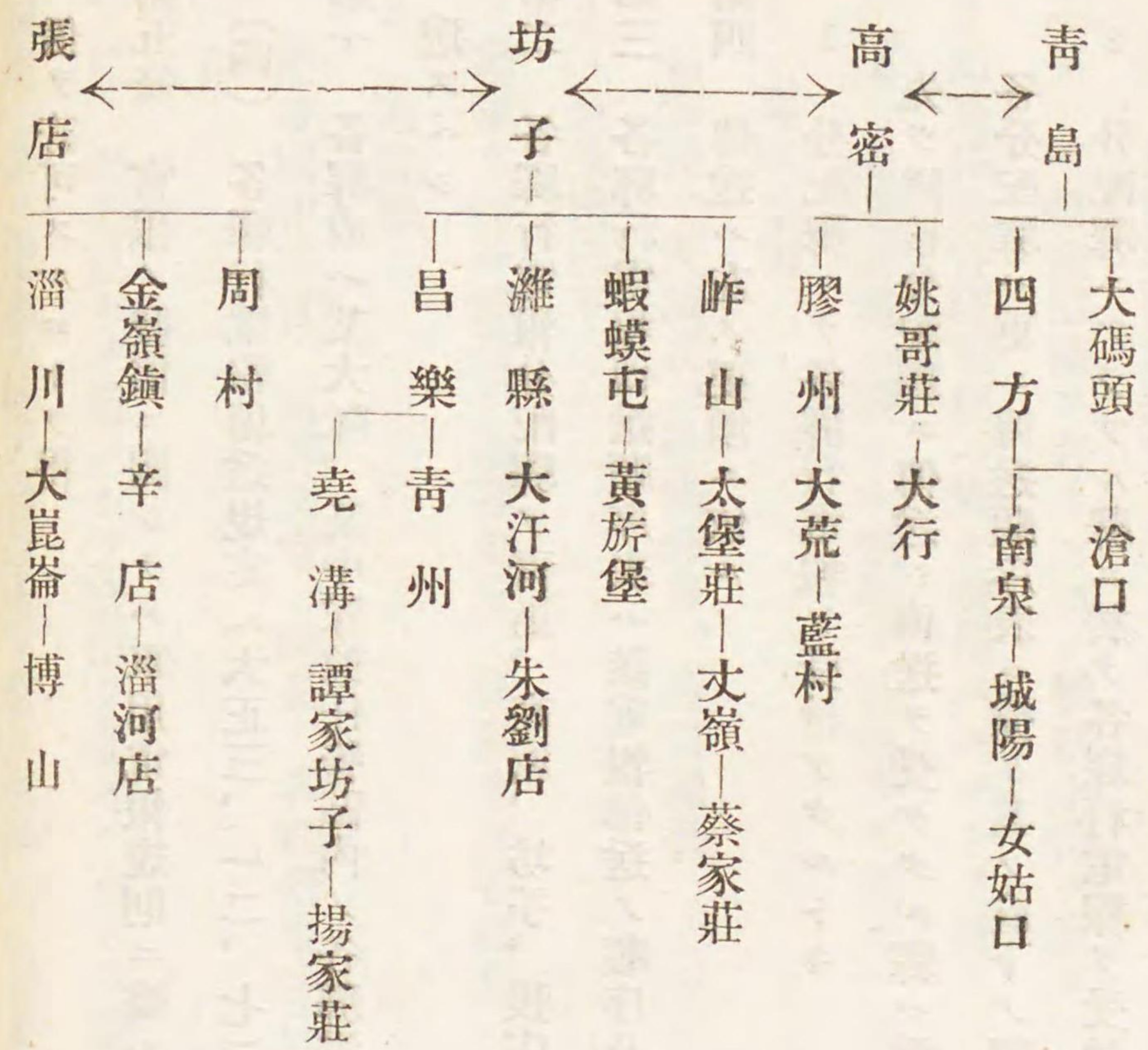
2 分配驛ニアラサル驛ニ於テ各驛行電報ヲ受付ケタルトキ先ツ第一項傳送ノ逆ニ傳送シテ分配驛
ニ至ル

分配驛ハ直ニ先ツ之ヲ隣接分配驛ニ傳送シ以下第一項傳送ノ要領ニ依ル

受付驛及第一分配驛ニ至ル途中驛ニシテ其ノ下ニ未傳送驛アルトキハ第一項ノ傳送順序ニ依リ直

ニ遞次傳送ス

第五 某大隊或ハ其中隊擔任管區内ノモノ各驛ニ至ル電報ハ第四ノ順序ノ要領ニ準シ當該區域ノ各驛ノミニ傳送ス



(五) 車輛解結手續(大正三、一二、二五)

第一條 車輛解結ハ本手續ニ依ルヘシ

第二條 本手續ニ於テ列車ノ組立驛ト稱スルモノ左ノ如シ

青島、高密、坊子、濰縣、張店、濟南

但前項以外ノ驛ニ於テ列車ヲ組成スルコトアルトキハ該列車ニ限リ該發驛ヲ以テ組立驛トナス

第三條 本手續ニ於テ中間驛ト稱スルハ第二條ニ揭示セサル各驛ヲ謂フ

第四條 人馬貨物ノ輸送順序ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一 軍隊軍需品

第二 支那官憲ノ請求ニ係ルモノ

第三 地方一般ノ貨物

第五條 輸送ヲ容易ニシ機關車ノ牽引力ヲ損失セサル爲列車ノ組立及解結ノ命令官及其ノ擔任ノ區域ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 下リ列車

青島、高密間

青島驛擔任運轉監督將校

高密、坊子間

高密驛擔任運轉監督將校

坊子、張店間

濰縣驛擔任運轉監督將校

張店、濟南間

張店驛擔任運轉監督將校

二 上リ列車

濟南、張店間

濟南驛擔任運轉監督將校

張店、坊子間

張店驛擔任運轉監督將校

坊子、高密間

坊子驛擔任運轉監督將校

高密、青島間

高密驛擔任運轉監督將校

三 博山、疊山支線

張店驛擔任運轉監督將校

第六條 各驛ニ於テ列車ヲ組立解結セムトスル場合ニハ左ノ各項ニ從ヒ前條命令官ニ、積込ヲ終リタ

ル後直ニ電報電話ヲ以テ請求スヘシ

一 連結セムトスル車種、車數盈空ノ區別

二 到著驛名

三 連結機ノ種類

第七條 第五條ノ運轉監督將校前條ノ請求ヲ受ケタル場合ニハ列車牽引定數ヲ加減シ成ルヘク中間驛ノ車輛ヲ連結スル様列車番號ト組成ヲ組立驛ニ車輛解結書ヲ以テ命令シ且中間驛ニ於テ解結セシムヘキ車種、車數ヲ當該驛ニ電報ス

第八條 前區間ヨリ連結シ來リタル車輛ハ成ルヘク之ヲ次區ニ發送セシムヘシ

第九條 連結請求ヲ受ケタル車輛ニシテ連結セシムルコトヲ得サル場合ニハ再ヒ該殘車ハ第六條ノ請求ヲ要セスシテ次列車ノ連結車トシテ取扱フヘシ

第十條 解決書ニ變更ヲ來スヘキ場合ニハ左ノ各項ニ從ヒ處置スヘシ

一 事故其ノ他已ムヲ得スシテ解決書ノ通實施シ得サル場合ニハ列車長ハ該驛長ト協議ノ上之ヲ實行シ記事欄ニ其ノ事由ヲ記入シ機關手ニ告知ス

二 事故其ノ他已ムヲ得サル場合ニ於テ到著驛以外ノ中間驛ニ解放シタル場合ニハ驛長ノ指示ニ從ヒ之ヲ實施シ其ノ記事欄ニ事由ヲ記入シ機關手ニ告知ス

青島	博山	張店	濟南	博山支線	石炭車
自驛ノ空車	自驛ノ空車	自驛ノ空車	自驛ノ空車	自驛ノ空車	自驛ノ空車
四 方間各驛ノ空車	四 方間各驛ノ空車	四 方間各驛ノ空車	四 方間各驛ノ空車	四 方間各驛ノ空車	四 方間各驛ノ空車
高 密	高 密	高 密	高 密	高 密	高 密
坊 子	坊 子	坊 子	坊 子	坊 子	坊 子
張 店	張 店	張 店	張 店	張 店	張 店
濟南	濟南	濟南	濟南	濟南	濟南
博山	博山	博山	博山	博山	博山
博山支線	博山支線	博山支線	博山支線	博山支線	博山支線
石炭車	石炭車	石炭車	石炭車	石炭車	石炭車

(六) 有貨物輸送及貨車配給手續 (大正三、一二、二五)

一 山東鐵道ノ有貨物輸送及貨車配給ハ本手續ニ依ルヘシ

二 有貨一車積貨物ノ輸送ヲ請求セラレタル時ハ驛長ハ驛營業主任ノ告知ニ依リ其ノ日時、車種、車數著驛名ヲ運轉課ニ電報スヘシ

三 運轉課ハ右ノ通報ヲ受ケタル場合ニハ全線ノ輸送狀態ヲ顧慮シ貨車ノ配給ヲ計畫シ運轉監督將校ニ牽引列車番號ト共ニ配給スヘキ車種、車數ヲ通知ス

四 運轉監督將校前項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テハ車輛解結手續ニ仍テ之ヲ處理スヘシ

五 車輛ノ配給ヲ容易ニシ貨物輸送ヲ圓滑ナラシムル爲當分ノ內貨車集中母驛ヲ定ムルコト左ノ如シ

青 島 自驛ノ空車

大 碼頭 自驛ノ空車

高 密 四 方間各驛ノ空車

坊 子 蔡家莊 坊子間各驛ノ空車

張 店 二十里堡、張店間各驛ノ空車、張店、濟南間ノ石炭車
博山支線ノ空車(石炭車ヲ除ク)

濟南 馬 濟南間ノ空車(石炭車ヲ除ク)

博 山 博山支線ノ石炭車

六 運轉監督將校ハ車輛解結手續ニ依リ各驛ノ空車ハ成ルヘク速ニ前項集中母驛ニ集中スヘシ
七 毎日午後五時各驛長ハ左記各項ヲ運轉課ニ電報スヘシ

一 自驛ニ現在スル停留貨車、發送整備車（中繼車ヲ含ム）留置車ヲ車種、車數、盈空、上リ、下リニ區別ス

二 自驛ニ全ク車輛ナキトキハ其ノ旨

六（七） 機關車假履歷簿編纂並検査假規程（大正三、一二、二五）

第一 機關車假履歷簿

第一條 機關車假履歷簿ハ山東鐵道ニ於テ第二大隊ノ押收セル機關車若ハ第一大隊ヨリ引繼ヲ受ケタル機關車ニ就キ最初ノ状態ヲ明ニシ且其ノ受授、移動、破損、修理、検査、固癖等保存及使用上ニ注意ヲ要スル事項ヲ漏ナク記載シ以テ其ノ保存ヲ良好ニシ危險ヲ豫防シ且其ノ存廢ヲ決定シ又ハ修繕ノ參考資料ニ供スルモノトス

第二條 機關車假履歷簿ハ各機關車毎ニ調製シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

一 機關車ノ能力

二 記事

三 事故及破損

四 修理

五 汽罐検査

六 一箇月検査

七 六箇月検査

八 運轉吉米突

九 固癖

十 消耗品消費量

第三條 前條各項ノ記入法ハ様式第一乃至第一〇ノ如シ

第四條 機關車假履歷簿ハ中隊毎ニ機關車監督將校之ヲ調製シ各機關庫ニ保管スルモノトス

第五條 各中隊ノ機關車監督將校ハ成ル可ク速ニ所屬機關車ノ外觀検査及所要事項ノ調査ヲナシ假履歷簿ニ第一回ノ記入ヲナスヘシ

第六條 機關車假履歷簿ハ二通調製シ毎月一回其ノ一通ヲ中隊長ノ閱覽ニ供スルモノトス

第七條 機關車假履歷簿ハ機關車ノ移動スル毎ニ二通添付スルモノトス機關車ノ修理ノ爲工場へ入場スルトキモ亦前項ニ同シ

第二 検査

第八條 機關車ノ押收若ハ第一大隊ヨリ初メテ引繼ヲ受ケタル時ハ機關車監督將校ハ直ニ外觀検査ヲ成ルヘク細密ニ行フヘシ

第九條 洗罐ヲ行ヒタルトキハ特ニ左ノ各部ヲ検査スヘシ

一 火室及焰室内ニ於ケル焰管ト焰管板トノ接合部並罐板ノ接合部

二 各部控柱

三 可鎔栓

四 各部摩耗ノ情况

五 損傷

第十條 一箇月毎ニ左ノ各部ヲ検査スヘシ

一 安全瓣

二 驗水器

三 支持發條

四 可鎔柱

五 注射器

六 制動機

七 聯結機

八 汽櫃

九 砂匣

第十一條 六箇月毎ニ左ノ各部ヲ検査スヘシ

一 車輪

二 火室

三 煙匣

四 車軸

五 汽筒

六 軸匣

七 各部控柱

八 其他一箇月検査ヲ行フ部分

第三項 運輸營業

臨時鐵道聯隊ハ大正三年十月初旬聯隊本部ヲ膠州ニ移シ專ラ軍用鐵道トシテ應急運轉ニ任シ十月二十六日増加員ノ來著ト共ニ聯隊本部ハ鐵道院技師、小林源松、外三名ヲシテ營業開始ニ關スル準備ニ著手セ

シメ十一月五日軍事輸送ニ差支ナキ範圍ニ於テ膠州以西便乘客取扱ヲ開始シ爾來復舊工事ノ進捗ニ伴ヒ漸次範圍ヲ擴張セリ

運轉營業ニ關スル施行事項概要左ノ如シ

十一月二日 十一月五日ヨリ實施ノ豫定ニテ山東鐵道客車便乘券發行規程、便乘者心得、客車便乘券及收入金取扱手續並軍人軍屬ニ對シテ山東鐵道無札便乘及無貨便乘證發行規程ヲ定ム

十一月四日 十一月五日ヨリ實施ノ客車便乘取扱ニ關シ山東鐵道客車便乘料金經理規程及切符類出納手續ヲ定ム

十一月五日 膠州以西ノ便乘客ノ取扱ヲ開始ス

時恰モ青島陷落前二日ニシテ膠州以東ハ鐵道復舊セス以西ニ於テハ濰河橋梁ヲ除ク外應急修理成リタルヲ以テ濰河ハ渡船ヲ以テシ膠州濟南間ノ連絡ヲ圖レリ

便乘客取扱方ハ區域制ニ據リ膠州濟南間及博山支線ヲ三區域ニ分チ一區軍票一圓ト定メ三等客ニ限リ之カ取扱ヲナセリ

十一月十八日 新增加員在膠州聯隊本部ニ到著ス内奏任待遇者一、判任待遇者八一、營業部ニ配屬セラ

ル本人員ハ南滿洲鐵道會社派遣員トス十一月二十二日 新ニ營業主任及助手六十六名ヲ任命シ各驛ニ配置ス

十一月二十六日 聯隊本部營業部ヲ膠州ヨリ青島ニ移ス

十一月二十七日 從來ノ便乘規程ノ一部ヲ改メ全線ヲ四區域ニ分チ更ニ一、二等ヲ加ヘ各等便乘券ヲ發行ス

本日ヨリ營業及收入金ニ關スル事務ヲ驛營業主任ヲシテ取扱ハシム此ノ結果驛長ハ主トシテ列車運行ニ關スル事務ヲ擔當ス

便乘客取扱驛左ノ四十六驛トス

- 濟南西驛、濟南東驛、王舍人莊、郭店、棗園莊、明水、普集、王村、大臨池、周村、芽莊、龍山、張店、博山、大崑崙、金嶺鎮、辛店、淄河店、青州、楊家莊、潭家坊子、堯溝、昌樂、朱劉店、大汙河、淄川、濰縣、坊子、蝦蟆屯、黃旗堡、岙山、丈嶺、蔡家莊、高密、姚哥莊、台子、膠州、大荒、藍村、南泉、城陽、女姑口、滄口、四方、大碼頭、青島

右ニ關シ十一月二十五日山東鐵道客車便乘券發行規程、便乘心得、客車便乘券取扱手續ヲ改正ス

十二月七日 電信發信權規程、各驛行電報傳送規程ヲ定ム

十二月十日 山東鐵道一車貨切扱貨物運送規程及一車積貨切扱貨物運送手續並貨物帳表記載並取扱方等ヲ定ム貨物運送取扱開始ニ關シテハ當時鐵道施設及人員ノ配置等不完全ノ點多カリシヲ以テ其ノ取扱方ヲ法モ努メテ簡單ナラシムルノ必要ヲ認メ全線ヲ九區ニ分チ一區ノ標準ヲ約五拾吉米トシ貨物ハ粗貨、一

般貨物混載品、危險品、及貴重品ノ四級ニ大別シ遠距離遞減法ヲ採用セリ

十二月十五日 一車貸切扱貨物運送ヲ開始ス

十二月二十二日 大正四年一月一日ヨリ乗務ノ豫定ニテ新ニ列車内ニ於ケル旅客貨物取扱車掌二十四名ヲ採用ス

十二月二十三日 山東鐵道一車貸切扱貨物運送規程第二條ノ一品積貨物ノ賃率ニ依ル一品積貨物ヲ指定ス

十二月二十五日 大正四年一月一日ヨリ實施ノ豫定ニテ列車組立驛ヲ青島、高密、濰縣、張店、濟南トシ輸送順序ヲ第一軍需品、第二、支那官憲ノ請求ニ依ルモノ、第三地方一般ノ貨物ト定ム
右ニ關シ有貨貨物輸送及貨車配給手續並軍隊軍需品輸送手續ヲ定ム

十二月二十八日 大正四年一月二日ヨリ實施ノ豫定ニテ山東鐵道有貨手荷物取扱規程、手荷物受授證取扱方、有貨手荷物切符記載並取扱方、無賃乘車證ヲ以テ手荷物託送ノ件山東鐵道入場券發行現程等ヲ定ム

十二月三十日 私有覆布及綱取扱方ヲ定ム

四年一月一日 客扱及荷扱車掌ヲ設ケテ配置驛ヲ青島、高密、坊子、張店及濟南西驛トシ當該營業主任之ヲ監督ス

一月二日 旅客便乗取扱驛ニ於テ入場券發行並軍事輸送ニ差支ナキ範圍ニテ有貨手荷物取扱ヲ開始ス
有貨手荷物ハ便乗者一名ニ付キ箇數二箇ニ限リ其ノ運賃ハ區域制ニ據ル手荷物取扱開始ニ伴ヒ必要ナル停車場ニ手荷物運搬夫ヲ置キ赤帽ヲ冠ラシメ運搬賃ハ荷物一箇ニ付銀二錢トシ運搬夫ハ中隊長指定シ驛長之ヲ監督ス

一月三日 山東鐵道一車貸切扱貨物運送規程第二條一品積貨物賃率ニ依ル一品積貨物ヲ追加ス

一月七日 本日ヨリ一車(十五噸積)貸切扱ニシテ滄口以東各驛ヨリ濟南西驛ニ至ルモノニ限リ綿糸布、砂糖、曹達ニ對シ銀七十二圓石油、燐寸類及生石灰ニ對シ銀百四十圓ニ割引ス

一月十日 貨物專用支線規程、貨物專用支線發著貨物ニ對スル帳表類取扱方ヲ定ム

一月十二日 青島小港貨物專用支線運賃ヲ一車(十五噸)ニ付銀三圓ト定メ本日ヨリ貨物運送ノ取扱ヲ爲ス

小港貨物專用支線ニ於ケル貨物運送事務ハ青島驛ニ於テ取扱フ

一月十五日 滄口以東各驛ト女姑口以西各驛トノ相互間ニ發著スル粗貨以外ノ一車貸切扱貨物運送料特
定賃金ヲ定ム

一月十九日 列車便行囊取扱ニ關スル規定ヲ定ム

二月一日 軍需品輸送取扱手續ヲ改メ旅客列車便ニ依ル無賃輸送品取扱手續ヲ定メ本日ヨリ實施ス之カ

爲一基瓦ヲ超過セサル軍需品ハ宰領者ナク運送ヲ爲スコトヲ得ルニ至ル

二月三日 當分ノ内各驛發著スル穀類ニ對シ大正三年十二月十日告示一車扱貨物運送規程第二條ニ依ル一般貨物料金ノ二割ヲ低減ス本割引運賃ニ對シ大正四年一月十五日ヨリ實施セル滄口以東各驛發著貨物特定運賃表末項ヲ適用スルコトヲ得

二月七日 本日ヨリ濟南西驛外三驛ニ於ケル貨物專用支線運賃ヲ定メ貨物運送ノ取扱ヲ爲ス

二月八日 乘客ノ故意又ハ過失ニ依リ客車窓硝子ヲ破損シタル時ハ其ノ事情ノ如何ヲ問ハス辨償金ヲ徵收スルコトニ定ム

二月十三日 客車便乗券取扱手續中第十九條及第二十條ヲ改正ス

三月一日 三月三日ヨリ實施ノ豫定ニテ山東鐵道一車貨切扱貨物運送規程及山東鐵道一車貨切扱貨物運送表ヲ改正ス

改正運賃ノ率ハ主トシテ獨逸時代ノ運賃率ニ據リ從來ノ一區均一賃銀ヲ廢止シ貨物ノ等級及運送距離ニ應シテ賃銀ヲ徵收ス

而シテ其ノ取扱驛ハ新ニ碼頭新驛ヲ加ヘ合計四十七驛トス

右改正ニ伴ヒ一車貨切扱貨物運送取扱手續ノ一部ヲ改正ス

三月三日 山東鐵道貨物專用支線規程ヲ改正ス

三月九日 陸軍大臣ヨリ鐵道聯隊長限リノ運賃割引ハ爾今取止ムヘキ旨令達セラレ

三月十五日 山東鐵道旅客手、小荷物及貴重品運送取扱手續、山東鐵道旅客運送規程ヲ定ム

入場料金軍票十錢ヲ銀五錢ニ改ム

運輸收入ノ概況左ノ如シ

第廿六次一、...

第廿六次一、...

第廿六次一、...

第廿六次一、...

第廿六次一、...

第廿六次一、...

第廿六次一、...

第廿六次一、...

第廿六次一、...

Blank page with faint bleed-through text from the reverse side.

運輸收入

自大正三年十一月五日
至 大正四年三月十日

科 目

月別	客 車 收 入							貨 車 收 入						
	乘 車 人 員 計			乘 客 賃 金	手 荷 物 賃 金	小 荷 物 賃 金	介 費	入 場 料	客 車 收 入 合 計	送 貨 噸 數	貨 物 賃 金	雜 收 入	收 入 合 計	
3/11	一 等	二 等	三 等											
	92	161	24,158	24,411	24,868.00	-	-	-	-	24,848.00	-	-	24,848.00	
12	535	1,829	45,523	48,907	52,407.00	-	-	-	-	52,407.00	10,815	56,805.00	107,214.00	
4/1	314	1,557	52,284	45,155	56,644.50	3,994	1,727.60	-	-	155,110	58,527.20	33,555	162,165.00	220,692.20
2	176	1,201	43,573	44,950	46,667.10	-	1,521.80	-	-	153,550	48,352.40	25,185	90,983.00	137,735.40
3	-	-	-	39,455	40,979.55	46	1,081.75	148	182.38	114,885	42,373.53	36,542	128,200.25	170,530.78

備 考

- 一、十一月五日ヨリ十四駅便乗券ノ取扱ヲ開始ス
- 一、十一月二十七日ヨリ三十二駅增加ニ由リ十四大駅ニ於テ取扱ヲ為ス
- 一、十二月十五日ヨリ便乗券取扱駅ニ於テ一車貸切貨物ノ取扱ヲ開始ス
- 一、一月二日ヨリ有賃手荷物ノ取扱並ニ入場券ヲ發賣ス
- 一、三月三日ヨリ貨物賃金改正
- 一、三月十六日ヨリ旅客賃金改正同時ニ小荷物ノ取扱ヲ開始ス
- 一、二月中ニ於ケル收入ノ比較的ナキニ支那旧正月ノ關係ナリ

旅客取扱開始及運賃改正後十日間ノ收入

一、旅客取扱開始大正三年十一月五日後十日間ノ收入

日 別	11/5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計
種別	(不明)										
乗客人員											
乗客賃金	51.00	429.00	299.00	831.00	637.00	775.00	757.00	857.00	633.00	800.00	6,067.00

旅客取扱ハ膠州以西十四駅ニシテ三等ニ限リ取扱ヲ

二、全線旅客取扱開始大正三年十一月二十七日後十日間ノ收入

日 別	11/27	28	29	30	12/1	2	3	4	5	6	計
種別	(不明)										
乗客人員	1,247	1,564	1,442	1,378	1,488	1,344	1,021	887	1,289	1,268	12,928
乗客賃金	1,329.00	1,422.00	1,530.00	1,487.00	1,583.00	1,429.00	1,105.00	927.00	1,407.00	1,385.00	13,906.00

三、貨物取扱開始大正三年十二月十五日後十日間ノ收入

日 別	12/15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
種別	(不明)											
送貨噸數	105	370	225	255	555	720	255	975	285	315	660	
貨物賃金	775.00	2,645.00	1,820.00	1,946.00	3,320.00	3,888.00	2,802.00	4,877.00	1,950.00	2,347.00	3,321.00	27,003.00

全線中四十六駅ニ於テ一車貸切取扱貨物ノ取扱ヲナシ

四、貨物運賃改正大正四年三月三日後十日間ノ收入

- 十一月二十五日ヨリ便乗取扱駅=於一車貸切貨物/取扱ヲ開始ス
- 一月二日ヨリ有貨手荷物/取扱並入場券ヲ發賣ス
- 三月三日ヨリ貨物賃金改正
- 三月六日ヨリ旅客賃金改正同時=小荷物/取扱ヲ開始ス
- 二月中=於ケル収入/比較的少シ支那旧正月/關係ナリ

貨物取扱開始及運賃改正後十日間ノ收入

一、旅客取扱開始大正三年十一月五日後十日間ノ收入

日別	11/5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計
種別	(不明)										
乗客人員											
乗客賃金	51.00	429.00	299.00	831.00	637.00	775.00	757.00	857.00	633.00	800.00	6,069.00

旅客取扱、膠州以西十四駅=二三等=張ノ取扱ナリ

二、全線旅客取扱開始大正三年十一月二十七日後十日間ノ收入

日別	11/27	28	29	30	12/1	2	3	4	5	6	計
種別	(不明)										
乗客人員	1,247	1,564	1,442	1,378	1,488	1,344	1,021	887	1,287	1,268	12,928
乗客賃金	1,329.00	1,422.00	1,530.00	1,487.00	1,583.00	1,429.00	1,105.00	927.00	1,407.00	1,385.00	13,906.00

三、貨物取扱開始大正三年十二月十五日後十日間ノ收入

日別	12/15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
種別	(不明)											
搬送噸數	105	370	225	255	555	720	255	975	285	315	660	
貨物賃銀	775.00	2,645.00	1,820.00	1,746.00	3,320.00	3,888.00	2,802.00	4,877.00	1,950.00	2,347.00	3,371.00	27,003.00

全線中四十六駅=於一車貸切取扱貨物/取扱ナリ

四、貨物運賃改正大正四年三月三日後十日間ノ收入

日別	3/3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
種別	(不明)										
搬送噸數	1,443	2,100	2,029	1,448	1,882	1,702	1,897	1,702	1,517	1,646	17,526
貨車收入	5,026.20	6,368.80	6,862.20	4,386.20	5,723.60	5,447.80	7,083.50	6,800.70	6,012.20	5,875.30	57,586.50

從來開始駅、外一駅ヲ加ナリ

五、旅客運賃改正大正四年三月十六日後十日間ノ收入

日別	3/16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
種別	(不明)										
乗客人員	1,737	2,204	2,177	2,096	1,643	1,772	1,180	1,883	2,621	2,398	21,111
乗客賃銀	1,705.85	1,902.85	1,707.70	1,744.50	1,304.05	1,686.80	1,813.55	1,622.80	1,924.61	1,913.45	17,320.16
入場料	5.00	4.75	6.00	5.10	5.85	5.85	4.20	3.90	7.05	3.65	51.55
荷物賃銀	4,342	4,772	5,657	5,908	4,055	6,169	5,105	3,056	6,002	5,000	57,660
合計	115.64	111.43	144.67	197.97	114.78	170.34	155.39	82.67	144.76	134.38	1,394.03
合計	1,826.49	2,019.23	1,858.37	1,964.57	1,424.68	1,862.99	1,973.14	1,709.37	2,072.42	2,051.48	18,745.74

從來四十六駅=一駅ヲ加、小荷物及貴重品/取扱ヲ開始ス

添附規程類

- (一) 山東鐵道客車便乘券發行規定
- (二) 便乘心得
- (三) 客車便券及收入金取扱手續
- (四) 山東鐵道無札便乘及無賃便乘證發行規程
- (五) 山東鐵道客車便乘料金經理規程
- (六) 切符類出納手續
- (七) 山東鐵道客車便乘券發行規程
- (八) 山東鐵道一車貨切扱貨物運送規程
- (九) 一車積貨切貨物運送取扱手續
- (十) 貨物帳表記載取扱方
- (十一) 軍隊軍需品輸送取扱手續
- (十二) 山東鐵道有賃手荷物取扱規程
- (十三) 山東鐵道入場券發行規程
- (十四) 私有覆布及綱取扱方

Handwritten notes and tables on the right page, including a table with columns and rows of text, possibly a schedule or list of items.

(十五) 貨物専用支線規程

(十六) 列車便行囊取扱ニ關スル規程

(十七) 無貨輸送品取扱手續

(十八) 山東鐵道一車貸切取扱貨物運送規程並運賃表

(十九) 山東鐵道旅客運送規程賃銀表

(二十) 山東鐵道旅客手小荷物及貴重品運送取扱手續同賃銀表

(一) 山東鐵道客車便乘券發行規程(大正三、一一、二)

第一條 山東鐵道客車便乘券發行上濟南膠州間(博山支線ヲ含ム)ヲ左記三區域ニ區分ス

一 自濟南西驛至張店驛及博山支線

二 自張店驛至濰縣驛

三 自濰縣至膠州驛

第二條 本便乘券發行料金ハ一枚ニ付キ軍票壹圓トシ他ノ貨幣ニ對シテハ發行セス

第三條 本便乘券ハ一區域内片道乗車ニ限り有效トス

第四條 本便乘券ハ發行當日ニ限り有效トス

第五條 本便乘券所持者ハ二等客車又ハ貨車ニ乗車スルモノトス

第六條 列車ニ乗込ム際ハ當該券發行ノ便乘券ニアラサルモノハ無効トス

第七條 本便乘券ハ一區域ノ中途ニ於テ下車シタル時ハ該區域内未乗車區間ニ對シテハ其ノ效力ヲ失フモノトス

第八條 本便乘券ハ輸送上ノ都合ニ依リ乗車ヲ謝絶シタル場合ノ外一切料金ノ返附ヲナサス

第九條 本便乘券ハ左記各驛ニ於テ發行ス

濟南西驛、龍山驛、普集驛、周村驛、張店驛、青州驛、昌樂驛、濰縣驛、坊子驛、岫山驛、高密驛

膠州驛、博山驛、淄川驛

第十條 便乘券ヲ所持セサルモノハ便乘區間ニ對シ二倍ノ便乘券ヲ要求スヘシ

附則

第十一條 四歳未満ノ小兒便乘ニ對シテハ便乘券ヲ要セス

第十二條 便乘者ノ生命及財産ニ關スル危險ハ當方ニ於テ其ノ責ニ任セス

(一) 便乘心得

第一條 便乘者ハ山東鐵道客車便乘券發行章程ヲ熟知スヘシ

第二條 便乘者ハ便乘券發行規程第九條ノ驛ニ於テ乗降スルモノトス

第三條 便乘者ハ少ナクモ列車出發三十分前迄ニ來驛便乘券ノ交付ヲ受ケ改札口ヲ經テ乗降場ニ集合

スヘシ

第四條 便乗者ハ便乗券交付ヲ請求スル際其ノ行先驛ヲ係員ニ明告スヘシ

第五條 當日中二區域ニ互リ旅行ヲ繼續セムトスルモノハ發驛ニ於テ便乗券二枚ノ發行ヲ受ケ之ヲ携帶スルヲ要ス

第六條 便乗者ハ鐵道係員ノ要求アリタル時ハ何時ニテモ便乗券ヲ提示シ検査ヲ受クヘシ

第七條 便乗券交付後ト雖輸送上ノ都合ニ依リ便乗ヲ謝絶スルコトアルヘシ

第八條 便乗者ハ各自便乗券ヲ携帶スヘシ

第九條 一區域ノ終リ又ハ下車ノ際ハ使用済便乗券ヲ必ス係員ニ返納スヘシ

第十條 便乗者ハ車内ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ秩序ヲ紊ル如キ行爲アルヘカラス

列車運轉中乗降スヘカラス

車内ノ器具裝飾物ヲ汚損スヘカラス

線路上ニ他人ニ危險ヲ與フル虞アル物品ヲ妄リニ投棄スヘカラス

第十一條 便乗者ハ犬其ノ他動物ヲ車内ニ携帶スヘカラス

第十二條 便乗者ハ火藥其ノ他ノ危險品ヲ車内ニ携帶スヘカラス

第十三條 携帶品ハ旅行用必需品ノミトシ座席ヲ塞カス便乗者自ラ容易ニ運搬シ得ルモノタルヘシ

第十四條 傳染病患者其ノ他他人ニ迷惑ヲ及ホスト認メタルモノハ便乗ヲ許サス

第十五條 前各條ニ明記セサル事項ニ就テハ係員ノ指圖ニ從フヘシ

改正

大正三年十一月二十五日山東鐵道客車便乗券發行規程改正ニ伴ヒ第四條「……便乗券交付ヲ請求スル際其ノ」ノ次ニ『等級及』ノ三字ヲ挿入ス

(二) 客車便乗券及收入金取扱手續(大正三、一一、二)

第一條 客車便乗券ハ其ノ表面ニ臨時鐵道聯隊本部並發行驛長印ヲ押捺シ記號及番號(記號及ヒ「イ

ロハ」別番號ハ一號ヨリ千號ニ至リ循環ス)ヲ記入シ日附ハ發行ノ際之ヲ押捺又ハ記入スルモノトス

第二條 驛長ハ便乗券受入ノ際其ノ員數券面記入事項捺印等ノ正否ヲ精査シ一定ノ容器ニ格納シ鎖錠

ヲ施シ日々發行ノ見込數ヲ出札擔當者ニ交付シ其ノ發行殘數ハ終列車後收入金ト共ニ之ヲ回收シ保

管スヘシ

第三條 驛長ハ日附記號番號受入拂出殘高及記事欄ノ設ケアル便乗券出納簿ヲ調製シ受拂ヲ明確ニ記

入スヘシ

第四條 驛長ハ日々發行ニ係ル便乗券枚數ヲ上下各列車毎ニ區分記帳シ置キ他日調査ノ資料ニ供スヘシ

第五條 便乗券ニ記載スル文字ハ墨汁ヲ用キテ鮮明ニ記入シ修正ヲ許サズ誤記シタル便乗券ハ廢札ノ手續ヲナシ其ノ理由ヲ券面ニ明記シ收入金ト共ニ之ヲ大隊本部ニ送附スヘシ

第六條 驛長及出札擔當者ハ發行ノ際記號並番號ノ順次ニ注意シ飛番號又ハ飛記號ヲ發行スヘカラス若シ誤テ之ヲナシタルトキハ其ノ旨直ニ大隊本部ニ報告シ指揮ニ從フヘシ

第七條 驛長ハ常ニ便乗券ノ補充ニ注意シ發行ニ支障ナカラシムヘシ

第八條 驛長ハ客車便乗券發行章程便乗心得上下便乗列車ノ出發時刻終著驛名其ノ他必要事項ヲ停車場待合所内ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

第九條 便乗券發行ハ列車出發時刻一時間前ニ開始シ五分間前ニ至リ停止スヘシ

第十條 二區ニ互ル便乗券發行ノ請求アリタルトキハ當日中ニ目的地ニ到着シ得ルヤ否ヤヲ考査シタル後之ヲ發行スヘシ

第十一條 濟南西站、龍山、普集、周村ヨリ淄川又ハ博山へ或ハ淄川又ハ博山ヨリ前記四驛ノ内一驛ニ便乗ヲ乞フモノアルトキハ發行ノ際便乗券面ニ乗換ノ印ヲ押捺交付スヘシ

該便乗券所持者ハ張店驛ニ於テ其ノ儘支線又ハ本線列車ニ乗換ヲナサシムルモノトス

第十二條 一旦發行シタル便乗券ハ左ノ各號ノ場合ノ外一切料金ノ還付ヲナサズ

一 輸送上ノ都合ニ依リ便乗用ノ車輛ヲ連結セサル時

二 便乗券發行後列車ノ運轉ヲ取消シタル時

三 座席ニ餘裕ナク便乗ヲ謝絶シタル時

第十三條 自驛發行ノ便乗券ハ總テ當該驛ニ於ケル改隹スヘシ

第十四條 列車長ハ一區域毎ニ一回以上檢札シ無改隹ノモノヲ發見シタル時ハ直ニ改隹ヲナスヘシ

第十五條 列車長檢札ニ際シ便乗券ヲ所持セス又ハ無効ノ便乗券ヲ以テ乗車シタルモノヲ發見シタル時ハ該便乗區間(乗込驛不明ナル時ハ列車始發驛トス)ニ相當スル二倍ノ便乗券發行ヲ最寄驛長ニ請求シ料金引換ニ之ヲ本人ニ交付セシム

第十六條 驛ニ於テ集札ノ際前條ノ事實ヲ發見シタル時ハ自驛ニテ便乗券ヲ發行シ改隹後直ニ之ヲ回收スヘシ

該便乗券面ニハ其ノ理由ヲ記入シ置クヘシ

第十七條 檢札又ハ改集札ノ際無効ノ便乗券ヲ發見シタル時ハ之ヲ沒收スヘシ

沒收シタル便乗券面ニハ其ノ理由ヲ明記シ他ノ便乗券ト共ニ之ヲ大隊本部ニ送付スヘシ

第十八條 便乗者多數ノ爲座席ニ餘裕ナキ時ハ列車長ハ關係驛ニ打電シ必要ニ應シ便乗券ノ發行ヲ制限スル事ヲ得

第十九條 列車長ハ一區域ノ終リニ於テ各便乗車ヨリ使用濟ノ便乗券ヲ集收シ之ヲ區域驛長ニ引渡ス

へシ

第二十條 一區域ノ中間驛ニ於テ下車シタルモノノ便乗券ハ當該驛ニテ集收スヘシ

第二十一條 收入金ハ送券ヲ添付シ一定ノ容器ニ納メ鎖錠ヲ施シタル上翌日初列車ニ乗込メル警送員ニ引渡シ大隊本部出納官吏ニ納付スヘシ

第二十二條 各驛ニ於テ集收シタル便乗券ハ之ヲ一括シ員數ヲ記載シタル送券ヲ添付シ翌日初列車ニテ大隊本部ニ送付スヘシ

改正

大正四年一月一日客扱車掌及荷扱車掌ヲ設ケタルヨリ第十四條、第十五條、第十八條、第十九條中ノ『列車長』ノトアルヲ『客扱車掌』ト改ム

大正四年二月十三日第十九條及第二十條ヲ左ノ通り改正ス

第十九條 客扱車掌ハ列車カニ區域以上ニ互リ運轉スルトキ又ハ本支線ニ於ケル接續列車アル場合ニ於テハ各區域ノ終リニ於テ各便乗者ヨリ使用済ノ便乗券ヲ集收シ之ヲ區域驛營業主任ニ引渡スヘシ

第二十條 一區域ノ中間驛又ハ列車終著驛ニ於テ下車シタルモノノ便乗券ハ當該車ニテ集收スヘシ

(四) 山東鐵道無札便乗及無賃便乗證發行規程(大正三、一一、二)

第一條 無札便乗

左ニ記載ノ職ニアル制服着用者ハ無札ニテ軍用列車ニ便乗スルコトヲ得

臨時鐵道聯隊將校以下全員

警備隊及兵站部ノ准士官以上

電信隊將校以下全員

憲兵

野戰郵便局員

第二條 無賃便乗證

無賃便乗證ヲ長期無賃便乗證及一往復無賃便乗證ノ二種ニ分ツ

第一號 長期無賃便乗證

- 一 長期無賃便乗證ハ臨時鐵道聯隊長之ヲ發行シ一定數ヲ臨時鐵道聯隊及警備隊ノ中隊長以上兵站司令部又ハ支部長、電信隊長ニ配付シ置キ必要ニ應シ便乗者ニ交付シ使用済ノ上ハ直ニ回收シテ之ヲ前記諸官ニ於テ保管スルモノトス
- 二 本券ノ交付ヲ受クヘキ資格者左ノ如シ
 - 一 警備隊、兵站部ノ下士以下ニシテ公用ヲ帶ヒテ乗車ヲ要スルモノ
 - 一 軍隊ノ傭人若ハ特ニ軍隊ニ關係アルモノニシテ鐵道ニ依リ往復セシムルヲ要スルモノ

第二號 一往復無賃便乘證

- 一 一往復無賃乘證ノ最長使用期間ハ發行ノ日ヨリ三十日間トス
- 二 本便乘證ハ臨時鐵道聯隊及警備隊ノ中隊長以上、兵站司令官又ハ支部長、電信隊長其ノ他特命ヲ以テ鐵道沿線ニ派遣セラレタル部隊長ノ要求ニ依リ驛長ニ於テ之ヲ發行ス
- 三 本便乘證ノ交付ヲ受クヘキ資格者左ノ如シ
 - 一 無札便乘ノ資格ナキ下士以下ニシテ公用ヲ帶ヒ乘車ヲ要スルモノ
 - 二 軍隊ノ傭人若ハ軍隊ニ用向アリテ往復セシムルモノニシテ旅費ヲ支給シ得ルモノ
 - 三 待遇上無賃便乘ヲ必要ト認メタルモノ
 - 四 本便乘證ハ改札口ニ於テ改缺ヲ受ケ發驛ニ歸省ノ際ハ之ヲ當該驛ニ返納スヘシ
 - 五 片道乘車又ハ發驛外ノ驛ニ下車シタル時ハ使用濟ノ便乘證ハ下車驛ニ引渡シ當該驛長ハ速ニ之ヲ發行驛ニ送付スヘシ
 - 六 期間滿了其他ノ事由ニ依リ不明ニ歸シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至リタルモノハ之ヲ所屬長ニ返納シ所屬長ハ速ニ之ヲ發行驛ニ送付スヘシ
 - 七 本便乘證ハ發行者ニ於テ回收整理シ一箇月分ヲ取纏メ控ト共ニ大部本部ニ送付スヘシ

第三條 便乘等級

一 便乘者ノ乘車等級左ノ如シ

- 一 等 將校同相當官及之ト同等ノ待遇ヲ受クヘキモノ
- 二 等 下士相當官及之ト同等ノ待遇ヲ受クヘキモノ
- 三 等 兵卒及之ト同等ノ待遇ヲ受クヘキモノ

乗客用改造貨車 人夫等

但相當車ナキ時ハ下級ノ車輛ニ便乘スルモノトス

(五) 山東鐵道客車便乘料金經理規程(大正三、一一、四)

第一條 客車便乘料金ヲ收入スル爲臨時鐵道聯隊大隊附主計ヲ分任收入官吏トシ各驛ニ其ノ分任官ヲ置キ此ノ兩官ハ會計法上出納官吏ノ責任ヲ負フモノトス

第二條 各分任官ハ現金出納簿ヲ備ヘテ之ヲ記入シ毎日其ノ前日中ニ於ケル收入金ノ收納證書別紙様式ニヨルヲ作製シ之ニ現金ヲ添ヘテ規定ノ容器ニ收メ鎖鑰ヲ施シタル上護送主任者ニ交付シ分任收入官吏ニ送付スヘシ

前項收入金ヲ搭載スヘキ列車ハ大隊長之ヲ指定ス

第三條 護送主任者分任收入官吏ノ所在地ニ到着シタルトキハ前條ノ收入金容器ヲ分任收入官吏ニ交付シ該官吏ハ検査ノ上之ヲ受領スルモノトス

- 第四條 分任官及護送主任者ハ各收入金容器受授簿ヲ所持シ受領者ノ捺印ヲ受ケ受授ヲ明ニスヘシ
- 第五條 分任收入官吏及大隊附將校一名立會ノ上收入金容器ヲ開キ現金收納證書ト對照勘査シ正確ト認メタル上領收書ヲ當該分任官ニ交付スヘシ
- 第六條 收納金額カ收納證書ニ對シ過不足アルトキハ分任收入官吏ハ直ニ電報若ハ電話ヲ以テ之ヲ分任官ニ通告シ更ニ收納證書ノ送附又ハ現金ノ追納ヲ待テ之ヲ處理スヘシ
- 第七條 分任收入官吏ハ受領シタル現金ヲ日日集計シテ大隊長ノ調定ヲ受クルモノトス而シテ其ノ金額ハ毎旬之ヲ獨立第十八師團經理部ニ報告スヘシ
- 第八條 各驛ニ於ケル收入簿表及便乘券等ハ關係中隊長ニ於テ時々之ヲ檢査シ其ノ結果ヲ大隊長ニ報告スヘシ其ノ收入金ニ過不足アルコトヲ發見シタル時ハ直ニ分任官吏ニ通報スヘシ
- 第九條 各驛分任官ハ翌月五日迄ニ前月中ニ收納セル收入金ノ決算ヲナシ分任收入官吏ニ提出スヘシ分任收入官吏ハ翌月十五日迄ニ前月中ニ收納セル收入金ノ決算ヲナシ該金額ノ監守證ヲ添へ順序ヲ經テ陸軍會計監督部ニ送附シ前渡金ニ差繼受ノ手續ヲナスヘシ

(參照)

大正三年十一月客車便乘料金決算書

未前月迄納濟額	本月收入額	計	本月納濟額	本月納濟額	計
〇	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
右之通相違無之候他					
何々驛					
大正三年十二月一日					
分任官			氏名印		

收納證書樣式

收納證書

一軍票何圓也

但發行便乘券何枚ニ對スル分

(等級ニ依リ區分ノコト)

年月

何驛分任官

官氏

名印

(參照)

現金出納簿記載例ノ二
第五編 運輸交通 第一章 鐵道

年月日 大正三年		摘要	受	拂	殘
		前葉締高	270 000	210 000	60 000
		十二月分前葉締高	130 000	150 000	
12	3	分任收入官吏へ納付	120 000	60 000	
	"	便乗券發行收入	120 000		120 000
		十二月分合計	250 000	210 000	
		合計	290 000	270 000	
		前書ノ通引繼了ノ候也			
		大正三年十二月四日			
		前任分任官吏 氏名 團			
		後任分任官吏 氏名 團			

(参照)

年月日 大正三年		摘要	受	拂	殘
11	29	便乗券發行收入	60 000		60 000
	30	分任收入官吏へ納付		60 000	
	"	便乗券發行收入	80 000		80 000
		十一月分合計	140 000	60 000	80 000
12	1	分任收入官吏へ納付		80 000	
	"	便乗券發行收入	70 000		70 000
	2	分任收入官吏へ納付		70 000	
	"	便乗券發行收入	60 000		60 000
		十二月分追次締高	130 000	150 000	
		追次締高	270 000	210 000	

便乘券出納簿記入注意

一五二

- 一 本表ハ一箇月毎ニ打切り整理スヘシ
- 二 缺札欄ニハ受入ノ際又ハ受入後ニ於テ發見シタル缺札ニ對シ相當手續ヲナシタル上其ノ員數ヲ記入シ同時ニ記事欄ニ其ノ缺札記號及番號事由等ヲ記入スヘシ
- 三 廢札欄ニハ誤記汚損、毀損、不鮮明又ハ一旦發行シタル便乘券ニシテ料金還付回收シタルモノ等ノ員數ヲ記入シ同時ニ記事欄ニ其ノ廢札記號、番號、事由等詳記スヘシ

附記

總テ廢札ハ便乘券取扱手續、第五條末段ノ取扱ヲナスヘシ

(六) 切符類出納手續(大正三、一一、四)

- 第一條 本手續ニ於テ切符類ト稱スルハ各種乘車券及入場券ヲ謂フ
- 第二條 切符類ノ出納ヲ掌ラシムル爲經理部主任會計官吏ノ下ニ分任會計官吏ヲ置キ各驛營業主任ヲ以テ之ニ任ス各驛ニ於テ分任會計官吏以外ノ者ヲ以テ出札掛トナス場合ハ之ヲ監守者トス
- 第三條 切符類ノ請求ハ分任會計官吏ヨリ主任會計官吏ニ向テナスヘシ
- 第四條 切符類ノ請求回数ハ一箇月一回トシ其ノ數量ハ發賣二箇月ヲ標準トスヘシ

第五條 切符類ノ請求ハ臨時急需ヲ要スル場合ノ外電報ヲ以テスルヲ得ス但已ムヲ得ス電報ヲ以テ請求シタル場合ハ正規ノ手續ヲ踏ムト同時ニ其ノ理由ヲ報告スヘシ

第六條 分任會計官吏ハ每朝當日發賣ノ豫定數ヲ監守者ニ交付スルモノトス

監守者ニ於テ當時ノ出札終リタルトキハ其ノ發賣數ヲ調査シ殘數ヲ分任會計官吏ニ返納スヘシ

第七條 切符類ハ堅牢ニシテ鎖鑰アル容器ニ收藏シ之カ開閉ハ會計官吏其他ノ職員一名ノ立會ヲ以テ行フヘシ

第八條 主任會計官吏切符類ヲ分任會計官吏ニ送附スルニハ他ノ職員一名ト立會ノ上所定ノ容器ニ收容シ立會員ノ連印ヲ以テ嚴緘ヲ施シ貴重品扱ヲ以テ之ヲ配給スヘシ分任會計官吏ヨリ主任會計官吏ニ返送スル場合モ亦同シ

第九條 分任會計官吏又ハ主任會計官吏前條ニ依リ送附ヲ受ケタル時ハ他職員一名立會ヲ以テ封緘及現品ヲ點檢スヘシ

第十條 前條點檢ノ結果脱札誤札印刷不明其ノ他ノ不備ヲ發見シタルトキハ立會員ノ連署ヲ以テ所屬長經理部長ニ報告シ再交付又ハ其ノ他ノ手續ヲナスヘシ監守者ニ於テ發賣ノ際本文ノ事故ヲ發見シタルトキモ亦同シ

經理部長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ相當ノ處理ヲナスヘシ

第十一條 分任會計官吏ハ毎日乗客賃日報ヲ毎月十日迄ニ前月中ノ乗客賃月報ヲ經理部ニ送附スヘシ
第十二條 本手續施行ニ伴フ簿表左ノ如シ

- 一 乗客券原簿 (様式第一) 主任會計官吏ノ許ニ備ヘ乗車券ノ出納事項ヲ記載スルモノトス
- 二 乗車券出納簿 (様式第二) 分任會計官吏ノ許ニ備ヘ「カード」式トシ乗車券ノ出納事項ヲ記載スルモノトス
- 三 入場券原簿 (様式第三) 主任會計官吏ノ許ニ備ヘ入場券ノ出納事項ヲ記載スルモノトス
- 四 入場券出納表 (様式第四) 分任會計官吏ノ許ニ備ヘ入場券ノ出納事項ヲ記載スルモノトス
- 五 切符類受拂簿 (様式第五) 分任會計官吏ノ許ニ備ヘ該官吏ト監守者トノ切符類受拂ヲ明カニスルニ用フルモノトス
- 六 乗車券請求書 (様式第六) 分任會計官吏ノ許ニ備ヘ切符類ノ請求及乗車券領收書 (主任會計官吏ヨリ送附ニ用フルモノトス)
- 七 乗車客賃日報 (様式第七) 分任會計官吏ノ許ニ備ヘ毎日發賣シタル切符ノ出納及之ニ對スル賃金等ノ證明ニ供スルモノトス
- 八 乗客賃月報 (様式第八) 分任會計官吏ノ許ニ備ヘ一箇月ニ於ケル切符類ノ出納及之ニ對スル賃金等ノ證明ニ供スルモノトス

(様式略ス)

(七) 山東鐵道客車便乘券發行規程 (大正三、一一、二五)

第一條 山東鐵道客車便乘券發行上全線ヲ左記四區域ニ區分ス

- 一 自濟南西驛 至張店驛及博山支線
- 二 自張店驛 至濰縣驛

三 自濰縣驛 至高密驛

四 自高密驛 至青島驛

第二條 本便乘券ハ一、二、三等ニ分チ其ノ發行料金ハ一枚ニ付キ一等軍票四圓、二等同二圓、三等

同一圓トシ他ノ貨幣ニ對シテハ發行セス

第三條 本便乘券ハ一區域内片道乗車ニ限り有效トス

第四條 本便乘券ハ發行當日ニ限り有效トス

第五條 本便乘券所持者ハ相當客車 (三等ハ貨車ヲ以テ代用スルコトアリ) ニ乗車スルモノトス

第六條 列車ニ乗込ノ際ハ當該驛發行ノ便乘券ニアラサルモノハ無効トス

第七條 本便乘券ハ一區域ノ途中ニ於テ下車シタル時ハ該區域内未乘區間ニ對シテハ其ノ效力ヲ失フ

モノトス

第八條 本便乘券ハ輸送上ノ都合ニ依リ乗車ヲ謝絶シタル場合ノ外一切ノ料金ノ返附ヲナサス

第九條 本便乘券ハ左記各驛ニ於テ發行ス

濟南西、濟南東、王舍人莊、郭店、棗園莊、明水、普集、王村、大臨池、周村、茅莊、龍山、張店、博山、大崑崙、金嶺鎮、辛店、淄河店、青州府、楊家莊、潭家坊子、堯溝、昌樂、朱劉店、大沂河、淄川、濰縣、坊子、蝦蟆屯、岙山、丈嶺、高密、姚哥莊、臺子、膠州、大荒、藍村、南泉、城

陽、女姑口、滄口、四方、大碼頭、青島之各驛

第十條 便乘券ヲ所持セサルモノハ便乘區間ニ對シ二倍ノ便乘券ヲ要求スヘシ

附則

第十一條 四歲未滿ノ小兒便乘ニ對シテハ便乘券ヲ要セス

第十二條 便乘者ノ生命及財産ニ關スル危險ハ當方ニ於テ其ノ責ニ任セス

(八) 山東鐵道一車貨切扱貨物運送規程(大正三、一二、一〇)

第一條 一車貨切扱貨物運送區間左ノ如シ

- 一 濟南西驛 明水驛間
- 二 明水驛 張店驛間
- 三 張店驛 青州府驛間
- 四 青州府驛 濰縣驛間
- 五 濰縣驛 昨山驛間
- 六 昨山驛 高密驛間
- 七 高密驛 藍村驛間
- 八 藍村驛 青島驛間

九 張店驛 博山驛間

第二條 一車貨切扱貨物運送料金左ノ如シ

區分	粗貨		品		混載
	一	二	一般貨物及生獸類	品	
一區	二	十	三	四	十六圓
二區	三	十五	六	八	十六圓
三區	四	十六	九	十	十七圓
四區	五	十四	〇	四	十七圓
五區	六	十	二	五	十七圓
六區	六	十五	三	六	十九圓
七區	六	十九	三	七	十九圓
八區	七	二十二	四	八	二十二圓

一區未滿ハ二區ト看做ス

第一項ノ粗貨トハ石炭、骸炭、土砂、穀物、穀類、石灰(生石灰ヲ除ク)灰類、骨片、紙屑、襪襪、

氷、野菜、鹽（粗製）ヲ云フ

第三條 前條ニ於テ一車トハ十五噸（一噸ハ千吉瓦トス）積車ヲ云フ

三十噸車使用ノ場合ハ二車分ノ料金ヲ徴收ス

十五噸未滿ノ車輛ニ對シテハ貨主ノ同意ヲ以テ之ヲ一車トシテ取扱フヘシ

第四條 混載品中ニハ動物（容器ニ入レタルモノヲ除ク）及第五條危險品又ハ特種貴重品ヲ搭載スヘ

カラス

第五條 危險品又ハ金、銀、寶石、有價證券其ノ他高價ナル特種貴重品等ハ一般貨物一品積運賃ノ倍

額ヲ徴收ス

第六條 左記貨物ハ運送ノ取扱ヲナサス

一 運送ニ付特別ノ設備又ハ運送方法ヲ要スルモノ

二 二車又ハ二車以上ニ跨ル貨物

三 鐵道聯隊ニテ輸送スヘカラサルモノト認メタルモノ

第七條 貨物ヲ託送セムトスルモノハ貨物取扱時間内ニ豫メ運送ノ承諾ヲ得タル上運送狀ヲ提出シ其

ノ手續ヲナスヘシ

第八條 運送狀ニハ左記事項ヲ掲記スルヲ要ス

一 運送狀作製ノ地及年月日

二 發送驛名

三 到著驛名

四 荷受人ノ住所氏名又ハ商號

五 貨物ノ品名、重量及荷造ノ種類、個數並記號

六 荷送人ノ住所氏名又ハ商號

第九條 貨物ハ豫メ運送ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ停車場構内ニ持込ムヘカラス

第十條 貨物ハ總テ係員ノ立會ノ上ニアラサレハ積込ムコトヲ得ス

鐵道ハ必要ト認メタルトキハ貨主ノ負擔ニ於テ貨物ノ内容ヲ検査スルコトアルヘシ

第十一條 貨主ハ積込ノ通知ヲ受ケタルトキヨリ十二時間内ニ之ヲ完了スヘシ

第十二條 貨物積込終了ノ上ハ荷送人ハ係員立會ノ上鎖錠封印ヲ爲スヘシ

第十三條 一旦發送シタル貨物ニ對シテハ著驛ノ變更ヲ許サス

但輸送上ノ障害ニ依リ著驛ニ到著スルコト能ハサル場合ハ此ノ限ニアラス

第十四條 生獸類中馬匹（騾、驢馬及駒ヲ含ム）ヲ運送スル場合其ノ他特ニ必要ヲ認メタル場合ハ附

添人ヲ要求スルコトアルヘシ

附添人ハ該運送區間ニ相當スル參等便乘券所持ノ上同乗スルヲ要ス

第十五條 貨物ハ其ノ到着通知ヲ揭示シテヨリ十二時間以内ニ之カ取卸ヲ爲シ二十四時間以内ニ引取ヲ完了スヘシ

第十六條 貨主ハ係員ノ許可ナクシテ貨車ヲ動スコトヲ得ス

第十七條 貨主ハ入換又ハ積卸ニ際シ車輛、器具等ヲ毀損セサル様注意スヘシ若シ毀損セシメタルトキハ賠償ヲ爲サシム可シ

第十八條 貨物運賃ハ總テ貨物託送ノ際之ヲ納付スルヲ要ス

納付スヘキ貨幣ハ軍票ニ限ルモノトス

第十九條 貨物運送中事故ノ爲前途輸送ヲ繼續スル見込ミ立タサル場合ニ於テハ既收運賃中ヨリ該運送區域ニ相當スル賃金ヲ控除シタル殘額ヲ貨主ニ返附スヘシ

第二十條 貨物運送途中又ハ到着驛ニ於テ過積アルコトヲ發見シタルトキハ該過重量ニ對シ更ニ全車分ノ賃金ヲ徴收スヘシ

第二十一條 貨物積卸及入換作業ハ貨主ノ負擔トス

第二十二條 貨物ノ損害ニ關シテハ其ノ原因ノ如何ヲ問ハス鐵道ハ一切其ノ責ニ任セス
改正追加

大正三年十二月十日 一車貸切扱貨物運送規程第五條ノ危險品ヲ左ノ通り定ム

生石灰、花火類、爆竹、油紙、油引紙製品、油布（油布製品類ヲ含ム）火藥類（實包彈、導火線

雷管ノ類ヲ含ム）石油、揮發油、強酸類、劇藥、燐寸類

大正三年十二月二十三日 左記ノ貨物ハ一車貸切扱貨物運送規程第二條ノ一品種ト看做シ一品積貨物ノ賃率ニ依リ取扱ヲ開始ス

木材類、石材類、穀類（落花生ヲ除ク）果物類、野菜類、食料品類（味噌、醬油、酢、漬物、罐詰、瓶詰等）酒類、魚類（介虫類ヲ含ム）乾物類、飲料類、（酒精ヲ含マサルモノ、平野水、ラムネ、サイダー、レモン水、シトロン類）帳簿類（書籍、印刷物ヲ含ム）陶磁器類（土器類ヲ含ム）瓦類（瓦、煉瓦共）煙草類（卷刻及葉）綿布、綿糸、生獸類、紙類、肥料類、薪炭類、容器類（罐籠、函、桶、樽、行囊、篋、甕ノ類）

屋根葺用品類（スレート、ラバロイド、マルソイド、モナイク類、銅及青銅ノ製品ヲ除ク）

大正四年一月三日 左記ノ貨物ハ一車貸切扱貨物運送規程第二條ノ一品種ト看做シ一品積貨物ノ賃率ニ依リテ取扱ヲ開始ス

一 鐵、鋼、鉛、亞鉛 塊、板、棒狀ノ工作原料品

一 藁類 藁、粟稈、麥稈、高粱稈等ノ類

- 一 藁製品類 蓆、菰、吹、俵ノ類、(安平ヲ含ム)
- 一 屑類 紙屑、反古及新聞紙、襪襪、糸屑(絹及毛ヲ除ク)革屑、硝子屑ノ類
- 一 石炭類 石炭、骸炭、煉炭共

大正四年一月三日 一車貨切扱貨物運送規程第二條第三項ハ改正ス

第一項粗貨トハ左二列記ノ貨物ヲ云フ

- 一 木材類 不工板各種、屋根板、桶木、枕木、坑木ヲ含ム(工ヲ加ヘタルモノ及高價ナモノヲ除ク)
- 一 竹類 (細工品ヲ除ク)
- 一 「セメント」
- 一 瓦類 瓦、煉瓦共
- 一 石材類 工ヲ加ヘタル碎塊共(蠟石、大理石、盆栽石、岫巖石類ヲ除ク)
- 一 石白
- 一 土器 土管ヲ含ム
- 一 礦石
- 一 鐵、鋼、鉛、亜鉛、塊、板、棒狀ノ工作原料品

- 一 軌條 附屬品トモ
- 一 古鐵 鐵屑ヲ含ム
- 一 藁類 藁、粟稈、麥稈、高粱稈等ノ類
- 一 藁製品類 蓆、菰、吹、俵ノ類、(安平ヲ含ム)
- 一 穀物、穀類
- 一 草類 (藥草及花卉類ヲ除ク)
- 一 野菜類
- 一 海草
- 一 鹽 粗製ノモノニ限ル
- 一 苗類
- 一 薪炭類
- 一 棉花
- 一 肥料類 干鰯、干鯨、糠類、糞類(豆粕、油粕ヲ除ク)
- 一 骨片
- 一 麻袋 新古共縫糸ヲ含ム

- 一 容器類 新古共、罐、籠、函、桶、樽、行囊、篋、甕ノ類
- 一 煙草ノ葉
- 一 屑類 紙屑、反古及古新聞紙、襪襪、糸屑（絹及毛ヲ除ク）革屑、硝子屑ノ類
- 一 灰類
- 一 石炭類 石炭、骸炭、煉炭共
- 一 石灰 （生石灰ヲ除ク）
- 一 氷
- 一 土砂

前記ノ通り粗貨品名改正セラレタル結果從來一品種ト看做シ一品積賃率ニ依リ取扱ヒ得ル同一種類貨物中ニ於テ其ノ等級ヲ異ニスルモノヲ生シタルニ付テハ之カ積合セノ場合ハ其ノ高級ナルモノニ依リ一品積率ニテ運賃ノ計算ヲ爲スヘシ例ヘハ刻煙草（一般貨物）及煙草ノ葉粗貨ハ其ノ等級ヲ異ニスルモノ之カ積合セハ一品積（煙草類）ト看做シ一般貨物ノ賃率ヲ課シ煙草ノ葉ノミ託送ノ場合ハ粗貨賃率ニ依ルカ如シ

大正四年一月十五日 本日ヨリ滄口以東各驛ト女姑口以西ノ各驛トノ相互間ニ發著スル粗貨以外ノ一車貨切扱貨物運送料金ヲ左表ノ通り特定シ實施ス

滄口以東各驛發著貨物特定運賃表

區 間	(甲) 女姑口以西各驛ヨリ		(乙) 滄口以東各驛ヨリ	
	混載	危險品及特種貴重品	混載	危險品及特種貴重品
女姑口藍村間各驛	二十八圓	三十六圓	五十六圓	三十三圓
大荒高密間各驛	四十五圓	五十九圓	九十圓	五十三圓
蔡家莊昨山間各驛	五十二圓	六十八圓	百〇四圓	七十一圓
黃旂埠濰縣間各驛	五十八圓	七十五圓	百十六圓	八十二圓
大圩河青州府間各驛	六十三圓	八十二圓	百二十六圓	九十圓
淄河店張店間各驛	六十七圓	八十七圓	百三十四圓	九十五圓
牙莊明水間及博山支線各驛	七十圓	九十一圓	百四十圓	九十八圓
棗園莊濟南西間各驛	七十二圓	九十四圓	百四十四圓	百圓

設

以上特定運賃設定ノ結果女姑口以西各驛間ニ發著スル貨物ニシテ本表ニ依リ發驛ヨリ滄口以東各驛

ヲ經テ折返シ著驛ニ至ル運賃即チ甲乙ノ和カ大正三年十二月十日告示貨物運送規程所定ノ運賃ヨリモ低廉ナルトキハ該賃金ニ依ルコトヲ得

右ニ付キ女姑口藍村各驛ヨリ大圩河以西各驛及蔡家莊以西各驛ヨリ高密女姑口間各驛ニ至ル貨物ノ運賃ハ左記ノ通り定ム

滄口以東各驛發著貨物特定運賃表末項ニヨル運賃表						
區	間	一般貨物及生獸類	混載	危險品及貴重品		
自	至					
蔡家莊以西各驛ヨリ高密女姑口間各驛ニ至ル						
棗園莊間	女姑口間	120	133	204		
濟南	大高	125	163	250		
芽莊明水間	女姑口間	100	130	200		
博山支線	大姚哥莊間	123	160	246		
淄河店間	女姑口間	97	126	194		
張店	大姚哥莊間	120	156	240		
大青濰州旂間	女姑口間	93	121	186		
黃濰縣	女姑口間	83	114	176		
蔡家莊間	女南口泉間	82	107	164		
藍村女姑口間各驛ヨリ大圩河以西各驛ニ至ル						
女姑口間	濟南西莊間	128	166	256		
藍村	芽莊明水線	126	163	252		
女南口泉間	淄河店間	123	160	246		
女南	大青汗州河府間	118	153	236		

(九) 一車積貨切扱運送取扱手續(大正三、一二、一〇)

第一章 總則

第一條 取扱方

一車積貨切扱貨物運送ニ關シテハ別段ノ規程アルモノヲ除キ總テ本手續ニ依ルヘシ

第二條 運送順序

貨物ハ左記各號順ヲ以テ受託ノ順序ニ從ヒ運送スヘシ

一 動物

二 腐敗シ易キ物品

三 特ニ指定シタル貨物

四 前記各號以外ノ貨物

運送上正當ノ事由若ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第三條 貨物取扱時間

貨物ノ受付ハ日出後日没前ニアリテハ何時ニテモ需メニ應スヘク必要アル場合ハ日没後日出前ト雖相當取締ノ上之カ取扱ヲナスヘシ

第四條 車輛準備

第五編 運輸交通 第一章 鐵道

係員ハ運送貨物ノ種類ニ應シ左記事項ヲ参照シ貨車ノ準備ヲナシ且必要ナル附屬品ヲ整備スヘシ

- 一 鎖錠保護ヲ要シ又ハ雨濡ヲ避クル必要アルモノ若ハ火氣ニ感シ易キ貨物ハ有蓋貨車ニ搭載スヘシ
- 二 輕量品ハ容積大ナル貨車、重量品ハ容積小ナル貨車ニ搭載セシムヘシ

第五條 積卸通知

係員ハ必要ナル準備ヲ整ヘ積卸時間ヲ定メテ之ニ荷主ニ通知スヘシ

第六條

秤量器ハ毎朝之ヲ検査シ且清掃ヲ怠ルヘカラス

託送貨物ハ大秤量器アル驛ニアリテハ積込終了後大秤量器ナキ驛ニアリテハ積込ニ當リ適當ナル方法ヲ以テ之ヲ秤量シ過積ナキ様注意スヘシ

第七條 覆布、網其他ノ器具

覆布網其他ノ器具ハ一定ノ場所ニ置キ散亂セシムヘカラス覆布ハ時々乾燥セシメ之ヲ疊ムニハ其ノ番號ヲ現ハシ調査ニ便ナラシムヘシ

第二章 受託

第八條 持込

運送ヲ承諾シタル貨物ハ係員ノ指示スル場所ニ持込マシメ其ノ他ノ貨物ハ構内ニ餘裕アル場合ト雖持込マシムヘカラス

第九條 受付

承諾ヲ得テ構内ニ持込ミタル貨物ニ對シテハ必ス運送狀ヲ差出サシメ左記各項ニ從ヒ之カ受付ヲナスヘシ

- 一 貨物ノ品種、荷造、記號、數量、載積及狀態等ノ各箇ニ付キ運送狀ト對照シテ正當ノ託送ナリヤ否ヤヲ細密ニ調査シ過誤ナキヲ期スヘシ
- 二 貨主ニ對シテハ發送ニ必要ナル事項ヲ指示スルノ外到著引取ニ關スル諸般ノ注意ヲ爲スヘシ

第十條 運送狀

運送狀ハ貨物取扱時間内ニ差出サシムヘシ

運送狀ニハ託送貨物ノ品種數量其ノ他ノ要件ヲ明瞭ニ記載捺印アルコトヲ確メ係員ニ於テ記入スヘキ事項ノ記入ヲナシ捺印シ遺漏ナキヲ期スルヘシ
重量ハ必ス其實際重量ヲ記載スヘシ

第十一條 中味検査

荷送人ノ明告シタル貨物ノ種類又ハ性質ニ付疑アル場合ニハ係員ハ營業主任ノ指揮ヲ受ケ荷送人ノ立會

ヲ得テ荷造ヲ開キ之カ點檢ヲナスヘシ

第十二條 荷造

貨物ハ其ノ性質形狀ニ適應シタル完全ノ荷造ヲ施サシメ特ニ運轉動搖ニ堪ヘ得ル様注意スヘシ

第十三條 特約條項

特約アル貨物ハ其ノ運送狀及貨物通知書ニ其ノ特約條項ヲ明記スヘシ

第十四條 運賃徴收

運賃ハ託送ヲ受ケタル際荷送人ヨリ之ヲ徴收スヘシ

第十五條 貨物通知書

係員ハ運送狀ニ依リテ要件ヲ記入シタル貨物通知書ヲ作製シ發送ノ際貨物通知書用封筒ニ入レ封緘ノ上
所要事項ヲ明瞭ニ記入シ驛責任者ト列車乗務員相互間ニ於テ受授簿ヲ用ヒ正確ニ受授ヲナスヘシ

第三章 運送

第十六條 積載方

貨物ハ左記各號ニ依リ積載スヘシ

- 一 混載ノ場合該混載品中ニ輸送又ハ混載禁止ノ貨物ヲ混入セサルコト
- 二 片積セサルコト

三 崩落、顛倒又ハ轉動ノ虞ナカラシムルコト

四 木材類ヲ立積ト爲ササルコト

第十七條 積載制限

貨物ハ貨車標記重量噸數以上ニ積載スルコトヲ得ス

無蓋貨車ニ貨物ヲ積載スルトキハ貨車ノ側縁ヨリ外方ニ突出セシムヘカラス

高サハ積載定規ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

第十八條 貨物積込

貨物ヲ貨車ニ積込ノ際ハ係員ハ之ニ立會ヒ運送狀ト對照シテ調査ヲ爲スヘシ

第十九條 附添人

生獸類中馬匹（騾、驢馬及駒ヲ含ム）ヲ運送スル場合ハ附添人ヲ請求シ當該區間ノ三等便乘券ヲ以テ同
乗セシムヘシ其ノ他必要ニ應シ附添人ヲ要求シ同様乘車セシム

第二十條 鎖錠封印

貨物積込ミヲ了シタルトキハ荷送人ハ係員ノ立會ヲ以テ封印鎖錠又ハ鎖錠ヲ施スヘシ

第二十一條 車票

車票ハ別ニ定ムル所ニ依リ作製シテ貨車ノ兩側ニ脱落セサル様貼付スヘシ

第二十二條 發送

貨車ハ貨物ノ積載方封鎖、覆布、綱ノ施行車票ノ貼付等完備セルコトヲ確メタル後之カ發送ヲナスヘシ

第二十三條 貨車荷卸

貨物到着シタルトキハ其ノ鎖錠、封印、覆布、綱及車票等ノ状態ヲ検査シ荷卸ノ手續ヲナスヘシ鎖錠、封印其ノ他ニ異狀アルトキハ引渡完了スル迄車票錠及封印等ヲ保存スヘシ
荷卸ノ場合ハ係員之ニ立會ヒ貨物通知書ト對照シ荷卸ノ監督ヲナスヘシ

第二十四條

- 一 到着通知ヲ揭示スルト同時ニ出來得ル限り便宜ノ方法ニ依リ荷受人ニ其ノ旨通知スヘシ
- 二 貨物通知書ヲ持參セスシテ貨物引渡シノ申出ヲナスモノアルトキハ正當ノ荷受人タルコトヲ確認シ保證狀ヲ徴シタル上前記ノ取扱ヲナスヘシ特ニ承認セル荷受人ニ引渡ヲナス場合ニハ本號ノ貨物通知書若ハ保證狀ヲ徴スルニ及ハス判取簿ヲ用テ引渡スコトヲ得
- 三 貨物通知不著ノ場合ニハ發驛ニ電報シ必要ノ事項ヲ確メタル上前項ニ準シ引渡ヲ爲スヘシ

第五章 事故

第二十五條 盜難其ノ他

貨物ノ盜難、紛失、毀損、不著又ハ紛著其ノ他ノ事故アリタルトキハ係員ハ詳細ナル調査ヲナシ報告書

ニ通テ作製シ一通ハ驛長經由所管大隊長他ノ一通ハ直接營業部長ニ提出シ同部長ハ之ヲ聯隊長ニ報告スルモノトス

前項ノ事故發著驛ニ於テ發生シタルトキハ營業主任ハ直ニ之ヲ荷送人又ハ荷受人ニ通知スヘシ

又途中驛ニ於テ發生シタルトキハ該驛營業主任ハ直ニ之ヲ發著驛ニ電報シ荷送人及荷受人ニ通知セシム

第二十六條 錯誤

發著驛ニアラサル驛ニ於テ錯誤アルコトヲ發見シタル場合ニハ臨機ノ處置ヲナシ其ノ旨營業部長及發著驛ニ届出ツヘシ

過積ヲ發見シタルトキハ電報ヲ以テ發著驛ニ通知シ且運轉上危險ナリト認メタルトキハ該貨車ヲ解放シ貨主ノ負擔ニ於テ之ヲ分載シ前送ノ手續ヲナスヘシ

前二項ノ貨物到着シタルトキ著驛ニ於テハ慎重ナル調査ヲナシ所定ノ手續ヲ履ムヘシ
輸送禁止ノ貨物アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ運送ヲ中止シ其ノ旨驛長經由所管大隊長、營業部長及發著驛ニ電報シ營業部長ノ指揮ヲ待ツヘシ

第二十七條 輸送中斷

天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ列車ノ運轉ヲ中斷シタルトキハ中斷驛營業主任ハ貨物ノ保護ニ適當ナル方法ヲ講シ營業部及發著驛ニ電報ヲ以テ通知シ荷送人ニ對シ其ノ貨物ノ處置ヲ要求スヘシ

前項ノ場合ニ於テ返送ヲ求ムル時ハ新託送トシテ之ヲ取扱フヘシ又引渡ヲ要求シタル時ハ到着貨物ニ準シ引渡ヲナシ當該區間ニ對スル運賃ヲ除キ殘額ハ拂戻シノ手續ヲ爲ス可シ

改正

大正四年三月一日 一車貸切扱貨物運送規程改正ニ付左記ノ各項ニ改正ス

第四條ヲ左記ノ通り定ム

第四條 車輛準備

係員ハ運送貨物及請求貨車ノ種類ニ應シ貨物運賃及料金表、第二貨車使用方ニ依リ貨車ノ配當ヲ爲シ且必要ナル附屬品ヲ整備スヘシ

第五條ヲ左ノ通り改ム

第五條 積卸通知

係員ハ貨物積込ニ關スル必要ナル準備ヲ整ヘテ之ヲ荷主ニ通知シ到着貨物ニ對シテハ速ニ之ヲ揭示シテ荷主ニ通知スヘシ

第十一條末項ニ左ノ但書ヲ追加ス

但其ノ費用ハ荷主ノ負擔トス

第十七條 末項ニ但書ヲ追加ス

但十米以上ノ長大貨物輸送ノ申込ミアリタルトキハ營業部長ニ詳報シ其ノ指揮ヲ受クヘシ

第十九條ヲ左ノ通り改ム

第十九條 附添人

附添人ニハ參等乗車券ヲ請求セシメ貨物通知書記事欄ニ其ノ氏名ヲ記入スヘシ

當該貨車ニ乗車セシムル附添人ニハ車中ニ藁、枯草等燃ヘ易キ物品アルトキハ喫煙具及發火シ易キ物品ヲ携帯セシムヘカラス

第二種危險品及火藥類附添人ハ車掌車ニ乗車セシムヘシ

第二十條末段(スヘシ)ノ三字ヲ削除シ『且係員ニ於テ貨車用鍵ヲ用ヒテ鎖錠スヘシ』ヲ追加ス

第二十四條本文ノ次ニ左ノ但書ヲ追加ス

但シ第二十八條追徵金徵收ノ後ニアラサレハ引渡ヲ爲スコトヲ得ス

第二十六條ヲ左ノ通り改ム

第二十六條 錯誤、積換、積直シ

發著驛ニアラサル驛ニ於テ錯誤アルコトヲ發見シタル場合ニハ臨機ノ處置ヲナシ其ノ旨營業部長及發著驛ニ届出ツヘシ

運送中車體損傷等ノ事由ニ依リ積載貨物ヲ他ノ貨車ニ積換ユルトキハ貨物通知書面ノ車號ヲ修正シ其

ノ旨記事欄ニ記載シ且營業部長及發著驛ニ電報スヘシ此ノ場合積換ノ爲費用ヲ要シタルトキハ車體損傷ノ原因カ鐵道ノ責ニ歸スヘキコト明白ナル時ニ限り其ノ費用ハ之ヲ營業部長經由經理部長ニ請求スヘシ其ノ他ノ場合ニ於テハ之ヲ貨物通知書記事欄ニ記入シ貨物引渡ノ際荷受人ヨリ徴收スルモノトス過積ヲ發見シタル時ハ直ニ之ヲ發著驛及營業部長ニ電報シ運轉上危險ナリト認メタルトキハ其ノ過積量ヲ他ノ貨車ニ分載シ假貨物通知書ヲ發行シ其ノ旨記入スヘシ此ノ場合ニ於ケル積換賃ハ前項ニ準シ荷受人ヨリ徴收スヘシ

積換方不完全ナル爲運送中積直シノ必要ヲ生シタルトキハ積直シノ費用ニ付キテモ亦前項ノ手續ニ依ル

火藥類、屍體其他特別ノ手續ニ依ルヘキ貨物ノ品目ヲ詐稱シ危害豫防ノ手續ヲ缺キ又ハ輸送上禁止ノ貨物ヲ發見シタルトキハ直ニ其ノ運送ヲ中止シテ營業課長ノ指揮ヲ受ケ且ツ其ノ旨發著驛（要スレハ驛長經由所屬大隊長）ニ電報スヘシ

第二十八條ヲ追加ス

第二十八條 運賃追徴及拂戻

貨物發送後一旦收納シタル運賃料金其ノ他ノ費用ニシテ不足アルコトヲ發見シタル場合貨物運送規程第十九條及第二十一條ニ該當スルモノ、積換、積直シノ費用等總テ該貨物ノ運送ニ依リ生シタル鐵道

ノ辨濟ヲ受クヘキ一切ノ費用ハ之ヲ荷受人ヨリ追徴スヘシ荷受人不明ナルトキハ荷送人ヨリ追徴スヘシ運賃料金其ノ他ノ費用ニシテ過納アル場合又ハ貨物運送規程第十八條ニ依リ拂戻ヲ要スルトキハ貨物貨訂正通知書ニ依リテ納付人所在地ニ於テ其ノ驛收入金中ヨリ一時繰替拂ヲナシ貨物貨訂正通知書甲片裏面ニ受領者ノ記名捺印ヲナサシメ別ニ受領證ヲ徴シ甲片ハ之ヲ營業部調査係ニ受領證ハ之ヲ經理部出納官吏ニ送附スヘシ

拂戻シニ際シ驛收入金不足スル場合ハ經理部長ノ指揮ヲ待ツヘシ

(一〇) 貨物帳表記載並取扱方(大正三、一二、一〇)

一 貨物運送狀

- 第一 本狀ハ貨物運送ノ申込書トス
- 第二 本狀番號(受付順ニ依ル)貨車番號通知書番號及末段ノ驛名ハ係員ニ於テ記入捺印シ其ノ他ノ事項ハ申込者ヲシテ記載セシムルモノトス
- 第三 荷送人ニハ各所定ノ事項ヲ記入シタル上捺印セシムヘシ但氏名ヲ自署シタルモノハ捺印ナキモ妨ナシ
- 第四 本狀ハ取扱日順及番號順ニ取纏メ驛ニ保存スルモノトス

二 貨物通知書

- 第一 本書ハ貨物運送ノ通知書トス
- 第二 本書ハ運送狀番號欄内ニ運送狀番號ヲ記入シ貨車記號、番號、品名及荷造等各欄内ニ相當事項ヲ記入スルモノトス
- 第三 本書ハ甲片ヲ荷送人ニ交付シ乙片ハ著驛ニ、丙片ハ調査係へ送付シ丁片ハ驛ノ控トス
- 第四 運送ニ付特約條件アルモノハ必ス相當欄ニ之ヲ記入シ記事欄内ニハ各項ノ外必要ト認ムル事項ヲ記入スヘシ
- 第五 著驛ニ於ケル本書ノ處理方ハ甲片ト對照シ乙片ニ荷受人ノ記名捺印ヲ爲サシメ甲片ハ一箇月毎ニ取纏メ之ヲ保存シ乙片ハ翌旬第五日迄ニ到著ノモノヲ以テ打切り發驛別發送日順トナシ旬間毎ニ取纏メ調査係ニ回附スヘシ
但提出後前旬分ニ屬スルモノ到著シタルトキハ其ノ都度追送スヘシ
- 第六 缺番アルコトヲ發見シタル時ハ總計日報提出ノ際其ノ旨調査係ニ報告スヘシ
- 第七 番號ノ重複又ハ誤記等ニ依リ廢表トナシタルトキハ該表丙片ニ其ノ事由ヲ附記シ總計日報ト共ニ之ヲ調査係ニ回附スヘシ
- 第八 紛失等ニ依リ再發行ヲナシタル時ハ該表ニ『再發行』ト朱書シテ要求者ニ交付シ且前項ノ取扱ヲナスヘシ

三 貨物賃總計日報

- 第一 本表ハ貨物賃金ノ報告トス
- 第二 本表ハ貨物通知書ノ控(丁片)ニ據リ當日ノ扱高ヲ記入シ調査係ニ回附シ乙片ハ控トス
- 第三 貨物賃金ノ追納又ハ過納ヲ訂正通知書ニ據リ處理シタルトキハ相當欄ニ其ノ金高ヲ記載シ記事欄ニ其ノ事由ヲ記載スヘシ
- 四 貨物賃訂正通知書
 - 第一 本書ハ貨物通知書金額訂正ノ通知書トス
 - 第二 調査係ニ於テ發行ノ場合ハ甲乙丙ノ各片ヲ處理驛(現金ノ追納又ハ拂戻ヲ爲スヘキモノニアリテハ之ヲ執行スヘキ驛否ヲサルモノハ通知書作製驛ヲ云フ以下同シ)ニ回附シ丁片ハ控トス
 - 第三 驛ニ於テ發行シ又ハ調査係ヨリ回附ヲ受ケタル場合ハ甲片ヲ荷主ニ交付シ追納ヲ要スル者ハ直ニ追納セシメ過納ニ對シテハ裏面ニ本書ノ金額領收ノ旨及其ノ年月日、住所氏名ヲ記入調印セシメ拂戻シノ手續ヲナシ乙片ハ驛ニ保存シ丙片ハ處理濟ト記入シ關係驛ニ回附スルモノトス驛發行ノ場合ハ丁片ハ不用トス
 - 第四 丙片ヲ受ケタル驛ニアリテハ之ニ據リ關係表類ニ訂正ノ要旨ヲ記入シ適宜取纏メ保存スルモノトス

第五 處理驛ニ於テ訂正ノ處理ヲ爲シタル時ハ處理當日ノ貨物賃總計日報ニ記載報告シ廻テ關係帳表ニ其ノ要旨ヲ記入シ置クモノトス

五 手荷物受授證取扱方

第一 手荷物受授證ハ手荷物受授ノ證憑ニ供スル爲使用スルモノトス

第二 手荷物受授證ハ甲乙二片トシ炭酸紙ヲ以テ複寫シ營業主任又ハ荷扱車掌之ヲ發行スヘシ

甲片ハ荷物ト共ニ受授シ乙片ハ發行者ノ控ニ供シ荷物受授ノ際之ニ受領者ノ捺印ヲ受クヘシ

第三 手荷物受授證ノ受領印ハ總箇數ノ箇所ニ捺印スヘシ

第四 本線内發行ノ手荷物受授證ハ本線及支線ニ區別シ支線各驛發行ノモノハ本線上下ヨリ各別業ヲ用ユヘシ

第五 荷扱車掌手荷物ヲ到著驛營業員ニ引渡ストキハ所持ノ甲片ニ其ノ認印ヲ徴シ新ニ受授證ヲ發行セサルコトヲ得

第六 荷扱車掌相互間ニ於テ手荷物ノ受授ヲナス場合ハ引渡濟ノモノニシテ捺印ナキモノハ之ヲ橫線ヲ以テ消シ本人ノ調印ヲナシ所持ノ甲片ヲ其ノ儘手荷物ト共ニ後繼者ニ引渡シ別ニ受授證枚數引繼

手荷物總箇數ニ對スル受授證ヲ作製シテ之ニ捺印ヲ徴シ受授ヲナスコトヲ得

第七 聯絡驛ニ於テハ荷扱車掌相互間ニ於テ受授スルヲ本旨トシ已ムヲ得サル場合ニ限り荷扱車掌ハ

營業員ト受授ヲナスヘシ後段ノ場合ニ於ケル受授方ハ前條ニ準ス

第八 營業主任及荷扱車掌ハ使用濟ノ手荷物受授簿又ハ甲片ヲ整理シ營業主任ハ各自ニ荷扱車掌ハ在勤驛營業主任ニ托シ之ヲ保存シ置クヘシ

六 有賃手荷物切符記載竝取扱方

第一 有賃手荷物切符ハ手荷物運送ノ通知トス

第二 有賃手荷物切符ハ甲乙丙丁ノ四片トシ炭酸紙ヲ以テ各片ニ必要事項ヲ記入シ甲片ハ旅客ニ交付シ乙片ハ荷物ニ括リ付ケ丙片ハ調査係ニ送附シ丁片ハ自驛ノ控トナスヘシ

第三 著驛ニ於テハ甲乙二片ヲ對照シテ荷物ノ引渡ヲナシ甲片ハ旬間毎ニ取纏メ發驛別發送トナシ調査係ニ廻附シ乙片ハ一箇月毎ニ取纏メ之ヲ保存スヘシ

第四 發驛ニ於テハ毎日其ノ取扱タル手荷物賃日報ヲ當分ノ内乗客賃日報ノ下段ニ記載シ之ヲ調査係ニ提出スヘシ

第五 缺番アルコトヲ發見シタル時ハ小荷物賃日報ニ其ノ旨記入スヘシ

第六 番號ノ重複又ハ誤記等ニ依リ廢紙トナシタルトキハ該表丙片ニ其ノ事由ヲ附記シ之ヲ調査係ニ廻附スヘシ

第七 紛失等ニ依リ再發行ヲナシタルトキハ該表ニ再發行ト記入シ之ヲ旅客ニ交付シ且前項ノ取扱ヲ

- (一一) 軍隊軍需品輸送取扱手續(大正三、一二、二五)
- 一 軍隊軍需品ノ輸送ニ關シテハ陣中要務令ニ依ル外本手續ニ依ルヘシ
- 二 軍隊及軍需品輸送ノ請求ヲナサントスル者ハ少クモ二日前別紙請求書ニ所要ノ記入ヲナシ鐵道聯隊最寄大中隊ニ請求スルモノトス
- 三 鐵道聯隊ノ大中隊右請求ヲ受ケタル時ハ之ヲ查覈シ輸送請求書ヲ運轉課ニ送附スヘシ但シ急ヲ要スル場合ニハ直接電報スヘシ
- 四 運轉課ハ請求ニ依リ輸送日次及列車番號ヲ定メ客貨車ノ配給ヲナシ之ヲ車輛解結第五條ニアル運轉監督將校ニ通報ス
- 五 軍需品ノ輸送ヲ請求スルモノハ必ス左ノ各項ヲ遵守スヘシ
 - 一 軍需品ノ積載卸下ハ請求者ノ擔任トス
 - 二 一車未滿ノ貨物ニ對シテハ必ス宰領者ヲ附シ停車時間内ニ卸下ヲ終ルヘシ
- (一二) 山東鐵道有賃手荷物取扱規程(大正三、一二、二八)
- 第一條 有賃手荷物トハ有賃便乗客ニ附隨スル必要ナル旅行用具ニシテ(容積重量其他ノ關係ニ依リ)

客車内ニ持込ミ能ハサルモノヲ云フ

第二條 便乗客一名ノ託送シ得ル有賃手荷物ノ箇數ハ二箇ヲ超ユヘカラス

第三條 左記ノ物品ハ特ニ手荷物トシテ取扱ヲナス

- 一 便乗者ニ伴フ自轉車
- 一 便乗者ニ伴フ小兒車
- 一 便乗者ニ伴フ小動物(完全ナル容器ニ入レタルモノニ限ル)

第四條 左ノ物品ハ有賃手荷物トシテ取扱ヲナス

- 一 貴重品
- 一 危險品
- 一 武器
- 一 賣買ノ目的ヲ以テ携行スル商品
- 一 布袋不完全ナルモノ
- 一 容積過大ナルモノ又ハ長尺物
- 一 易損品、流動物ヲ包裝スル荷物

第五條 有賃手荷物取扱區域ハ客車便乗券發行規程第一條ノ區域ニ依ル

第六條 有賃手荷物ハ其ノ運送區域ニ應シ左記運賃ヲ徵收ス

一區	一箇ニ付	三十錢
二區	同	五十錢
三區	同	七十錢
四區	同	九十錢

第七條 有貨手荷物ノ重量ハ一箇五十啓羅ヲ超過スヘカラス

第八條 有貨手荷物ノ託送ニハ便乘券ヲ提示シ其ノ取卸驛ヲ申出ツヘシ

但託送區域ハ便乘區域ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條 列車出發時刻十分以内ニ於テハ有貨手荷物ノ受託ヲ謝絶スルコトアルヘシ

第十條 運賃ハ總テ託送ノ際之ヲ支拂フヘシ

第十一條 一旦託送シタル手荷物ハ著驛ノ變更ヲ許サス

第十二條 有貨手荷物ノ託送者ハ該荷物取卸驛ニ到著ノ際ハ直ニ之ヲ引キ取ルヘシ若シ引取ラサルト

キハ該荷物ニ對シ鐵道ハ之ヲ保管ノ責ニ任セス

(二三) 山東鐵道入場券發行規程

第一條 入場券ハ送迎等ノ爲停車場ニ入ラムトスル者ニ對シ之ヲ發行ス

第二條 入場券ハ一枚ニ付軍票十錢トス

第三條 入場券發行當日一回ノ使用ニ限ル

第四條 入場券ハ係員ニ於テ入場ノ際之ヲ改缺シ退場ノ際之ヲ收受スヘシ

第五條 一旦收納シタル料金ハ還付セス

第六條 大日本帝國陸海軍々人及軍屬ニシテ制服著用者其ノ他本官ニ於テ特ニ指定シタルモノハ入場

券ヲ要セス

(二四) 私有覆布及綱取扱方

第一 一車貸切扱貨物ニハ荷送人私有ノ覆布及綱ヲ使用スルコトヲ得

第二 私有覆布及綱ニハ所有者ノ商號又ハ氏名及居住驛々名ヲ記入スヘシ

第三 私有覆布及綱ヲ使用シタル時ハ貨物運送狀及貨物運送書ニ「私有覆布 本使用」ト記載スヘシ

第四 私有覆布及綱ノ重量ハ積載貨物ニ加算シ積載重量ヲ超過スルコトヲ得ス

第五 私有覆布及綱ハ積載貨物ト共ニ著驛ニ於テ荷受人ニ引渡ス可シ

第六 荷受人ニ於テ私有覆布及綱到著後一箇月以内ニ荷受人宛返送ヲ申出ツル時ハ無賃ニテ輸送スヘシ

シ

前項ノ申込ハ貨物運送狀ヲ以テシ記事欄ニ『月日、驛發、號車積ノ分』ト明記スヘシ

第七 私有覆布及綱返送ノ際ハ適當ニ之ヲ結束シ成ルヘク所有者ノ商號及居住驛々名ヲ表面ニ現ハス

様折リ疊ミ且之ニ發送驛名、返送人名、行先驛名及荷受人名ヲ明記シタル荷札ヲ附スヘシ
 第八 著驛ニ於テ前條ノ申込ヲ受ケタルトキハ左記様式ニ依リ私有覆布及綱返送券ヲ作製シ各關係者
 間受授證ヲ用ヒテ受授シ早便列車ニテ發驛宛返送スヘシ

私有覆布及綱返送券

大正 年 月 日 驛

送先 驛 宛

品名	個數	重量	記事	
			月日	發號
			車積ノ	分

第九 私有覆布及綱ニ關シテハ原因ノ如何ヲ問ハス一切損害賠償ノ責ニ任セス

第十 本取扱方ハ一車貸切扱貨物運送保護ノ爲使用スル私有側板、支柱、繩、楔下敷用材等ニ之ヲ準
 用ス

(一五) 貨物専用支線規程(大正四、一、一〇)

第一條 貨物専用支線ニ於ケル貨物ノ運送ハ本規程ニ據ル

第二條 貨物専用支線ニ於ケル貨物運送事務ハ當該處理驛ニ於テ取扱フ

處理驛ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 支線運賃ハ別ニ定ムル處ニ據ル

但粗貨危險品若ハ貴重品等ノ區別ヲ爲サス

第四條 貨物専用線内ノ貨物運送ニ對シテハ山東鐵道一車貸切扱貨物運送規程ヲ準用ス

第五條 貨物専用支線ト各驛相互間發著貨物ニ對シテハ所定運賃ニ支線運賃ヲ加算スルモノトス

第六條 貨物専用支線ニ發著スル貨物ニ對シテハ貨物運送狀記事欄ニ『何線積(又ハ卸シ)』ト記載ス

ヘシ

貨物専用支線發著貨物ニ對スル帳表類取扱方(大正四、一、一〇)

(發貨第三十九號)

貨物専用支線ニ發著スル貨物ハ貨物運送狀及貨物運送通知書、發又ハ著驛名欄ニハ當該處理驛名ヲ

記載シ記事欄ニ『何線積(又ハ卸)』ト記載スヘシ

車票及貨物專用封筒ノ取扱方亦前項ニ準ス

但發又ハ著驛名欄ノ下部ニ『何線積(又ハ卸)』ト記載スヘシ

支線運賃ハ貨物運送通知書ニアリテハ運賃ノ次欄ニ貨物賃總計日報ニ在リテハ貨物賃欄運賃ノ下ニ支線運賃ト冒頭シテ計上シ貨車收入トシテ處理スヘシ

大正四年二月七日 處理驛ヲ濟南、博山、坊子ト定メ左ノ運賃ヲ徵收ス
但當分ノ内支線トノ處理驛相互間ニ發著スル小運送ノ取扱ヲ爲サス

處理驛名	貨物專用支線名	運賃
濟南西	石油會社	銀一圓五十錢
濟南東	黃臺橋	同參圓
博山	引込線	同一圓
坊子	炭鑛	同一圓五十錢

改正

大正四年三月三日左ノ通改正ス

山東鐵道貨物專用支線規程

第一條 貨物專用支線ニ於ケル貨物ノ運送ハ本規程ニ據ル

第二條 貨物專用支線ニ於ケル貨物運送事務ハ當該處理驛ニ於テ取扱フ
處理驛及貨物專用支線左ノ如シ

處理驛	貨物專用支線
青島驛	小港線、青島貨物保管場線
大碼驛	禮和倉庫線、亞細亞石油會社線
碼頭新驛	第一棧橋線、第二棧橋線、石油棧橋線 造船所線、禮和石油線、「スタンダート」石油會社線、倉庫線
坊子驛	炭坑線
濟南東驛	黃臺橋線
濟南西驛	石油會社線
博山線	引込線

第三條 支線入換料金ハ小運送運賃及支線入換料金表(丁)ニ依リ表外各驛ト貨物專用支線相互間發

著スルモノハ所定運賃ニ當該處理驛ヨリノ入換料ヲ加算スルモノトス貨物専用支線内ニ於テハ貨物ノ等級ヲ區別セス

第四條 貨物専用支線ニ發著スル貨物ニ對シテハ貨物運送狀記事欄ニ「何線積(又ハ卸)」ト記載スヘシ(一六) 列車便行囊取扱ニ關スル規定(大正四、一、一九)

列車託送物ノ紛失ヲ防止シ且其ノ取扱ヲ容易ナラシムル爲爾今列車便行囊ヲ使用シ其ノ取扱ヲ左ノ通定ム

但特ニ指定スル者ハ本則ニ依ラサルモノトス

一 列車便行囊ハ聯隊本部副官部ニ於テ保管シ本部内各部ノ列車便ヲ各驛長又ハ特ニ指定シタルモノ毎ニ一括シ封印ヲナシ列車託送物件取扱手續ニ依リ發送ス

二 列車便行囊ヲ受領シタル驛長ハ(特ニ指定スルモノノ外)之ヲ開封シ各宛名ノ個所ニ配達シ該行囊ハ直ニ聯隊本部ニ返送ス若シ其ノ都度本部ニ送附スヘキ物アルトキハ該行囊ニ封入シ返送スルモノトス

三 特ニ指定スル行囊ハ驛長之ヲ開封セス竝指定ノ部隊ニ送達ス行囊ヲ受領シタル部隊ハ第二項ニ準據シ取扱フモノトス

(一七) 無賃輸送品取扱手續(大正四、二、一)

第一條 本手續ハ書狀類ヲ除キ旅客列車便ニ依ル軍需品及其ノ他ノ公用物件(以下單ニ物件ト稱ス)輸送ノ取扱ヲ定ム

第二條 託送物件ハ驛長之ヲ受領シ列車中ニ於テハ荷受車掌之カ取扱ヲナス

第三條 託送物件ニハ當該部隊ノ發行スル無賃輸送券ヲ添付スルモノトス

輸送券用紙ハ各停車場ニ備付アリ託送者ハ此ノ用紙ヲ驛長ニ就テ受領スルモノトス

第四條 受理シタル物件ハ當日若ハ翌日中ニ發送スルモノトス

第五條 託送物件到着スルトキハ驛長ヨリ受領者ニ通報スルモノトス

但時トシテ通知遲延スルコトナキヲ保シ難シ故ニ託送者ハ發送ト同時ニ受領者ニ通知ヲ發スルヲ要ス

第六條 特別ノ場合ノ外物件一個ノ重量二百「キログラム」ヲ超過スルモノ及旅客列車便ヲ以テ輸送スルニ適セサルモノハ受託セス

第七條 託送ノ物件ニハ各個ニ送券番號、著驛、荷受先、發驛、荷送人ヲ明記スルカ若ハ堅牢ナル荷札ヲ附スルモノトス

第八條 物件ノ託送ヲ受ケタル驛長ハ現品ト照合シテ異常ナキヲ確認シ輸送券甲片ニ受領印ヲ押捺シテ之ヲ託送人ニ返附スヘシ

第九條 發驛々長ハ物件ヲ乙丙片ト共ニ荷扱車掌ニ交付シ相互ノ受授ハ手荷物受授證ヲ用フヘシ

第十條 受領者物件到着ノ通知ヲ受ケタル時ハ直ニ引取ノ手配ヲナスモノトス

第十一條 託送物件取卸等ニ關シ必要ト認メタル場合ハ發驛々長ハ之ヲ到着驛ニ豫報シ取卸シ準備ヲナサシメ列車遅延等ノ事故ヲ起ササル様注意スヘシ

(二八) 山東鐵道一車貸切扱貨物運送規程(大正四、三、一)

第一條 本鐵道ニ於テ取扱フヘキ一車貸切扱貨物ノ運送ハ特別規定又ハ契約ニ依ルモノノ外本規程ニ依ル

第二條 一車貸切扱運賃及料金ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第三條 屍體、第二種危險品、火藥類及動物ハ他ノ貨物ト混載スヘカラス

第四條 左記貨物ハ運送ノ取扱ヲナサス

一 運送ニ付特別ノ設備又ハ運送方法ヲ要スルモノ

二 鐵道ニ於テ輸送スヘカラサルモノト認メタルモノ

第五條 特種貨物及動物ハ定メラレタル條件ヲ具備スルモノニアラサレハ運送ノ取扱ヲナサス

第六條 貨物ヲ託送セムトスル者ハ貨物取扱時間内ニ豫メ運送ノ承諾ヲ得タル上運送狀ヲ提出シ其ノ手續ヲナスヘシ

第七條 運送狀ニハ左記事項ヲ掲記スルヲ要ス

一 運送狀作製地及年月日

二 發送驛名

三 到着驛名

四 荷受人ノ住所氏名又ハ商號

五 貨物ノ品名、重量及荷造ノ種類、箇數並記號

六 荷送人ノ住所氏名又ハ商號

第八條 貨物ハ豫メ運送ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ停車場構内ニ持込ムヘカラス

第九條 貨物ハ總テ係員立會ノ上ニアラサレハ積込ムコトヲ得ス

鐵道ハ必要ト認メタルトキハ貨主ノ負擔ニ於テ貨物ノ内容ヲ検査スルコトアルヘシ

第十條 貨主ハ積込ノ通知ヲ受ケタルトキハ晝間六時間以内ニ之ヲ完了スヘシ右期間ヲ經過スルトキ

又ハ配給セラレタル貨車ヲ使用セサルトキハ貨車留置料ヲ徴ス

第十一條 貨物積込終了ノ上ハ荷送人ハ係員立會ノ上鎖錠封印ヲ爲スヘシ

第十二條 一旦發送シタル貨物ニ對シテハ著驛ノ變更ヲ許サス

但輸送上ノ障害ニ依リ著驛ニ到着スルコト能ハサル場合ハ此ノ限ニアラス

第十三條 屍體、貴重品、第二種危險品、火藥類及大動物ヲ運送スル場合其ノ他特ニ必要ヲ認メタル場合ハ附添人ヲ要求シ途中ノ監視ヲナサシムヘシ
附添人ハ該運送距離ニ該當スル三等乗車券所持ノ上乘車スルヲ要ス但第二種危險品及火藥類附添人ハ該積載貨車ニ同乗スヘカラス

第十四條 貨物ハ其ノ到着通知ヲ揭示シテヨリ晝間六時間以内ニ之カ取卸ヲナシ二十四時間以内ニ引取ヲ完了スヘシ右期間ヲ經過スルトキハ貨車又ハ貨物留置料ヲ徴ス前項ノ期間内ニ貨主カ荷卸ヲナササルトキハ鐵道ハ貨主ノ危險及負擔ニ於テ荷卸ヲナスコアルヘシ

第十五條 貨主ハ係員ノ許可ナクシテ貨車ヲ動スコトヲ得ス

第十六條 貨主ハ入換又ハ積卸ニ際シ車輛器具等ヲ毀損セサル様注意スヘシ若シ毀損シタルトキハ賠償ヲナサシムヘシ

第十七條 貨物運賃ハ總テ貨物託送ノ際之ヲ納付スルヲ要ス納付スヘキ貨幣ハ別ニ定ムル所ニ依ル
第十八條 貨物運送中事故ノ爲前途輸送ヲ繼續スル見込立サル場合ニ於テハ既收運賃中ヨリ該距離ニ相當スル賃金ヲ控除シタル殘額ヲ返附スヘシ

第十九條 貨物運送途中又ハ到着驛ニ於テ過積アルコトヲ發見シタルトキハ該超過量ニ對シ相當運賃率ノ六倍ノ運賃ヲ徴ス

第二十條 貨物積卸及入換作業ハ貨主ノ負擔トス

第二十一條 託送貨物カ爆發、發火、荷造、覆被ノ不完全ハ附添人ノ不注意等ニ依リ他ノ貨物若ハ鐵道ニ對シ損害ヲ生シタルトキハ荷送人ハ之カ賠償ノ責ニ任スヘシ

第二十二條 貨物ノ損害ニ關シテハ鐵道ノ故意又ハ重大ナル過失ニ基因スルモノノ外鐵道ハ賠償ニ任セス

貨物運賃及料金表

第一 運賃及料金計算方

- 一 重量ノ計算一千「キログラム」ヲ以テ一噸トス
- 二 噸未滿ノ端數ハ之ヲ一噸ニ切上ク
- 三 十錢未滿ノ端數ハ十錢ニ切上ク
- 四 二十四時間ヲ以テ一日トシ一日未滿ハ一日トス
- 五 賃率ヲ異ニスル貨物ヲ混載シタル場合ハ積載貨物全部ニ對シ高率ヲ適用ス

第二 貨車使用方

貨車ノ使用ハ左記ニ依ル

- 一 有蓋貨車ヲ使用スル場合

イ 粗貨運賃率ニ依リ託送スル貨物中鹽及石灰ヲ運送スル時ハ但石灰ニ對シテハ石灰用蓋車ヲ使
用ス

ロ 内地運賃率及租界輸出入運賃率ニ依リ託送スル貨物ニシテ車側戸口ヨリ積込ミ得ル場合ニ於
テ發送人カ無蓋車ノ請求ヲナサス且該貨物カ左記各號ノ荷造ヲ有スルトキ
箱、樽、筒、梱包、袋入

流動物ヲ木製、金屬製器物又ハ硝子器若ハ土器ニ入レ漏出セサル様其外部ヲ堅固ニ包裝セルト
キ

金屬粗製品ノ包裝セサルモノ（塊、板、棒、筒、繩、線及小鑄物）

機械及鐵器ノ包裝セサルモノ

木製家具器具及硝子器ニシテ藁類ニテ包裝シタルモノ

銅線ノ包裝ナキモノ乳母車（附母屬品共）患者車及之ニ類スル手車、油槽ノ包裝セサルモノ

土器陶磁器ノ包裝セルモノ

引越荷物

前記ノ貨物ヲ混載スルトキ

ハ 前記以外ノ貨物ニ對シ貨主ハ本規定ニ抵觸セサル限り普通有蓋車ヲ請求スルコトヲ得但運

賃一割ノ割増料金ヲ徴ス

ニ 貨主ノ請求アルトキハ「ロ」號ノ規定ニ抵觸セサル限り左記輕量貨物ニ對シ割増料金ヲ徴セ
スシテ特別大有蓋車（記號HG）ヲ配給スルコトヲ得

正麥稈真田、棉花、毛類、麻類、茶、未梱ノ毛類、空樽、紙卷煙草、殼付落花生、繭

ホ 前記ノ外「ロ」號列記ノ貨物ニ對シテモ運賃一割ノ割増料金ヲ支拂フ時ハ特別大有蓋車（記
號HG）ヲ配給スルコトヲ得

二 無蓋車ヲ使用スル場合

イ 「一」ニ於テ有蓋車ノ使用ヲ規定セサル貨物ナルトキ

ロ 有蓋車ヲ使用スヘキ規定アル貨物ト雖車側戸口ヨリ積載スル能ハサルトキ

ハ 貨主カ無蓋車ニ積載スヘキヲ請求シ且本規定ニ於テ之ヲ禁止セサル貨物ナルトキ

第三 運賃率

甲 租貨運賃率

一 運賃率（別表甲ヲ見ヨ）

二 租貨運賃率ノ適用ヲ受クヘキ貨物左ノ如シ

土、砂、砂利、漂石、石塊、煉瓦、石灰、鹽、灰、人糞、獸糞及其製成塊、骨、紙屑、襪襪、

氷、野菜、果實（生乾共）

三 本賃率ノ最低運賃ハ使用貨車ノ標記積載量ニ依リ之ヲ算出ス

乙 内地運賃率

一 運賃率（別表乙ヲ見ヨ）

二 本賃率ハ別段ノ定メナキトキハ女姑口、濟南西驛間本支線各驛相互間ニ發著スル貨物ニ之ヲ適用ス

三 女姑口、大荒間各驛ニ以西各驛ヨリ貨物ヲ發送スル場合ニ於テ發驛ヨリ租界内ニ到ル輸出運賃ト租界内ヨリ著驛ニ到ル輸入運賃トノ和カ本賃率ニ依ル運賃ヨリ低キトキハ低率ナル運賃ニ依ル

四 運賃率中一、二、三級ハ二軸車積貨物ノ實重量五噸、十噸又ハ十五噸以下ノ貨物ニ對シテ之ヲ適用シ最低重量五噸、十噸又ハ十五噸分ノ運賃ヲ徵ス但四軸車ノ最低運賃ハ此ノ二倍トス
五 積載重量十五噸ニ滿タサル貨車ニ對シテハ該貨車ノ標記積載重量ヲ以テ第三級最低重量トス三十噸ニ滿タサルトキ又之ニ準ス

六 實重量前記最低重量ノ一ヲ超ユル時ハ全重量ニ對シテ該級率ヲ適用シタル運賃ト次ノ級率ニ依ル最低運賃トヲ比較シ低キ級率ニ依ル

丙 租界輸出入ノ運賃率

一 運賃率（別表丙一及丙二ヲ見ヨ）

二 租界内ヨリ以西各驛ニ發送スル貨物ハ別段ノ定メナキトキハ輸入運賃率ニ依リ以西各驛ヨリ租界内ニ到著スル貨物ハ輸出運賃率ニ依ル

三 租界内ニハ青島大碼頭、碼頭新驛、四方及滄口ノ各驛ヲ包含ス

四 乙第四、第五、第六項ハ本運賃ニ對シ之ヲ準用ス

丁 小運送運賃率及支線入換料金率

一 運賃率及入換料金率（別表丁ヲ見ヨ）

二 本運賃率ハ租界内各驛相互間又ハ濟南、東西兩驛間ニ料金ハ支線又ハ引込線ニ發著スル各種ノ一車扱貨物ニ對シテ之ヲ適用ス

戊 特種貨物運賃率及條件

一 十「メートル」以上ノ長大貨物

本貨物ノ送送ハ臨時ノ約束ニ依ル運送上控車ヲ必要トスルトキハ該車ニ對シ「キロメートル」毎ニ銀拾錢ヲ徵ス鐵道ノ承諾ヲ得テ控車ニ貨物ヲ積載スルトキハ全部主タル積載貨物ノ荷受人及到著驛ト同一ナル宛名ヲ記入シ特ニ貨物運送狀ヲ作製スヘシ該貨物カ主タル貨物ノ附屬物ニ

シテ其ノ運賃控車使用料ヨリ低廉ナルトキハ單ニ使用料ノミ徴ス
二 鐵道用車輛
自ラ走行スル無火、盈、空ノ鐵道車輛ハ相當スル一車扱運賃表ニ依リ總重量ヲ以テ運賃ヲ徴ス

三 屍體

屍體ハ密閉セラレタル棺ニ入レタルモノニアラサレハ託送ヲ受ケス託送ヲ受ケタル屍體ハ相當スル一車扱運賃表ニ依リ一棺二千五百「キログラム」ニ依リ計算シ一車最低運賃五噸分ヲ徴ス
附屬器具及隨從者ノ旅行用具ハ運賃ヲ支拂ヒタル重量ニ達スル迄ハ積載スルコトヲ得ルモ其ノ他ノ物品ヲ混載スルトヲ許サス

屍體ニハ少クトモ一人ノ附添人ヲ要ス其ノ積卸ハ附添人之ヲ爲スヘシ

四 貴重品

貴重品ニハ少クトモ一人ノ附添人ヲ要ス其ノ積卸ハ附添人之ヲ爲スヘシ
一 貴金屬地金、同製作品、寶石、同製作品、金銀貨紙幣、有價證券其ノ他ノ貴重品ノ運賃ハ最低十五噸分トシ別表小口扱運賃表ニ依リ二倍ヲ徴ス

本貨物ハ何レモ堅牢ナル箱ニ入レ施封スルヲ要ス

本項ノ貨物ニハ一口ノ託送毎ニ少クトモ一人ノ附添人ヲ要ス

五 白銅貨、繪畫、貴金屬以外ノ美術鑄造物、骨董品、珍奇品、阿片ノ運賃ハ最低十五噸分トシ

別表小口扱運賃表ニ依リ普通賃金ヲ徴ス

本貨物ハ阿片ヲ除キ堅牢ナル箱ニ入ルルヲ要ス

阿片ノ託送ハ官廳ノ許可證ヲ添付スルヲ要ス租界内ニ到着スルモノハ之ヲ埠頭局ニ引渡スヘシ

六 銅貨及青銅錢

銅貨及青銅錢ノ運賃ハ最低五噸分トシ別表小口扱運賃表ニ依ル普通賃金ヲ徴ス

七 第一種危險品

本項記載ノ貨物ハ無蓋貨車ニ積載シ覆布ヲ以テ完全ニ之ヲ蔽フヘシ其ノ運賃ハ相當スル一車扱賃金表ニ依リ普通賃金ヲ徴ス

イ 石油類、鑛油類、整滑油類

一箱二十「リットル」ヲ超ヘサル「ブリキ」罐二箇入り箱ノ中央ニ於テ堅牢ナル木又ハ鐵片ニテ兩側ヲ結付ケ一箱ノ總重量百八十「キログラム」ヲ超過セサルモノ又ハ堅牢ナル木樽若ハ金屬製樽入ニシテ一箇ノ重量四百「キログラム」ヲ超エサルモノタルヘシ

本貨物ハ「タンク」車ヲ以テ輸送スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ最低十五噸分ノ運賃ヲ徴ス

ロ 安全摺附木「マツチ」、摺附紙ヲ有スル點火物

堅牢ナル「ブリキ」箱又ハ木箱中ニ納メ空隙ヲ生セサル様荷造ヲナシ一箱百八十「キログラム

ム」ニシテ外部ニ品名ヲ明瞭ニ表示スヘシ

ハ 各種煙火類

抵抗力アル鐵器又ハ木器ニ入レ空隙ヲ生セサル様荷造ナシ外部ニ品名ヲ明瞭ニ表記スヘシ
ニ「エーテル」各種、酒精、火酒、「エーテル」油、松脂精油、揮發性油、其ノ他揮發燃燒シ易
キ貨物

容量二十「リットル」ヲ超ヘサル「ブリキ」罐ニ入レ一箱二罐詰トナシタルモノ同容量ノ甕
ニ入レ鋸屑ヲ以テ保護シ一箱二個詰トナシタルモノ又ハ各箇把手アル籠ニ入レ藁ニテ保護シ
タルモノ又ハ總重量四百「キログラム」以内ノ堅牢ニシテ漏洩セサル木箱又ハ金屬製容器ニ
入レタルモノニシテ容器ニハ品名ヲ明瞭ニ表示シアルヲ要ス

ホ 各種鑛酸腐蝕性藥品、劇藥類

閉塞セル壘又ハ甕ニ入レ鋸屑等ヲ以テ保護シ箱入トナシ又ハ藁等ニ依リ保護シ籠入トナシタ
ルモノニシテ容器ニハ其ノ品名ヲ明瞭ニ表示シアルヲ要ス
但一箇ノ總重量ハ二百「キログラム」ヲ超ユヘカラス

八 第二種危險品

本項記載ノ貨物ハ互ニ混載スルヲ得ルト雖其ノ他ノ貨物ト混載スルコトヲ許サス之ヲ有蓋貨車

ニ積載スヘシ其ノ運賃ハ相當スル一車扱運賃表ニ依リ二倍ヲ徵ス

荷送人ハ附添人ヲ附シ途中ノ監視ヲナサシムヘシ但該貨物ヲ積載セル貨車内ニ座席ヲ占ムヘカ
ラス

イ 銃器用雷管、爆發力ヲ有セサル點火具、安全導火索、小銃彈藥筒、信管及裝藥ヲ有セサル

七、五「センチメートル」以下ノ砲彈

紙箱「ブリキ」容器又ハ小木箱ニ入レ彈力性ニ富メル物質ニテ包ミ空隙ヲ生セサル様把手ヲ
有スル堅牢ナル箱ニ納メタルモノ但シ雷管ハ一箇ノ重量五十「キログラム」ヲ小銃彈藥及導
火索ハ百五十「キログラム」ヲ超ユヘカラス又箱ニハ總テ品名ヲ明瞭ニ表示スルヲ要ス

ロ 爆發性信管、雷管、爆發、罐、地雷用點火具、麻擦發火具、雷勢信管其ノ他之ニ類スルモ

ノ紙箱「ブリキ」容器又ハ小木箱ニ入レ彈力性ニ富メル物質ニテ包ミ空隙ヲ生セサル様把手
ヲ有スル堅牢ナル箱ニ納メタルモノ但シ一箇ノ重量四十「キログラム」ヲ超ユヘカラス又箱
ハ總テ品名ヲ明瞭ニ表示スルヲ要ス

九 火藥類

火藥爆發（黑色藥）又ハ之ニ類スル混和物藥筒ヲ附シタル砲彈

但シ七、五「センチメートル」以上ニシテ信管ナキモノニ限ル

綿火薬又ハ之ニ類スル藥品又ハ是等ノ物質ニ依リ成ル薬包、「ニトログリッリン、ダイナマイ
ト」又ハ是等ノ物質ヨリ成ル薬包並爆發性ノ物質

本項記載ノ貨物ハ銃砲火薬類取締法施行細則ニ準據シ荷造ヲナスヲ要ス運賃ハ相當スル一車
扱運賃表ニ依リ二倍ヲ徴ス

本項貨物ノ積載ハ有蓋貨車ニ限ル

荷送人ハ附添人ヲ附シ途中ノ監視ニ任スヘシ但該貨物ヲ積載セル貨車内ニ座席ヲ占ムヘカラ
ス

巳 動物運賃率

一 運賃率、一重底及二重底ニ區別ス（別表巳ヲ見ヨ）

二 本運賃率ハ大動物又ハ小動物ノ運送ニ之ヲ適用ス

大動物トハ馬、騾、驢馬、駒、牛及犢等ヲ云ヒ小動物トハ豚、羊、山羊、鶏、家鴨等ヲ云フ

三 小動物ノ運送ニハ二重底貨車ヲ使用スルコトヲ得

四 大動物ノ運送ニハ附添人ヲ同乗セシムヘシ

五 一重底貨車請求ニ對シ二重底貨車ヲ配給シタル場合ハ一重ノミヲ使用シ一重底貨車ノ運賃ヲ
適用ス

六 動物ヲ四軸車ニ積載スルトキハ其ノ運賃ハ相當運賃ノ五割増シトス

七 動物ノ運送ニ必要ナル飼料及器具ハ動物車内ニ積込ムコトヲ得但適當ナル分量ヲ超ユルコト
ヲ得ス

庚 特別運賃表

一 昌樂發博山著鹽運賃

昌樂發博山著ノ鹽ハ一車（十五噸）運賃銀四拾圓貳拾五錢トス

二 博山支線各驛ヨリ發送スル石炭運賃（別表ヲ見ヨ）

三 王村及普集發以西行石炭運賃（別表ヲ見ヨ）

四 青島濟南間石油運賃

大正四年三月一日ヨリ滄口以東各驛ヨリ濟南西驛ニ至ル石油ニ限リ一車（十五噸積）貸切運賃
ヲ特ニ銀八拾貳圓五拾錢ニ割引ス

「タンク」車ヲ使用スル場合ニハ一車（十五噸）銀九拾壹圓五拾五錢トス

五 青島、濟南間、綿糸布、砂糖及曹達運賃

大正四年三月一日ヨリ綿糸布、砂糖及曹達ニシテ滄口以東各驛ヨリ濟南西驛ニ至ルモノニ限リ
一車（十五噸）貸切運賃ヲ特ニ銀五拾貳圓參拾錢ニ割引ス

第四 料金表

甲 貨物留置料

貨物運送規程第十四條ニ定メタル時間内ニ貨物ヲ引取ラサルトキハ左記ニ依リ貨物留置料ヲ徴ス

粗貨	一噸二十四時間ニ付	銀二十錢
貴重品	同	銀三圓
第二種危險品	同	銀二圓
大動物	一頭二十四時間ニ付	銀二十錢
小動物	同	銀十錢
屍體	一羽二十四時間ニ付	銀五錢
其ノ他ノ貨物	一體二十四時間ニ付	銀一圓
	一噸二十四時間ニ付	銀五拾錢

乙 貨車留置料

一 貨物運送規程第十條及第十四條ニ定メタル時間内ニ貨物ノ積卸ヲナササルトキハ左記ニ依リ貨車留置料ヲ徴ス

二軸車	一車二十四時間ニ付	銀八圓
四軸車	同	銀十五圓

丙 消毒料

生動物ノ運送其ノ他ノ場合ニ於テ鐵道カ消毒ヲ爲スヘキ必要ヲ認メタルトキハ消毒料二軸車一車ニ付銀一圓ヲ徴ス
四軸車ハ其ノ二倍トス

距離 キロ メートル トル	小口扱		一車貨切扱				距離 キロ メートル トル	小口扱		一車貨切扱			
	戊		甲	乙				戊		甲	乙		
	速達運 賃率	通常運 賃率	租貨運 賃率	内地運賃率				速達運 賃率	通常運 賃率	租貨運 賃率	内地運賃率		
	每百キログラム		毎噸	噸				每百キログラム		毎噸	噸		
銀圓	銀圓	銀圓	一級	二級	三級	銀圓	銀圓	銀圓	一級	二級	三級		
			銀圓	銀圓	銀圓				銀圓	銀圓	銀圓		
1	0,30	0,30	0,60	1,12	0,96	0,80	45	0,45	0,45	1,30	2,59	2,22	1,85
2	0,30	0,30	0,60	1,12	0,96	0,80	46	0,46	0,46	1,32	2,63	2,26	1,88
3	0,30	0,30	0,60	1,12	0,96	0,80	47	0,47	0,47	1,34	2,67	2,29	1,91
4	0,30	0,30	0,60	1,12	0,96	0,80	48	0,48	0,48	1,36	2,72	2,33	1,94
5	0,30	0,30	0,60	1,12	0,96	0,80	49	0,49	0,49	1,38	2,76	2,36	1,97
6	0,30	0,30	0,60	1,12	0,96	0,80	50	0,50	0,50	1,40	2,80	2,40	2,00
7	0,30	0,30	0,60	1,12	0,96	0,80	51	0,51	0,51	1,42	2,84	2,44	2,03
8	0,30	0,30	0,60	1,12	0,96	0,80	52	0,52	0,52	1,44	2,88	2,47	2,06
9	0,30	0,30	0,60	1,12	0,96	0,80	53	0,53	0,52	1,46	2,93	2,51	2,09
10	0,30	0,30	0,60	1,12	0,96	0,80	54	0,54	0,53	1,48	2,97	2,54	2,12
11	0,30	0,30	0,62	1,16	1,00	0,83	55	0,55	0,54	1,50	3,01	2,58	2,15
12	0,30	0,30	0,64	1,20	1,03	0,86	56	0,56	0,55	1,52	3,05	2,62	2,18
13	0,30	0,30	0,66	1,25	1,07	0,89	57	0,57	0,56	1,54	3,09	2,65	2,21
14	0,30	0,30	0,68	1,29	1,10	0,92	58	0,58	0,56	1,56	3,14	2,69	2,24
15	0,30	0,30	0,70	1,33	1,14	0,95	59	0,59	0,57	1,58	3,18	2,72	2,27
16	0,30	0,30	0,72	1,37	1,18	0,98	60	0,60	0,58	1,60	3,22	2,76	2,30
17	0,30	0,30	0,74	1,41	1,21	1,01	61	0,61	0,59	1,62	3,26	2,80	2,33
18	0,30	0,30	0,76	1,46	1,25	1,04	62	0,62	0,60	1,64	3,30	2,83	2,36
19	0,30	0,30	0,78	1,50	1,28	1,07	63	0,63	0,60	1,66	3,35	2,87	2,39
20	0,30	0,30	0,80	1,54	1,32	1,10	64	0,64	0,61	1,68	3,39	2,90	2,42
21	0,30	0,30	0,82	1,58	1,36	1,13	65	0,65	0,62	1,70	3,43	2,94	2,45
22	0,30	0,30	0,84	1,62	1,39	1,16	66	0,66	0,63	1,72	3,47	2,98	2,48
23	0,30	0,30	0,86	1,67	1,43	1,19	67	0,67	0,64	1,74	3,51	3,01	2,51
24	0,30	0,30	0,88	1,71	1,46	1,22	68	0,68	0,64	1,76	3,56	3,05	2,54
25	0,30	0,30	0,90	1,75	1,50	1,25	69	0,69	0,65	1,78	3,60	3,08	2,57
26	0,30	0,30	0,92	1,79	1,54	1,28	70	0,70	0,66	1,80	3,64	3,12	2,60
27	0,30	0,30	0,94	1,83	1,57	1,31	71	0,71	0,67	1,82	3,68	3,16	2,63
28	0,30	0,30	0,96	1,88	1,61	1,34	72	0,72	0,68	1,84	3,72	3,19	2,66
29	0,30	0,30	0,98	1,92	1,64	1,37	73	0,73	0,68	1,86	3,77	3,23	2,69
30	0,30	0,30	1,00	1,96	1,68	1,40	74	0,74	0,69	1,88	3,81	3,26	2,72
31	0,31	0,31	1,02	2,00	1,72	1,43	75	0,75	0,70	1,90	3,85	3,30	2,75
32	0,32	0,32	1,04	2,04	1,75	1,46	76	0,76	0,71	1,92	3,89	3,34	2,78
33	0,33	0,33	1,06	2,09	1,79	1,49	77	0,77	0,72	1,94	3,93	3,37	2,81
34	0,34	0,34	1,08	2,13	1,82	1,52	78	0,78	0,72	1,96	3,98	3,41	2,84
35	0,35	0,35	1,10	2,17	1,86	1,55	79	0,79	0,73	1,98	4,02	3,44	2,87
36	0,36	0,36	1,12	2,21	1,90	1,58	80	0,80	0,74	2,00	4,06	3,48	2,90
37	0,37	0,37	1,14	2,25	1,93	1,61	81	0,81	0,75	2,02	4,10	3,52	2,93
38	0,38	0,38	1,16	2,30	1,97	1,64	82	0,82	0,76	2,04	4,14	3,55	2,96
39	0,39	0,39	1,18	2,34	2,00	1,67	83	0,83	0,76	2,06	4,19	3,59	2,99
40	0,40	0,40	1,20	2,38	2,04	1,70	84	0,84	0,77	2,08	4,23	3,62	3,02
41	0,41	0,41	1,22	2,42	2,08	1,73	85	0,85	0,78	2,10	4,27	3,66	3,05
42	0,42	0,42	1,24	2,46	2,11	1,76	86	0,86	0,79	2,12	4,31	3,70	3,08
43	0,43	0,43	1,26	2,51	2,15	1,79	87	0,87	0,80	2,14	4,35	3,73	3,11
44	0,44	0,44	1,28	2,55	2,18	1,82	88	0,88	0,80	2,16	4,40	3,77	3,14

距離 キロ メートル	小口扱			一車賃切扱			距離 キロ メートル	小口扱			一車賃切扱		
	戌		甲	乙				戌		甲	乙		
	速達運賃	通常運賃	粗貨運賃	内地運賃率				速達運賃	通常運賃	粗貨運賃	内地運賃率		
	毎百キログラム	毎噸	毎噸	毎噸	一級	二級		三級	毎百キログラム	毎噸	毎噸	一級	二級
177	1.77	1.31	3.65	7.20	6.17	5.14	221	2.21	1.48	3.78	8.29	7.10	5.92
178	1.78	1.31	3.66	7.22	6.19	5.16	222	2.22	1.49	3.79	8.30	7.12	5.93
179	1.79	1.32	3.66	7.25	6.22	5.18	223	2.23	1.49	3.79	8.33	7.14	5.95
180	1.80	1.32	3.66	7.28	6.24	5.20	224	2.24	1.50	3.79	8.34	7.15	5.96
181	1.81	1.32	3.66	7.31	6.26	5.22	225	2.25	1.50	3.80	8.37	7.18	5.99
182	1.82	1.33	3.67	7.34	6.29	5.24	226	2.26	1.50	3.80	8.39	7.19	5.99
183	1.83	1.33	3.67	7.36	6.31	5.26	227	2.27	1.51	3.80	8.41	7.21	6.01
184	1.84	1.34	3.67	7.38	6.34	5.28	228	2.28	1.51	3.81	8.43	7.22	6.02
185	1.85	1.34	3.68	7.42	6.36	5.30	229	2.29	1.52	3.81	8.46	7.25	6.04
186	1.86	1.34	3.68	7.45	6.38	5.32	230	2.30	1.52	3.81	8.47	7.26	6.05
187	1.87	1.35	3.68	7.48	6.41	5.34	231	2.31	1.52	3.81	8.50	7.28	6.07
188	1.88	1.35	3.69	7.50	6.43	5.36	232	2.32	1.53	3.82	8.51	7.30	6.08
189	1.89	1.36	3.69	7.53	6.46	5.38	233	2.33	1.53	3.82	8.54	7.32	6.10
190	1.90	1.36	3.69	7.56	6.48	5.40	234	2.34	1.54	3.82	8.55	7.33	6.11
191	1.91	1.36	6.69	7.59	6.50	5.42	235	2.35	1.54	3.83	8.58	7.36	6.13
192	1.92	1.37	3.70	7.62	6.53	5.44	236	2.36	1.54	3.83	8.60	7.37	6.14
193	1.93	1.37	3.70	7.64	6.55	5.46	237	2.37	1.55	3.83	8.62	7.39	6.16
194	1.94	1.38	3.70	7.67	6.58	5.48	238	2.38	1.55	3.84	8.64	7.40	6.17
195	1.95	1.38	3.71	7.70	6.60	5.50	239	2.39	1.56	3.84	8.67	7.43	6.19
196	1.96	1.38	3.71	7.73	6.62	5.52	240	2.40	1.56	3.84	8.68	7.44	6.20
197	1.97	1.39	3.71	7.76	6.65	5.54	241	2.41	1.56	3.84	8.71	7.46	6.22
198	1.98	1.39	3.72	7.78	6.67	5.56	242	2.42	1.57	3.85	8.72	7.48	6.23
199	1.99	1.40	3.72	7.81	6.70	5.58	243	2.43	1.57	3.85	8.75	7.50	6.25
200	2.00	1.40	3.72	7.84	6.72	5.60	244	2.44	1.58	3.85	8.76	7.51	6.26
201	2.01	1.40	3.72	7.87	6.74	5.62	245	2.45	1.58	3.86	8.79	7.54	6.28
202	2.02	1.41	3.73	7.88	6.76	5.63	246	2.46	1.58	3.86	8.81	7.55	6.29
203	2.03	1.41	3.73	7.91	6.78	5.65	247	2.47	1.59	3.86	8.83	7.57	6.31
204	2.04	1.42	3.73	7.92	6.79	5.66	248	2.48	1.59	3.87	8.85	7.58	6.32
205	2.05	1.42	3.74	7.95	6.82	5.68	249	2.49	1.60	3.87	8.88	7.61	6.34
206	2.06	1.42	3.74	7.97	6.83	5.69	250	2.50	1.60	3.87	8.89	7.62	6.35
207	2.07	1.43	3.74	7.99	6.85	5.71	251	2.51	1.60	3.87	8.92	7.64	6.37
208	2.08	1.43	3.75	8.01	6.86	5.72	252	2.52	1.60	3.88	8.93	7.66	6.38
209	2.09	1.44	3.75	8.04	6.89	5.74	253	2.53	1.61	3.88	8.96	7.68	6.40
210	2.10	1.44	3.75	8.06	6.90	5.75	254	2.54	1.61	3.88	8.97	7.69	6.41
211	2.11	1.44	3.75	8.08	6.92	5.77	255	2.55	1.61	3.89	9.00	7.72	6.43
212	2.12	1.45	3.76	8.09	6.94	5.78	256	2.56	1.61	3.89	9.02	7.73	6.44
213	2.13	1.45	3.76	8.12	6.96	5.80	257	2.57	1.61	3.89	9.04	7.75	6.46
214	2.14	1.46	3.76	8.13	6.97	5.81	258	2.58	1.62	3.90	9.06	7.76	6.47
215	2.15	1.46	3.77	8.16	7.00	5.83	259	2.59	1.62	3.90	9.09	7.79	6.49
216	2.16	1.46	3.77	8.18	7.01	5.84	260	2.60	1.62	3.90	9.10	7.80	6.50
217	2.17	1.47	3.77	8.20	7.03	5.86	261	2.61	1.62	3.90	9.11	7.81	6.51
218	2.18	1.47	3.78	8.22	7.04	5.87	262	2.62	1.62	3.91	9.13	7.82	6.52
219	2.19	1.48	3.78	8.25	7.07	5.89	263	2.63	1.63	3.91	9.14	7.84	6.53
220	2.20	1.48	3.78	8.26	7.08	5.90	264	2.64	1.63	3.91	9.16	7.85	6.54

距離 キロ メートル	小口扱			一車賃切扱			距離 キロ メートル	小口扱			一車賃切扱		
	戌		甲	乙				戌		甲	乙		
	速達運賃	通常運賃	粗貨運賃	内地運賃率				速達運賃	通常運賃	粗貨運賃	内地運賃率		
	毎百キログラム	毎噸	毎噸	毎噸	一級	二級		三級	毎百キログラム	毎噸	毎噸	一級	二級
89	0.89	0.81	2.18	4.44	3.80	3.17	133	1.33	1.10	3.06	5.96	5.11	4.26
90	0.90	0.82	2.20	4.48	3.84	3.20	134	1.34	1.10	3.08	5.99	5.14	4.28
91	0.91	0.83	2.22	4.52	3.88	3.23	135	1.35	1.11	3.10	6.02	5.16	4.30
92	0.92	0.84	2.24	4.55	3.90	3.25	136	1.36	1.12	3.12	6.05	5.18	4.32
93	0.93	0.84	2.26	4.59	3.94	3.28	137	1.37	1.12	3.14	6.08	5.21	4.34
94	0.94	0.85	2.28	4.62	3.96	3.30	138	1.38	1.13	3.16	6.10	5.23	4.36
95	0.95	0.86	2.30	4.66	4.00	3.33	139	1.39	1.13	3.18	6.13	5.26	4.38
96	0.96	0.87	2.32	4.69	4.02	3.35	140	1.40	1.14	3.20	6.16	5.28	4.40
97	0.97	0.88	2.34	4.73	4.06	3.38	141	1.41	1.15	3.22	6.19	5.30	4.42
98	0.98	0.88	2.36	4.76	4.08	3.40	142	1.42	1.15	3.24	6.22	5.33	4.44
99	0.99	0.89	2.38	4.80	4.12	3.43	143	1.43	1.16	3.26	6.24	5.35	4.46
100	1.00	0.90	2.40	4.83	4.14	3.45	144	1.44	1.16	3.28	6.27	5.38	4.48
101	1.01	0.91	2.42	4.87	4.18	3.48	145	1.45	1.17	3.30	6.30	5.40	4.50
102	1.02	0.91	2.44	4.90	4.20	3.50	146	1.46	1.18	3.32	6.33	5.42	4.52
103	1.03	0.92	2.46	4.94	4.24	3.53	147	1.47	1.18	3.34	6.36	5.45	4.54
104	1.04	0.92	2.48	4.97	4.26	3.55	148	1.48	1.19	3.36	6.38	5.47	4.56
105	1.05	0.93	2.50	5.01	4.30	3.58	149	1.49	1.19	3.38	6.41	5.50	4.58
106	1.06	0.94	2.52	5.04	4.32	3.60	150	1.50	1.20	3.40	6.44	5.52	4.60
107	1.07	0.94	2.54	5.08	4.36	3.63	151	1.51	1.20	3.42	6.47	5.54	4.62
108	1.08	0.95	2.56	5.11	4.38	3.65	152	1.52	1.21	3.44	6.50	5.57	4.64
109	1.09	0.95	2.58	5.15	4.42	3.68	153	1.53	1.21	3.46	6.52	5.59	4.66
110	1.10	0.96	2.60	5.18	4.44	3.70	154	1.54	1.22	3.48	6.55	5.62	4.68
111	1.11	0.97	2.62	5.22	4.48	3.73	155	1.55	1.22	3.50	6.58	5.64	4.70
112	1.12	0.97	2.64	5.25	4.50	3.75	156	1.56	1.22	3.52	6.61	5.66	4.72
113	1.13	0.98	2.66	5.29	4.54	3.78	157	1.57	1.23	3.54	6.64	5.69	4.74
114	1.14	0.98	2.68	5.32	4.56	3.80	158	1.58	1.23	3.56	6.66	5.71	4.76
115	1.15	0.99	2.70	5.36	4.60	3.83	159	1.59	1.24	3.58	6.69	5.74	4.78
116	1.16	1.00	2.72	5.39	4.62	3.85	160	1.60	1.24	3.60	6.72	5.76	4.80
117	1.17	1.00	2.74	5.43	4.66	3.88	161	1.61	1.24	3.60	6.75	5.78	4.82
118	1.18	1.01	2.76	5.46	4.68	3.90	162	1.62	1.25	3.61	6.78	5.81	4.84
119	1.19	1.01	2.78	5.50	4.72	3.93	163	1.63	1.25	3.61	6.80	5.83	4.86
120	1.20	1.02	2.80	5.53	4.74	3.95	164	1.64	1.26	3.61	6.83	5.86	4.88
121	1.21	1.03	2.82	5.57	4.78	3.98	165	1.65	1.26	3.62	6.86	5.88	4.90
122	1.22	1.03	2.84	5.60	4.80	4.00	166	1.66	1.26	3.62	6.89	5.90	4.92
123	1.23	1.04	2.86	5.64	4.84	4.03	167	1.67	1.27	3.62	6.92	5.93	4.94
124	1.24	1.04	2.88	5.67	4.86	4.05	168	1.68	1.27	3.63	6.94	5.95	4.96
125	1.25	1.05	2.90	5.71	4.90	4.08	169	1.69	1.28	3.63	6.97	5.98	4.98
126	1.26	1.06	2.92	5.74	4.92	4.10	170	1.70	1.28	3.63	7.00	6.00	5.00
127	1.27	1.06	2.94	5.78	4.96	4.13	171	1.71	1.28	3.63	7.03	6.02	5.02
128	1.28	1.07	2.96	5.81	4.98	4.15	172	1.72	1.29	3.64	7.06	6.05	5.04
129	1.29	1.07	2.98	5.85	5.02	4.18	173	1.73	1.29	3.64	7.08	6.07	5.06
130	1.30	1.08	3.00	5.88	5.04	4.20	174	1.74	1.30	3.64	7.11	6.10	5.08
131	1.31	1.09	3.02	5.91	5.06	4.22	175	1.75	1.30	3.65	7.14	6.12	5.10
132	1.32	1.09	3.04	5.94	5.09	4.24	176	1.76	1.30	3.65	7.17	6.14	5.12

距離 キロ メートル	小口扱			一車賃切扱			距離 キロ メートル	小口扱			一車賃切扱		
	戊		甲	乙		内地運賃率		戊		甲	乙		内地運賃率
	速達運賃率	通常運賃率	租賃運賃率	内地運賃率				速達運賃率	通常運賃率	租賃運賃率	内地運賃率		
	每百キログラム		毎噸	噸		噸		每百キログラム		毎噸	噸		
銀圓	銀圓	銀圓	一級	二級	三級	銀圓	銀圓	銀圓	一級	二級	三級		
353	3.53	1.81	4.13	9.90	8.48	7.07	387	3.87	1.87	4.17	10.14	8.69	7.24
354	3.54	1.81	4.13	9.90	8.48	7.07	388	3.88	1.88	4.17	10.14	8.69	7.24
355	3.55	1.81	4.13	9.91	8.50	7.08	389	3.89	1.88	4.17	10.15	8.70	7.25
356	3.56	1.81	4.13	9.91	8.50	7.08	390	3.90	1.88	4.17	10.15	8.70	7.25
357	3.57	1.81	4.13	9.93	8.51	7.09	391	3.91	1.88	4.17	10.16	8.71	7.26
358	3.58	1.82	4.14	9.93	8.51	7.09	392	3.92	1.88	4.17	10.16	8.71	7.26
359	3.59	1.82	4.14	9.94	8.52	7.10	393	3.93	1.89	4.17	10.18	8.72	7.27
360	3.60	1.82	4.14	9.94	8.52	7.10	394	3.94	1.89	4.17	10.18	8.72	7.27
361	3.61	1.82	4.14	9.95	8.53	7.11	395	3.95	1.89	4.18	10.19	8.74	7.28
362	3.62	1.82	4.14	9.95	8.53	7.11	396	3.96	1.89	4.18	10.19	8.74	7.28
363	3.63	1.83	4.14	9.97	8.54	7.12	397	3.97	1.89	4.18	10.21	8.75	7.29
364	3.64	1.83	4.14	9.97	8.54	7.12	398	3.98	1.90	4.18	10.21	8.75	7.29
365	3.65	1.83	4.15	9.98	8.56	7.13	399	3.99	1.90	4.18	10.22	8.76	7.30
366	3.66	1.83	4.15	9.98	8.56	7.13	400	4.00	1.90	4.18	10.22	8.76	7.30
367	3.67	1.83	4.15	10.00	8.57	7.14	401	4.01	1.90	4.18	10.23	8.77	7.31
368	3.68	1.84	4.15	10.00	8.57	7.14	402	4.02	1.90	4.18	10.23	8.77	7.31
369	3.69	1.84	4.15	10.01	8.58	7.15	403	4.03	1.91	4.18	10.25	8.78	7.32
370	3.70	1.84	4.15	10.01	8.58	7.15	404	4.04	1.91	4.18	10.25	8.78	7.32
371	3.71	1.84	4.15	10.02	8.59	7.16	405	4.05	1.91	4.19	10.26	8.80	7.33
372	3.72	1.84	4.15	10.02	8.59	7.16	406	4.06	1.91	4.19	10.26	8.80	7.33
373	3.73	1.85	4.15	10.04	8.60	7.17	407	4.07	1.91	4.19	10.28	8.81	7.34
374	3.74	1.85	4.15	10.04	8.60	7.17	408	4.08	1.92	4.19	10.28	8.81	7.34
375	3.75	1.85	4.16	10.05	8.62	7.18	409	4.09	1.92	4.19	10.29	8.82	7.35
376	3.76	1.85	4.16	10.05	8.62	7.18	410	4.10	1.92	4.19	10.29	8.82	7.35
377	3.77	1.85	4.16	10.07	8.63	7.19	411	4.11	1.92	4.19	10.30	8.83	7.36
378	3.78	1.86	4.16	10.07	8.63	7.19	412	4.12	1.92	4.19	10.30	8.83	7.36
379	3.79	1.86	4.16	10.08	8.64	7.20	413	4.13	1.93	4.19	10.32	8.84	7.37
380	3.80	1.86	4.16	10.08	8.64	7.20	414	4.14	1.93	4.19	10.32	8.84	7.37
381	3.81	1.86	4.16	10.09	8.65	7.21	415	4.15	1.93	4.20	10.33	8.86	7.38
382	3.82	1.86	4.16	10.09	8.65	7.21	416	4.16	1.93	4.20	10.33	8.86	7.38
383	3.83	1.87	4.16	10.11	8.66	7.22	417	4.17	1.93	4.20	10.35	8.87	7.39
384	3.84	1.87	4.16	10.11	8.66	7.22	418	4.18	1.94	4.20	10.35	8.87	7.39
385	3.85	1.87	4.17	10.12	8.68	7.23	419	4.19	1.94	4.20	10.36	8.88	7.40
386	3.86	1.87	4.17	10.12	8.68	7.23	420	4.20	1.94	4.20	10.36	8.88	7.40

距離 キロ メートル	小口扱			一車賃切扱			距離 キロ メートル	小口扱			一車賃切扱		
	戊		甲	乙		内地運賃率		戊		甲	乙		内地運賃率
	速達運賃率	通常運賃率	租賃運賃率	内地運賃率				速達運賃率	通常運賃率	租賃運賃率	内地運賃率		
	每百キログラム		毎噸	噸		噸		每百キログラム		毎噸	噸		
銀圓	銀圓	銀圓	一級	二級	三級	銀圓	銀圓	銀圓	一級	二級	三級		
305	2.65	1.63	3.92	9.17	7.86	6.55	309	3.09	1.72	4.04	9.59	8.22	6.85
310	2.66	1.63	3.92	9.18	7.87	6.56	310	3.10	1.72	4.04	9.59	8.22	6.85
311	2.67	1.63	3.92	9.20	7.88	6.57	311	3.11	1.72	4.04	9.60	8.23	6.86
312	2.68	1.64	3.93	9.21	7.90	6.58	312	3.12	1.72	4.04	9.60	8.23	6.86
313	2.69	1.64	3.93	9.23	7.91	6.59	313	3.13	1.73	4.05	9.62	8.24	6.87
314	2.70	1.64	3.93	9.24	7.92	6.60	314	3.14	1.73	4.05	9.62	8.24	6.87
315	2.71	1.64	3.93	9.25	7.93	6.61	315	3.15	1.73	4.05	9.63	8.26	6.88
316	2.72	1.64	3.93	9.27	7.94	6.62	316	3.16	1.73	4.05	9.63	8.26	6.88
317	2.73	1.65	3.94	9.28	7.96	6.63	317	3.17	1.73	4.05	9.65	8.27	6.89
318	2.74	1.65	3.94	9.30	7.97	6.64	318	3.18	1.74	4.06	9.65	8.27	6.89
319	2.75	1.65	3.95	9.31	7.98	6.65	319	3.19	1.74	4.06	9.66	8.28	6.90
320	2.76	1.65	3.95	9.32	7.99	6.66	320	3.20	1.74	4.06	9.66	8.28	6.90
321	2.77	1.65	3.95	9.34	8.00	6.67	321	3.21	1.74	4.06	9.67	8.29	6.91
322	2.78	1.66	3.96	9.35	8.02	6.68	322	3.22	1.74	4.06	9.67	8.29	6.91
323	2.79	1.66	3.96	9.37	8.03	6.69	323	3.23	1.75	4.07	9.69	8.30	6.92
324	2.80	1.66	3.96	9.38	8.04	6.70	324	3.24	1.75	4.07	9.69	8.30	6.92
325	2.81	1.66	3.96	9.39	8.05	6.71	325	3.25	1.75	4.07	9.70	8.32	6.93
326	2.82	1.66	3.97	9.39	8.05	6.71	326	3.26	1.75	4.07	9.70	8.32	6.93
327	2.83	1.67	3.97	9.41	8.06	6.72	327	3.27	1.75	4.07	9.72	8.33	6.94
328	2.84	1.67	3.97	9.41	8.06	6.72	328	3.28	1.76	4.08	9.72	8.33	6.94
329	2.85	1.67	3.98	9.42	8.08	6.73	329	3.29	1.76	4.08	9.73	8.34	6.95
330	2.86	1.67	3.98	9.42	8.08	6.73	330	3.30	1.76	4.08	9.73	8.34	6.95
331	2.87	1.67	3.98	9.44	8.09	6.74	331	3.31	1.76	4.08	9.74	8.35	6.96
332	2.88	1.68	3.99	9.44	8.09	6.74	332	3.32	1.76	4.08	9.74	8.35	6.96
333	2.89	1.68	3.99	9.45	8.10	6.75	333	3.33	1.77	4.09	9.76	8.36	6.97
334	2.90	1.68	3.99	9.45	8.10	6.75	334	3.34	1.77	4.09	9.76	8.36	6.97
335	2.91	1.68	3.99	9.46	8.11	6.76	335	3.35	1.77	4.09	9.77	8.38	6.98
336	2.92	1.68	4.00	9.46	8.11	6.76	336	3.36	1.77	4.09	9.77	8.38	6.98
337	2.93	1.69	4.00	9.48	8.12	6.77	337	3.37	1.77	4.09	9.79	8.39	6.99
338	2.94	1.69	4.00	9.48	8.12	6.77	338	3.38	1.78	4.10	9.79	8.39	6.99
339	2.95	1.69	4.01	9.49	8.14	6.78	339	3.39	1.78	4.10	9.80	8.40	7.00
340	2.96	1.69	4.01	9.49	8.14	6.78	340	3.40	1.78	4.10	9.80	8.40	7.00
341	2.97	1.69	4.01	9.51	8.15	6.79	341	3.41	1.78	4.10	9.81	8.41	7.01
342	2.98	1.70	4.02	9.51	8.15	6.79	342	3.42	1.78	4.10	9.81	8.41	7.01
343	2.99	1.70	4.02	9.52	8.16	6.80	343	3.43	1.79	4.11	9.83	8.42	7.02
344	3.00	1.70	4.02	9.52	8.16	6.80	344	3.44	1.79	4.11	9.83	8.42	7.02
345	3.01	1.70	4.02	9.53	8.17	6.81	345	3.45	1.79	4.11	9.84	8.44	7.03
346	3.02	1.70	4.02	9.53	8.17	6.81	346	3.46	1.79	4.11	9.84	8.44	7.03
347	3.03	1.71	4.03	9.55	8.18	6.82	347	3.47	1.79	4.11	9.86	8.45	7.04
348	3.04	1.71	4.03	9.55	8.18	6.82	348	3.48	1.80	4.12	9.86	8.45	7.04
349	3.05	1.71	4.03	9.56	8.20	6.83	349	3.49	1.80	4.12	9.87	8.46	7.05
350	3.06	1.71	4.03	9.56	8.20	6.83	350	3.50	1.80	4.12	9.87	8.46	7.05
351	3.07	1.71	4.03	9.58	8.21	6.84	351	3.51	1.80	4.12	9.88	8.47	7.06
352	3.08	1.72	4.04	9.58	8.21	6.84	352	3.52	1.80	4.12	9.88	8.47	7.06

租界輸出入運賃表 (丙一) (丙二)

輸名	輸出(自內地驛至租界各驛)			驛名	輸入(自租界各驛至內地驛)		
	一級	二級	三級		一級	二級	三級
1.33	1.33	1.30	1.30	女姑口	1.33	1.56	1.30
2.24	1.75	1.50	1.50	陽泉村	2.24	1.92	1.50
2.80	2.04	1.70	1.70	莊東州	2.80	2.40	2.00
3.08	2.40	2.00	2.00	莊東州	3.08	2.64	2.20
3.35	2.76	2.30	2.30	莊東州	3.35	2.88	2.40
3.64	3.12	2.60	2.60	莊東州	3.64	3.12	2.60
3.95	3.38	2.82	2.82	莊東州	3.95	3.38	2.82
4.14	3.50	2.92	2.92	莊東州	4.14	3.55	2.95
4.20	3.60	3.00	3.00	莊東州	4.20	3.67	3.00
4.33	3.71	3.09	3.09	莊東州	4.33	3.82	3.18
4.44	3.80	3.17	3.17	莊東州	4.44	4.01	3.34
4.65	3.95	3.32	3.32	莊東州	4.65	4.37	3.64
4.75	4.07	3.39	3.39	莊東州	4.75	4.54	3.78
4.83	4.14	3.45	3.45	莊東州	4.83	4.68	3.90
4.91	4.21	3.51	3.51	莊東州	4.91	4.85	4.04
4.96	4.25	3.54	3.54	莊東州	4.96	4.99	4.16
5.03	4.31	3.59	3.59	莊東州	5.03	5.21	4.34
5.05	4.33	3.61	3.61	莊東州	5.05	5.35	4.46
5.10	4.37	3.64	3.64	莊東州	5.10	5.59	4.66
5.14	4.40	3.67	3.67	莊東州	5.14	5.83	4.85
5.17	4.43	3.69	3.69	莊東州	5.17	6.02	5.02
5.19	4.45	3.71	3.71	莊東州	5.19	6.11	5.09
5.24	4.49	3.74	3.74	莊東州	5.24	6.28	5.23
5.25	4.50	3.75	3.75	莊東州	5.25	6.38	5.32
5.29	4.54	3.78	3.78	莊東州	5.29	6.54	5.45
5.32	4.56	3.80	3.80	莊東州	5.32	6.67	5.56
5.36	4.60	3.83	3.83	莊東州	5.36	6.82	5.68
5.39	4.62	3.85	3.85	莊東州	5.39	6.96	5.80
5.45	4.67	3.89	3.89	莊東州	5.45	7.14	5.95
5.47	4.69	3.91	3.91	莊東州	5.47	7.22	6.02
5.50	4.72	3.93	3.93	莊東州	5.50	7.33	6.05
5.54	4.75	3.96	3.96	莊東州	5.54	7.42	6.15
5.59	4.79	3.99	3.99	莊東州	5.59	7.52	6.21
5.61	4.81	4.01	4.01	莊東州	5.61	7.66	6.38
5.63	4.82	4.02	4.02	莊東州	5.63	7.81	6.51
5.67	4.85	4.05	4.05	莊東州	5.67	7.91	6.59
5.70	4.88	4.07	4.07	莊東州	5.70	8.03	6.69
5.73	4.91	4.09	4.09	莊東州	5.73	8.11	6.71
5.75	4.93	4.11	4.11	莊東州	5.75	8.25	6.88
5.66	4.85	4.04	4.04	莊東州	5.66	8.33	6.93
5.67	4.86	4.05	4.05	莊東州	5.67	8.43	7.03
5.68	4.87	4.05	4.05	莊東州	5.68	8.54	7.14
5.73	4.91	4.09	4.09	莊東州	5.73	8.65	7.22
5.75	4.93	4.11	4.11	莊東州	5.75	8.78	7.33
5.81	4.98	4.16	4.16	莊東州	5.81	8.93	7.42
5.82	4.99	4.16	4.16	莊東州	5.82	9.03	7.52
5.82	4.99	4.16	4.16	莊東州	5.82	9.11	7.66
5.84	5.00	4.17	4.17	莊東州	5.84	9.27	7.85
5.85	5.02	4.18	4.18	莊東州	5.85	9.33	7.91
5.85	5.02	4.18	4.18	莊東州	5.85	9.46	8.05
5.87	5.03	4.19	4.19	莊東州	5.87	9.61	8.25

本表ハ各一噸ニ對スル運賃トス

小運送運賃及支線入換料金表

驛名	支線	入換料
青島驛	3.00	1.00
小碼頭線	3.50	1.00
青島貨物	4.50	1.00
大港驛	5.50	1.00
禮和倉庫線	6.00	1.00
亞細亞	6.50	1.00
埠頭荷投所	7.00	1.00
第一棧橋線	7.50	1.00
第二棧橋線	8.00	1.00
石油棧橋線	8.50	1.00
造船所線	9.00	1.00
禮和石油線	9.50	1.00
スダソグート	10.00	1.00
石油會社線	10.50	1.00
倉庫線	11.00	1.00
四方驛	11.50	1.00
滄口驛	12.00	1.00

處理驛名	支線	入換料
青島驛	3.00	1.00
小碼頭線	3.50	1.00
青島貨物	4.50	1.00
大港驛	5.50	1.00
禮和倉庫線	6.00	1.00
亞細亞	6.50	1.00
埠頭荷投所	7.00	1.00
第一棧橋線	7.50	1.00
第二棧橋線	8.00	1.00
石油棧橋線	8.50	1.00
造船所線	9.00	1.00
禮和石油線	9.50	1.00
スダソグート	10.00	1.00
石油會社線	10.50	1.00
倉庫線	11.00	1.00
四方驛	11.50	1.00
滄口驛	12.00	1.00

淄川炭礦發石炭積車ニ限リ青島小碼頭間入換料一車ニ付銀壹圓トス
以上ハ二軸車ノ運賃及料金ニシテ四軸車ノ場合ハ倍額トス

動貨運賃率 (巴)

距離 キロメートル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率	距離 キロメートル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率	距離 キロメートル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率	距離 キロメートル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率
177	34,30	27,70	221	38,70	31,30	265	42,20	33,90	309	45,50	36,40
178	34,40	27,80	222	38,80	31,40	266	42,30	34,00	310	45,50	36,40
179	34,50	27,90	223	38,90	31,40	267	42,40	34,10	311	45,60	36,50
180	34,60	28,00	224	39,00	31,50	268	42,50	34,10	312	45,60	36,50
181	34,80	28,10	225	39,00	31,50	269	42,60	34,20	313	45,70	36,60
182	34,90	28,20	226	39,10	31,60	270	42,60	34,20	314	45,70	36,60
183	35,00	28,30	227	39,20	31,70	271	42,70	34,30	315	45,80	36,60
184	35,10	28,40	228	39,30	31,70	272	42,80	34,40	316	45,80	36,70
185	35,20	28,50	229	39,40	31,80	273	42,90	34,40	317	45,90	36,70
186	35,40	28,60	230	39,40	31,80	274	42,00	34,50	318	45,90	36,80
187	35,50	28,70	231	39,50	31,90	275	43,00	34,50	319	46,00	36,80
188	35,60	28,80	232	39,60	32,00	276	43,10	34,60	320	46,00	36,80
189	35,70	28,90	233	39,70	32,00	277	43,20	34,70	321	46,10	36,90
190	35,80	29,00	234	39,80	32,10	278	43,30	34,70	322	46,10	36,90
191	36,00	29,10	235	39,80	32,10	279	43,40	34,80	323	46,20	37,00
192	36,10	29,20	236	39,90	32,20	280	43,40	34,80	324	46,20	37,00
193	36,20	29,30	237	40,00	32,30	281	43,50	34,90	325	46,30	37,00
194	36,30	29,40	238	40,10	32,30	282	43,60	35,00	326	46,30	37,10
195	36,40	29,50	239	40,20	32,40	283	43,70	35,00	327	46,40	37,10
196	36,60	29,60	240	40,20	32,40	284	43,80	35,10	329	46,40	37,20
197	36,70	29,70	241	40,30	32,50	285	43,80	35,10	328	46,50	37,20
198	36,80	29,80	242	40,40	32,60	286	43,90	35,20	330	46,50	37,20
199	36,90	29,90	243	40,50	32,60	287	44,00	35,30	331	46,60	37,30
200	37,00	30,00	244	40,60	32,70	288	44,10	35,30	332	46,60	37,30
201	37,10	30,10	245	40,60	32,70	289	44,20	35,40	333	46,70	37,40
202	37,20	30,20	246	40,70	32,80	290	44,20	35,40	334	46,70	37,40
203	37,30	30,20	247	40,80	32,80	291	44,30	35,50	335	46,80	37,40
204	37,40	30,30	248	40,90	32,90	292	44,40	35,60	336	46,80	37,50
205	37,40	30,30	249	40,90	33,00	293	44,50	35,60	337	46,90	37,50
206	37,50	30,40	250	41,00	33,00	294	44,60	35,70	338	46,90	37,60
207	37,60	30,50	251	41,10	33,10	295	44,60	35,70	339	47,00	37,60
208	37,70	30,50	252	41,20	33,20	296	44,70	35,80	340	47,00	37,60
209	37,80	30,60	253	41,30	33,20	297	44,80	35,90	341	47,10	37,70
210	37,80	30,60	254	41,40	33,30	298	44,90	35,90	342	47,10	37,70
211	37,90	30,70	255	41,40	33,30	299	45,00	36,00	343	47,20	37,80
212	38,00	30,80	256	41,50	33,40	300	45,00	36,00	344	47,20	37,80
213	38,10	30,80	257	41,60	33,50	301	45,10	36,10	345	47,30	37,80
214	38,20	30,90	258	41,70	33,50	302	45,10	36,10	346	47,30	37,90
215	38,20	30,90	259	41,80	33,60	303	45,20	36,20	347	47,40	37,90
216	38,30	31,00	260	41,80	33,60	304	45,20	36,20	348	47,40	38,00
217	38,40	31,10	261	41,90	33,70	305	45,30	36,20	349	47,50	38,00
218	38,50	31,10	262	42,00	33,80	306	45,30	36,30	350	47,50	38,00
219	38,60	31,20	263	42,10	33,80	307	45,40	36,30	351	47,60	38,10
220	38,60	31,20	264	42,20	33,90	308	45,40	36,40	352	47,60	38,10

動物運賃率 (巴)

距離 キロメートル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率	距離 キロメートル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率	距離 キロメートル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率	距離 キロメートル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率
1	10,00	8,00	45	16,50	13,50	89	23,50	18,90	133	29,00	23,30
2	10,20	8,10	46	16,80	13,80	90	23,60	19,00	134	29,10	23,40
3	10,40	8,30	47	17,10	14,10	91	23,80	19,10	135	29,20	23,50
4	10,50	8,40	48	17,40	14,40	92	23,90	19,20	136	29,40	23,60
5	10,70	8,50	49	17,70	14,70	93	24,10	19,30	137	29,50	23,70
6	10,80	8,60	50	18,00	15,00	94	24,20	19,40	138	29,60	23,80
7	10,90	8,70	51	18,20	15,10	95	24,30	19,50	139	29,70	23,90
8	10,00	8,80	52	18,30	15,20	96	24,50	19,60	140	29,80	24,00
9	11,20	8,90	53	18,50	15,30	97	24,60	19,70	141	30,00	24,10
10	11,30	9,00	54	18,60	15,40	98	24,80	19,80	142	30,10	24,20
11	11,40	9,10	55	18,70	15,50	99	24,90	19,90	143	30,20	24,30
12	11,50	9,20	56	18,90	15,60	100	25,00	20,00	144	30,30	24,40
13	11,70	9,30	57	19,00	15,70	101	25,20	20,10	145	30,40	24,50
14	11,80	9,40	58	19,20	15,80	102	25,30	20,20	146	30,60	24,60
15	11,90	9,50	59	19,30	15,90	103	25,40	20,30	147	30,70	24,70
16	12,00	9,60	60	19,40	16,00	104	25,50	20,40	148	30,80	24,80
17	12,20	9,70	61	19,60	16,10	105	25,60	20,50	149	30,90	24,90
18	12,30	9,80	62	19,70	16,20	106	25,80	20,60	150	31,00	25,00
19	12,40	9,90	63	19,90	16,30	107	25,90	20,70	151	31,20	25,10
20	12,50	1,00	64	20,00	16,40	108	26,00	20,80	152	31,30	25,20
21	12,70	10,10	65	20,10	16,50	109	26,10	20,90	153	31,40	25,30
22	12,80	10,20	66	20,30	16,60	110	26,20	21,00	154	31,50	25,40
23	12,90	10,30	67	20,40	16,70	111	26,40	21,10	155	31,60	25,50
24	13,00	10,40	68	20,60	16,80	112	26,50	21,20	156	31,80	25,60
25	13,20	10,50	69	20,70	16,90	113	26,60	21,30	157	31,90	25,70
26	13,30	10,60	70	20,80	17,00	114	26,70	21,40	158	32,00	25,80
27	13,40	10,70	71	21,00	17,10	115	26,80	21,50	159	33,10	25,90
28	13,50	10,80	72	21,10	17,20	116	27,00	21,60	160	32,20	26,00
29	13,70	10,90	73	21,30	17,30	117	27,10	21,70	161	32,40	26,10
30	13,80	11,00	74	21,40	17,40	118	27,20	21,80	162	32,50	26,20
31	13,90	11,10	75	21,50	17,50	119	27,30	21,90	163	32,60	26,30
32	14,00	11,20	76	21,70	17,60	120	27,40	22,00	164	32,70	26,40
33	14,20	11,30	77	21,80	17,70	121	27,60	22,10	165	32,80	26,50
34	14,30	11,40	78	22,00	17,80	122	27,70	22,20	166	33,00	26,60
35	14,40	11,50	79	22,10	17,90	123	27,80	22,30	167	33,10	26,70
36	14,50	11,60	80	22,20	18,00	124	27,90	22,40	168	33,20	26,80
37	14,70	11,70	81	22,40	18,10	125	28,00	22,50	169	33,30	26,90
38	14,80	11,80	82	22,50	18,20	126	28,20	22,60	170	33,40	27,00
39	14,90	11,90	83	22,70	18,30	127	28,30	22,70	171	33,60	27,10
40	15,00	12,00	84	22,80	18,40	128	28,40	22,80	172	33,70	27,20
41	15,30	12,30	85	22,90	18,50	129	28,50	22,90	173	33,80	27,30
42	15,60	12,60	86	23,10	18,60	130	28,60	23,00	174	33,90	27,40
43	15,90	12,90	87	23,20	18,70	131	28,80	23,10	175	34,00	27,50
44	16,20	13,20	88	23,40	18,80	132	28,90	23,20	176	34,20	27,60

特別運賃率第一表
自博山支線至以下各驛石炭十五噸運賃

至	自	南	定	淄	川	大	崙	崑	博	山
博	山	17.00		14.00		10.00				
大	崙	14.00		10.00						10.00
淄	川	10.00				10.00				14.00
南	定			10.00		14.00				17.00
張	店	10.00		14.00		17.00				20.00
馬	尙	14.00		17.00		20.00				23.00
芽	莊	17.00		20.00		23.00				26.00
周	村	20.00		23.00		26.00				29.00
大	臨	23.00		26.00		29.00				31.00
王	村	26.00		29.00		31.00				33.00
普	集	29.00		31.00		33.00				35.00
明	水	31.00		33.00		35.00				36.00
棗	園	33.00		35.00		36.00				37.00
龍	山	35.00		36.00		37.00				38.00
十	里	36.00		37.00		38.00				39.00
郭	店	37.00		38.00		39.00				40.00
王	舍人	38.00		39.00		40.00				41.00
八	潤	39.00		40.00		41.00				42.00
黃	臺	40.00		41.00		42.00				43.00
北	關									
濟	南									
湖	田	14.00		17.00		20.00				23.00
金	鎮	17.00		20.00		23.00				26.00
辛	店	20.00		23.00		26.00				29.00
淄	河	23.00		26.00		29.00				31.00
普	通	26.00		29.00		31.00				33.00
青	州	29.00		31.00		33.00				35.00
楊	家	39.00		41.00		43.00				45.00
譚	家坊	42.00		44.00		46.00				48.00
堯	溝	47.00		49.00		51.00				53.00
昌	樂	50.00		52.00		54.00				56.00
朱	劉	53.00		55.00		57.00				59.00
大	圩	55.00		57.00		59.00				61.00

動物運賃率 (巳)

距離 キ ロ メ ー ト ル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率	距離 キ ロ メ ー ト ル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率	距離 キ ロ メ ー ト ル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率	距離 キ ロ メ ー ト ル	二 重 底 運 賃 率	一 重 底 運 賃 率
353	47,70	38,20	370	48,50	38,80	287	49,40	39,50	404	50,20	40,20
354	47,70	38,20	371	48,60	38,90	388	49,40	39,60	405	50,30	40,20
355	47,80	38,20	372	48,60	38,90	389	49,50	39,60	406	50,30	40,30
356	47,80	38,30	373	48,70	39,00	390	49,50	39,60	407	50,40	40,30
357	47,90	38,30	374	48,70	39,00	391	49,60	39,70	408	50,40	40,40
358	47,90	38,40	375	48,80	39,00	392	49,60	39,70	409	50,50	40,40
359	48,00	38,40	376	48,80	39,10	393	49,70	39,80	410	50,50	40,40
360	48,00	38,40	377	48,90	39,10	394	49,70	39,80	411	50,60	40,50
361	48,10	38,50	378	48,90	39,20	395	49,80	39,80	412	50,60	40,50
362	48,10	38,50	379	49,00	39,20	396	49,80	39,90	413	50,70	40,60
363	48,20	38,60	380	49,00	39,20	397	49,90	39,90	414	50,70	40,60
364	48,20	38,60	381	49,10	39,30	398	49,90	40,00	415	50,80	40,60
365	48,30	38,60	382	49,10	39,30	399	50,00	40,00	416	50,80	40,70
366	48,30	38,70	383	49,20	39,40	400	50,00	40,00	417	50,90	40,70
367	48,40	38,70	384	49,20	39,40	401	50,10	40,10	418	50,90	40,80
368	48,40	38,80	385	49,30	39,40	402	50,10	40,10	419	51,00	40,80
369	48,50	38,80	386	49,30	39,50	403	50,20	40,20	420	51,00	40,80

山東鐵道營業啓羅米突表

11	膠	東
19	11	膠州
26	18	10 臺子
31	23	15 8 芝蘭莊
37	29	21 14 9 姚哥莊
45	37	29 22 17 11 高密
50	52	44 37 32 26 18 蔡家莊
57	59	51 44 39 33 25 10 塔耳堡
63	65	57 50 45 39 31 16 9 丈嶺
70	72	64 57 52 46 38 23 16 10 太堡莊
76	78	70 63 58 52 44 29 22 16 9 昨山
85	87	79 72 67 61 53 38 31 25 18 9 黃旗堡

博山支線

張	店	張	店
南	定	11	南 定
淄	川	22	11 淄 川
淄	川	29	18 7 淄川炭鑛
大	崑	33	22 11 18 大崑崙
博	山	43	32 21 28 10 博 山

第一章 總則

第一條 本鐵道ノ旅客手小荷物貴重ノ運送ハ特別ノ規定又ハ契約アルモノノ外本規程ニ依ル

第二條 運送ハ時刻表及賃金表ニ記載シタル各驛ニ限り取扱ヲナシ賃金ハ賃金表ニ依リ重量計算ハ一

「キログラム」未滿ハ一「キログラム」トス

鐵道ハ賃金ノ正算支拂ヲ求ムルコトヲ得賃金又ハ料金トシテ收納スヘキ貨幣ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三條 左ノ場合ハ運送ヲ拒絕シ又ハ之ヲ中止ス

一 託送物カ本運送ニ適セサルモノ

二 鐵道カ運送スヘカラサルモノト認メタルモノ

三 傳染病患者其ノ他自他ニ危害又ハ迷惑ヲ及ホスヘキ虞アルトキ

四 鐵道ノ規定ヲ遵守セサルトキ又ハ係員ノ指圖ニ從ハサルトキ

第四條 旅客又ハ託送物ノ損害ニ關シテハ鐵道ノ故意又ハ重大ナル過失ニ基因スルノ外賠償ノ責ニ任

セス
第五條 旅客荷送人又ハ荷受人カ運送ニ關シ鐵道ニ損害ヲ與ヘタルトキハ賠償ノ責ニ任ス

第二章 旅客ノ運送

18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

第六條 旅客ハ發車時刻五分間前迄ニ乗車券ヲ購入スヘシ

第七條 旅客ハ有效ナル乗車券ヲ所持スルニアラサレハ乗車スルコトヲ得ス

乗車券ヲ有スルモ相當座席ノ存在セサル場合ニハ乗車スルコトヲ得ス

第八條 十二歳以下ノ小兒ハ半賃金トシ旅客ノ伴フ滿四歳以下ノ小兒ニシテ特ニ座席ヲ要セサルモノハ無賃トス

小兒ノ年齢ハ係員ノ鑑定ニ委ス

第九條 旅客ハ乗車券通用期間内ニ於テ其通用區間内ノ任意ノ驛ニ下車スルコトヲ得

但シ所定ノ通用期間ヲ經過シタルトキハ該乗車券ハ無効トス

第十條 旅客ハ發行當日ニ限り乗車前ニ於テ一旦購入シタル乗車券ヲ他級ノ者ト交換シ又ハ之ヲ返還シテ賃金ノ差額又ハ全額ヲ請求スルコトヲ得

第三條ノ規定ニ依リ鐵道カ途中ニ於テ下車ヲ命シタル場合ニ於テハ賃金ノ拂戻ヲナサス

第十一條 座席ニ餘裕アルトキハ旅客ハ係員ノ承諾ヲ得テ乗車賃ノ差額ヲ支拂ヒ上級車ニ乗換フルコトヲ得

第十二條 乗車券又ハ有效ノ乗車券ヲ所持セスシテ乗車シタル旅客ハ其ノ通過シタル區間ニ對スル賃

金ノ二倍若シ該賃金ノ二倍カ銀參圓以下ナルトキハ銀參圓ヲ支拂フヲ要ス但シ豫メ係員ノ承諾ヲ得

タルトキハ普通賃金ヲ徵ス

前項ノ場合ニ於テ乗車驛不明ナルトキハ當該列車ノ初發驛ヨリ乗車シタルモノト看做ス

第十三條 列車運轉ノ全部又ハ一部ヲ中止シタル爲又ハ列車遅延ニ依リ接續ヲ缺キタル爲旅客ノ下車

中ニ乗車券ノ通用期間ヲ經過シタルトキハ運轉開始後乗車券面ノ到著驛ニ向ヒ運轉スル最近列車ニ

限り乗繼クコトヲ得但此場合ニハ驛長ノ證明ヲ得ルヲ要ス

前項ノ場合ニ旅客ハ任意ノ驛ニ於テ旅行ヲ中止シ未乗車區間ノ賃金ノ拂戻シヲ受クルコトヲ得

第十四條 係員ノ承諾ヲ得スシテ乗車券面ノ到著驛ヲ乗越シ又ハ下級乗車券ヲ所持シテ上級車ニ乗込

ミタル時ハ其ノ乗越シ又ハ通過シタル區間ニ對スル相當賃金ノ二倍ヨリ該區間ニ相當スル下級賃金

ヲ控除シタル金額少クトモ銀參圓ヲ支拂フヲ要ス但豫メ承諾ヲ得タルトキハ普通乗車賃金又ハ其差

額ヲ徵ス

第十五條 左記各號ノ處爲ハ之ヲ禁ス

一 列車出發ノ合圖アリタル後乗車スルコト

二 列車カ全ク停止セサルトキニ降車スルコト

三 列車カ停車場外ニ停車スルトキ係員ノ承諾ヲ得スシテ下車スルコト

四 列車進行中車輛ノ甲板上ニ立ツコト

五 車扉ニ凭リ又ハ肢體ヲ車外ニ露出スルコト

六 他ニ危害ヲ及ホスヘキ虞アル物品ヲ車外ニ放棄スルコト

第十六條 旅客ハ容易ニ携帶シ得ル旅行用具ニシテ座席ヲ塞カサル物品ニ限り自己ノ責任ニ於テ客車内ニ持込ムコトヲ得但三等乗車券所持ノ旅客ニ對シテハ四十「キログラム」ヲ最大限トス

第十七條 犬其ノ他ノ動物火藥其ノ他爆發又ハ發火シ易キ物及他ニ危害又ハ迷惑ヲ及ホスヘキ虞アル物若ハ車輛ノ汚損スル物ハ之ヲ車内ニ携帶スルコトヲ禁ス但少量ノ小銃彈藥ハ此ノ限ニアラス

前項ノ疑アルトキハ鐵道ハ之ヲ検査スル事ヲ得

第一項ニ違反シタル場合ハ禁止物品ノ總量ニ對シ「キログラム」毎ニ銀拾圓ヲ徵ス

第十八條 一車貸切又ハ團體乗車ハ臨時ノ約束ニ依ル

第三章 手荷物ノ運送

第十九條 旅客ハ其ノ旅行用具ニ限り手荷物トシテ託送スルコトヲ得但荷造不完全ナルモノハ託送ヲ拒絶ス

手荷物ハ列車出發時刻十五分前迄ニ乗車券ヲ揭示シテ之ヲ託送スヘシ

第二十條 旅客ニ附隨スル左ノ物品ハ手荷物トシテ託送スルコトヲ得但第一號ノ物品中第二十條第二項ニ其ノ重量ヲ規定セルモノハ其ノ重量ニ依ル

一 小椅子、小兒車、測量機械、樂器、大工道具、自轉車、轎子等

二 犬其ノ他ノ小動物

犬ハ之ヲ犬箱ニ其ノ他ノ小動物ハ一定ノ容器ニ入ルルヲ要ス但重量ハ皆掛トス

鐵道ハ託送ヲ受ケタル小動物ニ對シ飼養ノ義務ヲ負ハス

第二十一條 左ノ物品ハ手荷物トシテ託送スルコトヲ得ス

一 商品 但少量ノ見本ハ此限ニアラス

二 火藥其ノ他爆發又ハ發火シ易キ物取扱危險ナルモノ

三 他ニ危害又ハ損害ヲ及ホスヘキ虞アル物

四 臭氣ヲ發シ若ハ不潔ナルモノ

五 長大ナルモノ又ハ一箇ノ重量百「キログラム」ヲ超過スルモノ

六 貴重品

七 破損シ易キモノ

前項ノ規程ニ違反シタル場合ハ第十七條第三項ヲ準用ス

第二十二條 手荷物ノ託送者ハ其ノ内容ヲ明告スル義務ヲ負フ内容ニ關シ疑アルトキハ託送者ノ負擔ニ於テ鐵道ハ之ヲ検査スルコトヲ得

第二十三條 手荷物ノ途中取卸ハ之ヲ拒絶スルコトアルヘシ途中ノ取卸ヲナシタル場合ト雖運賃ノ拂戻ヲナサス

第二十四條 第十三條第二項ノ場合ニ旅客ノ請求アルトキハ託送手荷物ヲ該下車驛ニ於テ引渡シ前途ノ運賃ヲ拂戻スコトヲ得

第二十五條 第三條ノ規定ニ依リ鐵道カ途中下車ヲナサシメタル旅客ノ託送手荷物ハ該下車驛ニ之ヲ取卸シ運賃ノ拂戻ヲナサス

第二十六條 託送手荷物到着後直ニ引取ラサルトキハ鐵道ハ保管ノ責ニ任セス

到着後二十四時間ヲ經過スルトキハ以上二十四時間又ハ其ノ未滿毎ニ一箇ニ付留置料トシテ銀拾錢ヲ徴ス

第二十七條 旅客到着後三日ヲ經過スルモ猶託送手荷物ノ引渡ヲ受ケサルトキハ紛失シタルモノト看做スコトヲ得

第二十八條 手荷物ノ賠償金額ハ特別ノ定メアル場合ノ外一箇ニ付金五拾圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十九條 託送者ハ手荷物ノ價格カ前條ノ賠償額ヲ超ユルモノニ對シ價格ヲ表明シ左記増賃金ヲ支拂ヒタルトキハ該荷物ノ滅失毀損ニ對シテハ表明セル價格ノ範圍内ニ於テ實際ノ損害、賠償ヲ請求スルコトヲ得

一 増賃金百圓若ハ其ノ未滿毎ニ銀拾錢但シ最低増賃金ハ銀壹圓トス

第三十條 賠償金額支拂後紛失手荷物發見セラレタルトキハ託送者ノ住所氏名明瞭ナル場合ニ限り之ニ通知ヲナスヘシ

託送者此ノ通知ヲ受ケタルトキハ賠償金額ヲ返附シ該手荷物ヲ受領スルコトヲ得

第四章 小荷物ノ運送

第三十一條 第二十一條第二號乃至第六號以外ノ荷物ニシテ其ノ性質容積及重量カ客車運送ニ適スル

モノナルトキハ荷送人ノ請求ニ依リ小荷物トシテ託送スルコトヲ得

左記物品ヲ託送スル場合ハ左ノ重量ニ依リ運賃ヲ計算ス

一 自轉車	一 臺	二十五「キログラム」
二 小兒車	同	三十五 同
三 人力車	同	五十 同
四 自動自轉車	同	百 同
五 轎子	同	百 同

小荷物ノ最低重量ハ二十「キログラム」トシ最低運賃ハ銀壹圓トス

第三十二條 小荷物ノ託送ハ列車出發時刻三十分前ニ之ヲナスヘシ

小荷物ヲ託送セムトスルモノハ左記事項ヲ記載セル運送狀ヲ提出スヘシ

一 運送狀作製地及年月日

二 發著驛名

三 荷受人住所氏名又ハ商號

四 品名重量荷造ノ種類箇數並記號

五 託送者ノ住所氏名又ハ商號

小荷物ニハ其ノ表面見易キ位置ニ荷受人住所氏名ヲ明記スヘシ

第三十三條 小荷物ノ到着通知ハ之ヲナササルコトヲ得

小荷物到着後二十四時間以内ニ引取ナキトキハ保管ノ責ニ任セス

前項ノ時間ヲ經過スルトキハ第一項ノ場合ニ於テモ第二十六條第二項ヲ適用ス

第三十四條 小荷物ノ運送ニ關シテハ別段ノ定メナキトキハ第三章ノ規定ヲ準用ス

第五章 貴重品ノ運送

第三十五條 貴重品ハ貨主請求ニ依リ客車便ニ依リ運送スルコトヲ得

第三十六條 貴重品トハ貴金屬、地金、同製作品、寶石、同製作品、金銀貨紙幣、有價證券等ヲ云フ

第三十七條 貴重品ハ堅固ニシテ完全ナル荷造ヲ有シ施封セラレタルモノニアラサレハ託送ヲ受ケス

第三十八條 貴重品ノ運送ニハ附添人ヲ請求スルコトアルヘシ附添人ハ客車内ニ座席ヲ占メ相當スル

乗車券ヲ所持スルヲ要ス

第三十九條 貴重品ノ運賃ハ小荷物賃金ノ二倍トス但一口ノ最小運賃銀五圓ヲ徵ス

第四十條 貴重品ノ到着後二十四時間ヲ經過シタルトキハ以上二十四時間又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一

箇ニ付キ留置料トシテ銀參拾錢ヲ徵ス

第四十一條 貴重品ノ運送ニ付テハ別段ノ定メナキトキハ手、小荷物運送ニ關スル規定ヲ準用ス

日	月	年	時	分	秒	度	分	秒	經	度	分	秒
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

第一頁
 第二頁
 第三頁
 第四頁
 第五頁
 第六頁
 第七頁
 第八頁
 第九頁
 第十頁
 第十一頁
 第十二頁
 第十三頁
 第十四頁
 第十五頁
 第十六頁
 第十七頁
 第十八頁
 第十九頁
 第二十頁
 第二十一頁
 第二十二頁
 第二十三頁
 第二十四頁
 第二十五頁
 第二十六頁
 第二十七頁
 第二十八頁
 第二十九頁
 第三十頁
 第三十一頁
 第三十二頁
 第三十三頁
 第三十四頁
 第三十五頁
 第三十六頁
 第三十七頁
 第三十八頁
 第三十九頁
 第四十頁
 第四十一頁
 第四十二頁
 第四十三頁
 第四十四頁
 第四十五頁
 第四十六頁
 第四十七頁
 第四十八頁
 第四十九頁
 第五十頁
 第五十一頁
 第五十二頁
 第五十三頁
 第五十四頁
 第五十五頁
 第五十六頁
 第五十七頁
 第五十八頁
 第五十九頁
 第六十頁
 第六十一頁
 第六十二頁
 第六十三頁
 第六十四頁
 第六十五頁
 第六十六頁
 第六十七頁
 第六十八頁
 第六十九頁
 第七十頁
 第七十一頁
 第七十二頁
 第七十三頁
 第七十四頁
 第七十五頁
 第七十六頁
 第七十七頁
 第七十八頁
 第七十九頁
 第八十頁
 第八十一頁
 第八十二頁
 第八十三頁
 第八十四頁
 第八十五頁
 第八十六頁
 第八十七頁
 第八十八頁
 第八十九頁
 第九十頁
 第九十一頁
 第九十二頁
 第九十三頁
 第九十四頁
 第九十五頁
 第九十六頁
 第九十七頁
 第九十八頁
 第九十九頁
 第一百頁

